

平成27年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成27年3月4日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	稲垣 誠亮
3番	栢木 進	4番	岩井智恵子
5番	中塚 尚憲	6番	山本 剛
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	欠 員	12番	市木 一郎
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	河野 司	18番	坂口 哲哉
19番	高橋 繁夫	20番	立入三千男

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	中島 宗七	総務部長	川端 弘一
市民部長	富田 久和	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	遠藤 伊久也	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	田中 善広
政策調整部次長	野玉 義弘	総務部次長	上田 裕昌
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	佐敷 政紀	事務局次長	白井 芳治
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第1号から議第43号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(平成26年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)) 他42件)

質疑

第3 議第2号から議第12号まで及び議第20号から議第43号まで

(平成27年度野洲市一般会計予算 他34件)

常任委員会付託

第4 議第1号及び議第13号から議第19号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(平成26年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)) 他7件)

討論、採決

第5 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(河野 司君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、18人であります。遅参議員は16番、梶山幾世議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第12番、市木一郎議員、第13番、丸山敬二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（河野 司君） 日程第2、議第1号から議第43号まで、専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号））他42件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第1番、北村五十鈴議員。

○1番（北村五十鈴君） 1番、北村五十鈴です。

それでは、議第23号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について健康福祉部政策監に質問いたします。

この新規制定条例は子ども・子育て支援法の規定に基づく新制度の創設によるものです。子ども・子育て支援法に基づく新制度は子どもに対し保育の必要性などを認定することとなり、その財源は消費税率の値上げという形で国民が負担することになりました。法律は消費税と一体で議論され、児童福祉法が改正されました。普通に考えると、全く別物の児童福祉法と消費税が一体で議論されたのです。新制度の入り口は経済対策で、出口は消費税率の値上げです。入り口、出口共に保育や幼児教育ではありませんでした。したがって、課題が散見される制度であると言われております。このような中、今回、この新制度に基づき提案されました本条例第4条では特定教育・保育施設の利用定員について、規定されております。

1、そこで新制度の目玉は待機児童解消だと言われておりますが、本市の現在の待機児童数を年齢別に教えて下さい。

2、また具体的な待機児童の解消法と目標とする解消の時期についてお伺いします。

3、続いて、第5条には支給認定保護者に対する内容や手続の説明と同意が規定されておりますが、認定の際の本市の就業積算時間は何時間ですか。

次に、今回の新制度の最も大きな心配は長く子どもたちを守り続けてきた国及び自治体の責任と費用負担が明確な保育所の仕組み、すなわち児童福祉法第24条を解体し、市場メカニズムを介して、事業者と保護者が直接契約するといった仕組みに変更することでした。しかし、国及び自治体の保育実施責務を解体すべきではないとする反対運動によって、児童福祉法第24条1項は残され、直接契約のできる認定こども園、家庭的保育事業等を児童福祉法第24条第2項に新たに位置付けました。このことを受け、条例第3章では市の確認により給付費を受けることとなる特定地域保育事業等の運営に関する基準を定めております。

1、そこで、この条例制定の基本的な考え方として、新制度で改正されました児童福祉法第24条第2項に関する見解をお聞かせ下さい。

2、また認定こども園、家庭的保育事業等の直接契約保育についてはいかがお考えですか。

最後に、新制度の大枠は政府が決めますが、実際に実施するのは市町で、政府が決めるのはあくまでも枠組みです。だから、市町の意向で事態は大きく変わると考えます。市町に委ねられている権限が大きく、反対に新制度の弊害も緩和できる立場にあるのですから、子どもの立場に立って運用することが基本となっています。

そこで、最後にこれまでの点を含めて、第23号は国の省令に比べて本市のニーズ調査を鑑み、本市独自の改善条例になっていますでしょうか。あわせて、この複雑な新制度の内容が保護者の方には十分な説明、理解をいただいているのかを問うものです。

次に、第24号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について質問させていただきます。

この条例は子ども・子育て支援法の新制度による児童福祉法の改正に基づき、家庭的保育事業や小規模保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。家庭的保育事業等は先ほども申し述べましたとおり、新制度で拡大されたものです。この事業も認定こども園と同様に児童福祉法第24条第2項に位置付けられている直接契約の事業で、待機児童の切り札として奨励されています。しかし、心配される問題点が多々あり、先進の市町では独自の改善を示しておられますが、本市においては現在、対応する事業所がないため、国の認可基準どおりとなっておりますので、改めて見解をお聞きいたします。

議案関係書類13ページに沿って、問題点と課題をお聞きします。

1、保育の担い手に関し、国の認可基準ではほとんどの事業で保育の担い手は保育資格を必要とせず、研修のみの保育士さんでよいとなっていますが、見解を問うものです。ちなみに、認可外保育施設での子どもの死亡事故率は2013年度で認可保育所の45倍になっております。

2、居宅訪問型保育事業に関し、認可基準は昼間の保育だけではなく、夜間及び深夜の勤務に対しても対応する事業となっておりますが、夜間、深夜も保育士は1人となっております、安全が心配ですが、見解を問うものです。

3、施設に関し、野外遊戯、園庭に関することですが、代替可とありますが、隣接条件はなく、屋外の遊びを豊かにしていくためにも隣接についてどのようにお考えか、見解を

問うものです。

4、耐震面に関し、昨今、地震が頻発しており、つり天井が問題化していますが、この基準設定の意向があるのか、見解を問うものです。

5、食事に関し、要としながらも5年間の措置付けですが、2歳未満の子どもが多いことから離乳食やアレルギー児食など、個々の子どもの状況に応じた丁寧な食事が必要ですので、事前調理、調理員の配置に関して見解を問うものです。

6、保育料に関し、国は利用者負担について施設、事業の種類を問わず、同一の水準とする表明していますが、公定価格も異なり、保育士等の基準も異なるのに同一水準というのは理解に苦しみますが、見解を問うものです。

7、認可保育所、幼稚園では独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定している災害共済給付が受けられるようになっていますが、家庭的保育事業等では適用外となっています。市町レベルで事故補償の手だてを整備することについて見解を問うものです。

以上の他にも自治体レベルで問われている問題が多くあると思いますし、子どもを守る自治体の責任は大きく、私が調査、協力いただきました県内外27の市町の中にも、国の最低基準よりも厳しく条例化されているところも幾つかありました。現在、野洲市は全て認定保育ですし、この先も認定外は考えておられないとの担当課のお答えでした。しかし、特に零歳から2歳の乳幼児、物も言えず、意思も伝わりにくい弱者にはより丁寧な対応が自治体には求められています。現在、参入はなくとも、法律によって拒めない以上、新制度によって保護者も保育士もよくわからないという不安も含めて、認可基準の改善が求められます。今後の対応を最後にお聞かせ下さい。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、北村議員の議第23号に対する質疑にお答えをいたします。

まず、1点目の平成27年3月1日現在の保育所における待機児童はゼロ歳児13名、1歳児18名、2歳児10名、3歳児1名、4歳児1名、5歳児1名の合計44名となっております。

2点目の待機児童の具体的な解消法につきましては、議第43号で上程しております野洲市子ども・子育て支援事業計画の24ページの記載のとおり、幼稚園の預かり保育を効果的に活用する利用調整による確保及び野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画に基づく施設改修整備や定員見直しにより、定員増を図って対応してまいりたい

と考えております。また、目標とする解消の時期につきましては、同計画期間であります平成31年度を見込んでおります。

3点目の就業要件の時間につきましては、野洲市における子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号に規定する、労働は一月において60時間と定める予定でございます。これは従前からの運用と同様となっております。

次に、4点目以降になりますけれども、児童福祉法に関する2点のご質問、また6点目ですか、独自の条件になっているかのご質問についてでございますが、法に対する見解は申し上げるところではございませんけれども、今回の法改正により、新たに認定こども園や家庭的保育事業により、必要な保育を確保する措置を講じるように定められています。本市でも議員もご指摘のとおり、児童福祉法第24条第2項に規定する施設や事業者は現在のところございません。市内に住所を有する乳幼児の教育、保育にあつては保育所及び幼稚園施設において、これまでと変わらず、市が責任を持って対応すべきであると考えており、待機児童の解消につきましても、先ほど申し上げましたように家庭的保育事業等を活用するのではなく、幼稚園の預かり保育を効果的に活用する利用調整による確保及び野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画に基づく施設改修整備や定員の見直しによりまして、定員増により対応してまいりたいと考えております。

そのような状況の中で、本市としましては、本条例が法により基準条例の制定義務が課せられていることから、内閣府令を準拠しているものでございます。

次に、新制度に係る保護者への説明等につきましては、各園での保護者説明会、並びに広報あるいはホームページ等を用いまして、保護者の方に十分な理解を得られるよう努めているところでございます。園やこども課において問い合わせがあった場合にも丁寧に対応をしてまいりたいと考えております。

次に、議第24号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑にお答えをいたします。

先ほどの議第23号に対する質疑でお答えしましたように、市内に住所を有する乳幼児の教育、保育にあつては市で実施しましたニーズ調査を踏まえ、保育所及び幼稚園施設において、これまでと変わらず、市が責任を持って対応すべきであると考えております。したがって、家庭的保育事業等における保育の担い手、居宅訪問型保育事業における保育従事者、屋外遊戯や園庭に関すること、食事に関すること、保育料に関すること、あるいは事故補償に関することについては現段階において野洲市で実施されている、あるいは

実施しようとしている事業者が存在しないこともありますので、また、法により条例の制定が義務付けられていることから、現時点では当該省令を準拠した内容といたしております。

なお、新制度に移行後においては、地震に対する施設の備え、あるいは運営面について基準に課題が出てきた場合には基準の見直しを行うなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野 司君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） それでは、1点だけ再質問をさせていただきます。

先ほどからの答弁の中に本市は待機児童も少なく、これから建設予定の竹ヶ丘保育園等にて90人の定員が見込めることから、全ての待機児童はなくなるとのことでした。

そこで、お聞きいたします。これまでの制度では保育所入所を希望する場合、市町への申し込みだけで足りていましたが、新制度では保育必要量の認定という介護保険のような手続が必要になりました。そこで、積算は保育の必要性を保護者の就業時間によって認定しますが、その認定の際、今回、国は就業時間の下限を1カ月当たり48から64時間とし、自治体に判断を委ねています。

例えば、京都市の場合は48時間を採用されています。本市の場合、先ほどの答弁では今までと変わらない60時間を積算していますが、その就業時間には満たないけれども、在宅保育の保護者、お母様方も働きたいという希望者は多くおられるとお聞きいたします。聞かない日がないぐらいに女性の社会進出を成長戦略にと言われていています。だとしたら、この就業時間の見直しがあれば、待機児童の数も変わり、事業計画の変更も考えられる。すると、この60時間という想定内で事業計画はでき上がっていると思うのですが、下限基準が変われば、事業計画も見直さざるを得ないということにもなりますが、そこで、改めてお聞きいたします。この下限の見直しは考えておられるのでしょうか。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 北村議員の再質問にお答えしたいと思います。

就業時間の下限の変更、緩和といいますか、は考えているのかということですが、当然、下限の基準を下げれば、逆に待機児童がふえるということもございませうけれども、入りたい人が入るといふ、そういうご要望にお応えをするということも大事なことでございませうけれども、現在の段階では待機児童の解消というのがまず一番の喫緊の課題となっております。

ますので、就業時間の緩和というのは、現段階ではなかなか困難であります。待機児童の解消がまずされた段階で、その段階でまたそうした基準の緩和に対する保護者のご要望、こうしたものをお聞きしながら、その段階からまた検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 以上です。

○議長（河野 司君） 次に、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） おはようございます。

膨大で、5点にわたって質問します。

議第2号平成27年度野洲市一般会計予算について質問いたします。

子育て世帯臨時特例給付金や臨時福祉給付金についてお伺いします。

給付金は100%国庫支出金ですが、消費税10%が延期されたことにより大幅な減額となっています。この給付金の措置は低所得者ほど重税になるという逆進性を緩和するための措置でした。平成26年4月から8%になり、物価高もあり、年少扶養控除の廃止などもあり、1万円ぐらいは消えてなくなるような状況でした。それが延期されたからと3,000円や6,000円に引き下げるということは許されません。この問題は野洲市で対応できないことですから、事務費のことで質問いたします。

所得制限や個別に知らせる手続が必要なこともあり、臨時給付も子育て世帯の給付も全体予算の3割が事務費であります。野洲市の一般会計に影響しませんが、もとをたどれば、国民の税金です。両方の事務費で3,275万円、給付費は6,870万円で、給付費の47%が事務費ということです。このような状況は全国の自治体で行われており、看過できません。地方自治体としても意見を上げるべきと考えますが、見解を求めます。

次に、工業振興助成金について質問いたします。

毎年5,000万円の助成金であり、今後8年間で4億円の助成予定であります。大企業は国内の工場と海外の工場のすみ分けを行い、国内で利益が上がれば外国税額控除で還付されるという仕組みの中で、企業が野洲から撤退するのを防ぐという助成時の根拠は崩れています。また、この助成金は雇用の確保がうたわれていました。このようなことを踏まえ、以下の点を質問します。

これまで、助成した金額と企業の法人市民税の納税額を明らかにされたい。さらに、雇

用の創出がどの程度上がったのか、明らかにされたいと思います。

最後に、新事業の私立幼稚園費について質問いたします。

私立幼稚園の施設に対して433万円、就園奨励に92万円、負担軽減に80万円、預かり保育に50万円、国と市町村が半分ずつ出し、野洲市は335万円の支出となっています。これは子ども・子育て支援法に基づくものですが、現在、私立保育園には何カ所に行き、就園している園児は何人いるのか、負担軽減ということが出されていますが、議第26号の条例で市立幼稚園の保育料の上限を決めることが出されていますが、この条例との関連性があるのか、お尋ねいたします。

次に、議第22号野洲市いじめ防止等対策条例について質問いたします。

いじめ防止対策推進法が2013年に成立し、この法律に基づき地方公共団体で基本方針や対策連絡協議会の設置などが定められ、今回の条例提案となっています。日本共産党はこの推進法には反対しました。法の25条で罰則を加える、26条で出席停止を命ずると、厳罰化を明記しています。いじめに毅然と対応することは必要ですが、厳罰で臨むのではなく、いじめに走った子どもに事情を丁寧に聞き、子ども自身に人間的に立ち直れるように支えることが必要だからです。厳罰の強行は子どもの心をゆがめ、教師との関係も壊し、いじめ対策に効果がないだけでなく、悪影響を及ぼします。

以下の点について質問いたします。

①野洲市の条例は法に基づきつくられています。いじめが発覚したとき、法の25条、厳罰化や26条の出席停止をどのように展開されるのか、お尋ねいたします。

②法律では18条で地方公共団体が講ずる措置として、教諭、養護教諭、その他の配置が上げられています。養護教諭の配置基準は中学校で801人以上、小学校で851人以上で、複数配置になっていますが、配置基準の引き下げなどを求め、いじめを発見しやすい養護教諭の複数配置が必要と考えますが、見解を求めます。

③第9条でいじめ問題対策連絡協議会が設置されますが、どのような協議が行われるのでしょうか、お尋ねいたします。

④第18条の野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会は現在、いじめに遭っている子どもたちの問題の調査研究だと考えますが、実効性のある対策が進むことが望まれます。どのような研究でしょうか、お尋ねいたします。また、重大な事態に係る事実関係の調査となっていますが、重大な事態の基準は何でしょうか、お尋ねをいたします。

議第23号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例についてお尋ねいたします。

今回の条例は子ども・子育て支援制度に基づく条例制定であり、24号、25号、26号、27、34号が関連する条例として提案されています。今回の条例制定は今年4月から新支援法に基づく保育制度の大改定であります。児童福祉法の第24条第1項で保育に欠ける児童の保育に関しては、市町村の実施義務が規定されていました。今回の改定では保育に欠けるという概念から保育の必要な子どもと置き替えられました。そして、市町村は認定を行う業務となり、介護保険とよく似たシステムになりました。保育所に対してあつせん、調整を行うということになっており、議案説明の勉強会では保護者にとっては変わらないと言われましたが、公立保育園においては変わらないと考えますが、直接契約になる認定こども園や小規模保育、家庭的保育、事業所内保育などはどのような状況になるのか。児童福祉法第24条第2項で、市町村は必要な保育を確保するための措置を講じなければならないと間接的ながらも保育を確保する義務を負っています。

そこで、お尋ねをいたします。

①今後も保育責任は野洲市にあると認識していいのか、まずお尋ねをいたします。

②第6条で正当な理由のない提供拒否の禁止、第7条であつせん、調整及び要請に対する協力がうたわれていますが、できる限り、協力しなければならないとされており、応諾の担保はありません。結局、保護者が探し回るといった状況になるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

③第18条4項で特定教育、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができるかとあります。27年度の入園のしおりの9ページに各園の保育料以外の諸費用について掲載されています。各園で大きく異なります。公立保育園でも一律でなく、ばらばらであり、3歳児で第三保育園は5,000円ですが、他の園は1万円です。民間もばらばらです。絵本、文具などありますが、保育料は所得に応じてですが、これらの費用は一律の負担であり、上乘せ徴収は検討が必要ではないのでしょうか、お尋ねいたします。

④第16条において特定教育、保育に関する評価等が規定されていますが、適切に運営されるのかを外部の者に評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るように努めなければならないとありますが、会計管理や職員配置などを要綱別に定め、外部の評価が受けられるシステムをつくる必要があるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

⑤第32条において、事故発生の防止及び発生時の対応が規定されていますが、乳幼児

の事故は命に関わることも多く、定期的な検証を行うことは当然ですが、行政の指導に応じない事業者に対してはどのような対応をされるのか、外部評価とあわせ、システムをつくる必要があるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

⑥第53条でこの条例の施行に関しては、必要な事項は市長が別に定めるとしてありますが、4月から施行するにあたり作成はされているのか、お尋ねいたします。

議第24号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてお尋ねいたします。

家庭的保育というのは5人以下の乳幼児を保育する事業です。野洲市では現在、認可されている地域型保育はゼロであり、今後、31年度までの事業計画でもゼロとされており、市としては地域型保育での対応でなく、保育所やこども園での対応を基本にされていると考えますが、現在、無認可の特定地域型保育事業をされているところもあり、この条例が1つの基準になることも考えられることから、基本的な問題で質問いたします。

①この条例の第23条の2項で家庭的保育は市長が行う研修を終了した保育または保育士と同等以上の知識を有すると市長が認めるものと規定されていますが、同等以上とはどのような方を想定されているのか、お尋ねいたします。

②23条の3項に家庭的保育者1人が保育できる保育児の数は3人以下とありますが、29条、31条、44条、47条など、小規模保育事業、ABC型、事業所内保育についても同基準になっています。何か事故が起こったとき、首が座っていない乳児なら1人の保育士が1人しかだっこできない、首が座っていても歩くことができない乳児なら、1人の保育士が2人を抱えることが限度であります。歩ける子でも保育士が両手をつないで誘導できる人数は2人であり、この点を考えると、3人に1人の保育士では事故に対応できない、市がつくる条例であり、現状に見合った設定が必要ではないのでしょうか、お尋ねいたします。

③29条、34条、44条、47条などで調理業務を全部委託するとか搬入施設から食事を搬入することができるようになっていきます。市内の民間保育所は全て自園給食であり、公立の保育園では3歳未満児は自園調理しております。調理師がつくっております。この状況から見ると、今回の条例は野洲市の基準としても落ちる状況ではないかと考えます。自園調理を明記すべきではないのでしょうか、お尋ねいたします。

④遊戯室についても、19人以下の小規模保育では2歳以上の幼児の保育室は遊戯室1人に付き1.98平方メートルとなっています。事業所内保育では20人以上で1人1.

98平方メートルとなっていますが、保育室以外に遊戯室は要らないということではないでしょうか。6畳の部屋に10人の子ども、12畳の部屋に20人の子どもがひしめき合っているという状況であります。雨の日、雪の日など、保育室でしか遊べない状況ではストレスがたまるのではないのでしょうか。保育環境として、このような基準でいいのかどうか、お尋ねをいたします。

議第43号野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定についてお尋ねいたします。

①平成31年度までの子ども・子育て事業計画が出されています。31年度で幼稚園の預かり保育を利用してもらえば需要超過は解消するとしています。しかし、現在でも無認可保育を利用している乳幼児もいることから、待機児童は依然として存在するのではないかと考えます。現在、待機児童は44人ということですが、無認可保育所に通っている子どもはカウントされているのかどうか、お尋ねいたします。

②政府は待機児童のカウントで、育児休業で休んでいる人はカウントしないとか、今回出されている子ども・子育て支援法に基づいた家庭的保育や小規模保育に入所している子どもはカウントしないとしています。保育環境は悪く、当然、保育所やこども園の入所を希望されると思いますが、現在、保育してもらっている状況から、優先度は低く、一旦このような保育所に入れば、転園は難しいのではないかと考えますが、見解を求めます。

③新規事業として実費徴収に係る補足給付を行う事業として幼稚園、保育園などに対し、保護者が支払うべき日用品、文具、その他の教育、保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用を助成するとあります。議第23号のところでも質問いたしましたが、検討が必要という質問をしましたが、この新規事業は所得状況を勘案してとなっている、その基準はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

④民間事業者参入の促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所の設置または運営を促進するための事業とありますが、どのような研究を行うのか、民間委託を想定しているのかどうか、お尋ねいたします。

⑤新規で利用者支援事業として上げられているが、どこでどのような体制で行われるのか、お尋ねいたします。

⑥子育て支援センターの利用について、平成27年度は年間延べ人数で2万736人となっており、どのような取り組みをされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の子育て臨時特例給付金と臨時福祉給付金についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成27年度も平成26年度と同様に2つの給付金の支給事務については対象者を絞った通知を行うなど、効率的かつ適正に実施することにしております。この事業は短期的な施策でございますが、平成27年度の継続実施については1月になってから、閣議決定されたものであり、事務費の割合が大きいとのご指摘でございますが、今の段階で意見が言える状況ではないものと考えております。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、おはようございます。

私の方からは2点目になりますけれども、工業振興助成金についてのご質問にお答えをいたします。

平成26年度末現在でこれまでに助成いたしました金額の総合は11億4,761万円でございます。また、助成の対象となりました23事業所の法人市民税の納税額は平成17年から平成26年の合計で51億169万1,900円となります。

最後に、工業振興助成金のメニューの1つでございました雇用促進助成金によります雇用の実績でございますが、97名でございます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（田中善広君） それでは、私の方から野並議員の新規事業の私立幼稚園費についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年度におきまして、野洲市の児童が通います子ども・子育て支援新制度に移行をいたします私立幼稚園でございますが、これは2園でございまして、園児数は16名の予定でございます。

また、今般、議第26号で野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例というのを提出いたしておりますけれども、これは条例の第3条、市の設置する施設でというようにありますように、野洲市立幼稚園、保育園においての利用者の負担の徴収とその額、あるいは減免でございますとか、こうしたことを定めようとするものでございますので、ご質問の、いわゆる私立でございますが、この幼稚園の負担軽減とは直接的に関連、関係はございません。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、野並議員の議第22号野洲市いじめ防止等対策条例のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、1点目の法第25条、第26条の見解についてでございますが、これまでいじめの問題、あるいはいじめにつながりかねない事案も含めまして、子どもたちにはいじめはいかなる理由があろうとも許されない行為であるということを丁寧に指導してまいりました。いじめ行為の背景にあるであろう、子どもが背負わされている課題やしんどさを理解しながら、時には保護者も含め、支援、指導に努めてきたところでございます。今後もこのスタンスは大切にしながら、指導、支援に当たっていきたいと考えております。

法第25条に示された内容は学校教育法第11条の規定に基づく懲戒であり、教育上、必要があると認めるときの判断を慎重に行うと共に懲戒にあたっては児童等の心身の発達に必ず等、教育上必要な配慮も十分なされるべきであると認識しております。よって、通常、学校が懲戒を行う場合は十分な指導を尽くした上での最終的な手段と考えております。

なお、いわゆる停学や退学は義務教育段階では行えないものと認識をしております。

また、法第26条に示されている出席停止の運用に関しましては、例えば、子どもたちが命や心身に重大な危害、危険が及ぶ、あるいはそのことが十分予想されるなど、緊急的、緊迫的な場合を除きまして、安易に運用されるものではないと、そのように考えております。たとえ、運用するにしましても、保護者のご理解も含め、該当の子どもも納得する必要があると思います。そして、全ての児童・生徒は義務教育を受ける権利を有していますので、その点につきましても、配慮していくことが不可欠であると考えております。いじめにしましても、誰もが安心して過ごせる温かな学校、学級づくりに努めていかなくてはならないと思います。そして、子を育むということにおいて、保護者は第一義的責任を有しますので、その責任を自覚していただくと共に、私たち大人はしっかり子どもたちを導いていかなくてはならないということを忘れてはならないと思います。

次に、2点目の教職員の配置基準でございますが、議員のおっしゃるとおり、養護教員の配置は全校児童・生徒が850名以上の学校に複数配置をされております。本市におきましては野洲小学校がこれに該当し、複数配置となっております。養護教諭の複数配置はもとより、いじめの早期発見、早期対応には教員の子どもに向き合う時間確保が必要であ

り、市といたしましても、その一助として支援員の配置を行ってきました。また、根本である教職員定数の改正も含め、県や国に要望を上げているところでございます。

3点目のいじめ問題対策連絡協議会の協議内容でございますが、いじめ問題対策連絡協議会の目的は各学校が行ういじめ問題等への対応について、学校だけでなく、関係機関等と連携しながら子どもたちへの指導や支援のあり方、指導の方向性等について具体的に協議し、実践に結び付けていくものでございます。

4点目のいじめ問題専門委員会の研究内容、重大事態の基準等につきまして、お答えをいたしたいと思っております。いじめ問題専門委員会はいじめ問題対策連絡協議会と連携のもと、各学校で行われるいじめの防止等に関する取り組みについて、第三者である法律、弁護士でございますが、法律や福祉、社会福祉士、心理は臨床心理士でございます。カウンセリングのスーパーバイザーなどの専門家の立場から検証してもらい、取り組みに対する助言や提言をいただくことを想定しております。重大事態とは児童・生徒の命や心身、持ち物などの財産に重大な被害が及ぶいじめ行為を想定しており、またいじめの行為により、長期間にわたって登校できないことを余儀なくされるなどの場合を想定しております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 野並議員の議第23号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の保育者の保育責任の認識の問題についての質問でございますけれども、子ども・子育て支援法第2条の基本理念にもありますように、子育ての第一義的責任はまずは保護者にあるという認識のもと、その保護者に必要な支援を行う責務を有しているというふうに認識をいたしております。

2点のご質問である、応諾の担保についてでございますが、1号認定子どもにつきましては、市内公立幼稚園では待機児童は発生しておりませんので、保護者が探し回るという状況にはなり得ないというふうに考えております。また、2号、3号の認定を受けた子どもが市内認可保育所を利用される場合は必要に応じ、市が利用調整を行いますので、保護者が探し回るという状況にはなりません。

3点目の保育料以外の徴収金ですが、上乗せ徴収額ではなく、実費負担が必要となった金額を保護者に負担していただいております。入園のしおりに掲載しております金額はあ

くまで概算でございまして、年度の保育の内容により変動をいたします。また、新年度からは低所得世帯に対する給付事業が始まる予定でございまして、この実費徴収に係る補足給付事業が予定をされております。

4点目の外部評価につきましては、今後、手法について検討が必要であると考えております。公定価格に第三者評価加算が設けられまして、外部評価を受けることに対し前向きに取り組んでいただけるものと期待をいたしております。

5点目の行政の指導に応じない事業者への対応についてでございまして、子ども・子育て支援法第38条により必要な報告や立入調査、第39条により勧告、命令等、第40条により確認の取り消しを行うことができるとなっております。

6点目のこの条例施行に関する必要な事項については各条例の施行に関する必要事項に関する規則等の改正策定事務を現在、進めておるところでございまして。

次に、議第24号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の保育者の資格の関係でございまして、例えば、幼稚園教諭の免許の保持者や保育士及び看護師等の保育資格は有しないものの乳幼児を保育するのに必要な知識を持つ方を想定いたしております。

2点目の保育士の配置についてでございまして、乳児3人に付き保育士1人は家庭的保育事業等にかかわらず、認可保育所における保育士の配置基準と同一基準となっておりますので、適正であると考えております。

3点目の調理の関係でございまして、家庭的保育事業において事業所内の調理を原則としつつ、特例として食事の搬入を認めておりますが、外部からの搬入にあたっては第16条において衛生面や栄養面等、食の安全はもとより、アレルギー対策や食育に関する計画に基づいているかなど、給食として食事の提供を自園調理と同じく求めており、基準が落ちるとは考えておりません。

4点目の面積基準でございまして、本条例の規定はあくまで最低基準を規定するものでございまして、満2歳に満たない乳幼児では乳児室、またはほふく室が1人に付き3.3平方メートル必要であります。満2歳児のみを保育する施設は想定しておりません。また、雨天時等における室内遊びについては認可保育所においても同様でございまして、各保育所で工夫をされているところでございまして。

次に、議第43号野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定についてのご質問にお答え

をいたします。

まず、1点目の待機児童数のカウントでございますが、公立、私立にかかわらず、認可保育園の利用を希望される児童のうち認可保育所の利用を決定できなかった児童数を指しております。認可内保育所を利用されていても、認可保育所を希望されない児童は対象とはいたしておりません。

2点目の待機児童のカウントについてのお尋ねですが、育児休業中であっても、さまざまな事由によりまして、保育を必要とされている保護者についてはできるだけ継続して保育所を利用できるよう努めているところでございます。また、野洲市において家庭的保育事業や小規模保育事業は実施しておりませんが、年度当初における転園希望については保護者の思いにできるだけ沿えるように努めているところでございます。

3点目の補足給付事業につきましては、子ども・子育て支援新制度における新規事業でございます。市町村が定める利用者負担額とは別に徴収することができる徴収額について低所得世帯を対象に実施される事業です。その対象となる世帯は平成27年度においては生活保護世帯とする旨の地域子ども・子育て支援事業の概要が国から提示をされております。本市でもこの事業概要に基づき、事業実施を予定しております。

4点目の民間事業者の参入の促進につきましては、ご存じのように子ども・子育て支援新制度では国、自治体、学校法人、社会福祉法人、株式会社等、さまざまな事業者が新規参入することができます。これら事業者が安定的、継続的に事業実施するための支援や助言を適切に行うための事業でございます。なお、当該事業の民間委託については想定はいたしておりません。

5点目の利用者支援事業でございますが、行政の窓口、例えば、こども課に専任の職員を配置し、教育、保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約、提供、相談等の利用者支援を行う特定型、また行政の窓口以外で親子が継続的に利用できる施設に専任職員を配置し、利用者支援に加えて、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見、共有、社会資源の開発等を行う地域連携を行う基本型、そして保健センター等で保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する母子保健型がございます。実施にあたっては今後、関係課で検討、調整をしてまいりたいと考えております。

6点目の子育て支援センターの利用人数でございますが、市内3カ所の子育て支援センターの利用者は平成25年度の一般の開放での利用者が年間1万3,230人、延べ79

1日の開所となっております。1日当たり延べ16人、これは3カ所で16人程度の利用人数でございますが、1日当たりの利用人数が多い日ですと82を超える日もございます。確保のこの計画書の中の事業量の確保という部分のその内容のところでは年間2万1,000人に対しまして2万736人の利用者数でございますので、現状のままで利用規模がクリアできるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 議第2号に関しまして、第1点目の国に意見を言えない状況だというふうに言われましたが、もとをただせば、これは国民の税金ですから、こういった本当に全体給付費6,870万円出す、事務費が3,275万円という、こんなことというのは、やはり余りにも税金の使い方というのか、無駄といいまじょうか、もっと違う、それやったら、両方ともあわせて1億円ぐらい。あるんですからね。そういうふうなものを、やはり一番地べたでいうのか、一番末端の行政が矛盾として、私でも矛盾として感じますから、事務方は矛盾として感じておられるのではないかと思います。ですから、それは、やはり発信をしていかなければならないのではないかと思いますけども、こんな緊急にやって、ぱっと方針が変わっていくという、こういうふうなやり方は本当に税金の1つ無駄遣いではないか。同じ税金を使うんならば、本当にその現下のところに渡るような、そういう臨時の特例給付にしていかななくてはならないのではないかと思います。その点についての見解を求めたいと思います。

次、22号のいじめ防止の問題ですが、この条例が今出されました。以前、平成24年9月5日、立入議員がこの問題に条例が必要ではないかという、そういう質問をされて、その当時の南出教育長が条例制定は考えていないということをはっきりと答弁されているんです。けども、それ以後に国の法律そのものが決まりましたので、状況は変わったかとは思いますが、教育委員会としてはそういうふうなベースがあったというふうに私は認識をしているので、この条例を上が、法があるからしなくてはならないみたいなそういうものでなく、やはり平成24年9月のときの答弁をベースに私はしていくべきではないかなというふうに思うんですけども、これ、法に対して各それぞれの市や町が条例制定をしなければ、何かペナルティーか何かそういうものがあるんでしょうか、お尋ねをいたします。

そして、4点目に聞きました、いじめ問題専門委員会で重大事態の部分ですね。今、物

すごく話題になっています川崎市の問題、ああいった問題なんていうのは、やはり長期間学校に行っていないという状況があった。認識もされて、コンタクトもとっておられたということで、あそこまで発展していっているとは学校サイドも認識がされていなかったとは思いますが、今、野洲市の中にも長期の不登校の方はおられますので、そういうところをきちっと掌握をされ、ああいうふうなところ辺が起こらないような対策ですね。現時点でもとっておられると思うんですけども、現時点がどうなっているのか。この条例が制定されればどうなるのかというところをお尋ねしたいと思います。

議第23号の子ども・子育て支援法に基づくものでありますが、現時点において、保護者が探し回るようなことはない、きちっと行政としても対応をしていっているということですが、今の時点でも44人の待機者というのは、この待機者の方はどこかの保育園に入れるという状況になっているのでしょうか。それとも、本人が、いや、その保育園は嫌やから家におるといふような形になっているのでしょうか。どういうふうな形で対応されるのか、お尋ねをいたします。

あと、24号の家庭的保育のところではありますが、一番最初の同等の知識というところで、幼稚園教諭とか看護師とかいうのはそれなりの勉強をされていると思うんですけども、その次に言われた、何かそれなりの知識を持っている人みたいな、そんな発言をされませんでしたか。その部分がここが広がっていく内容だというふうに思いますので、この点、もう少し詳しく説明をしていただけないでしょうか。

次の、1人の保育士に対して3人の子どもというのは適正であるということをおっしゃいましたが、よその事例を言ったらいかんのかもわからないんですけども、ゼロ歳とか、とにかくだっこせんならん、抱えんならんというふうな子どもを保育するようなときには1対1というのを基準にされておられます。当然やと思うんです。もう1人しかだっこできませんから。2人もだっこできませんからね。ですから、両手に抱えたら2人いけるかもわかりませんが、3人はできないと思いますわ。手は2本しかありませんからね。

ですから、公立の保育園などは主任の保育士がいたりとか園長がいたりとか、いろんな形で回れる人員はありますが、家庭的な保育となったら、もうそういう回れる人員がいまいませんから、私は基準そのものは、やはりきちっともっと厳しくしておかないと、野洲市ではこういうふうなものは想定しておられないのかもわかりませんが、企業の参入も認めていくような状況ですから、手を挙げてやるというて言われたら、それはもう基準に合致していたら認めていくということになりますから、やはり市がきちっとした最低基

準というのか、これだというものを私はつくるべきだというふうに思います。国がこうだからという、同じように省令を重視しという形で上から下まで同じようなものであったら、野洲市の条例なんていうのは要りませんか。野洲市で条例をつくるんですから、やはりもっときちっとした現場を考えて、子どもの命をどう守れるかというのが、やはり基本やというふうに思います。

その点で4番目に聞きました保育室の面積ですね、この保育室の面積においても公立の保育園はこんな面積違いますね。野洲で行っている公立の保育園はどのぐらいの面積になっていますか、1人当たり何平米、2歳未満児と2歳以上の乳児、幼児の面積。私はそこから辺が、やはり基準ではないかと思います。6畳の部屋に10に6子どもいうたら、本当にすごいですよ。12畳の部屋に20人の子どもがひしめき合っている。それが今、企業内保育でも、無認可の保育所でもそういう現状ですよ、今。保育士さんも雨の日は困るというて言うておられました。子どもが本当にストレスがたまる中で、そういうふうなことを無認可の中の保育士さんもおっしゃっていたぐらいですから、やはり、野洲としてこの条例をつくって、やっていって、手を挙げはったときにこの面積でいいということになってしまいますので、やはり今の公立の保育園並みの基準をもっときちっとつくるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、43号で最初に、年度途中でも沿えるようにしているとか、転園も可能ということをおっしゃいました。3歳以上になれば、定員のあいているところもあろうかと思いますが、0、1、2はかなり今でも大変な事態ではないかと思います。ですから、やはりそういう意味では、これは待機児童という形で無認可に行っているような子どもが現在、44人という中においては、これはカウントされていませんね。無認可、大分行ってはりますよ。それを、やっぱりカウントしていかななくてはならないんじゃないかというふうに思いますが。そこの園やないとあかんと言われる方は別ですが。

それと、企業の参入のところ、多様な事業者の能力、そういうなんを研究するということをおっしゃっているんですけども、これは私が聞いた、どのような研究を行うのかと言うたことに対する答弁としてはちょっとわからなかったんですけども、どういうふうな研究をされるのか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

野並議員がおっしゃっております意見を上げよということですが、多分、この意見を上げたとしても制度そのものが変更されることはないものと思われま。私ども市の役割はできるだけ多くの支給対象者の方に給付金を受けていただけるよう事務を進めることが最も大切であると、このように考えております。それと、この事務については国から一方的におろされてきたものでございますので、先ほど申し上げましたように効率的に、それからできるだけエネルギーをかけずに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、野並議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の平成24年9月の時点で前の南出教育長さんの答弁についてのご質問でございましたけれども、その当時はいじめ問題についての条例を制定するといったような状況ではなかったんだろうと思います。だから、そういう答弁になったんだろうと思いますけれども、その後、いじめで亡くなった大津市の事件がございまして、その事件に関しまして、社会情勢というか、大きな社会問題になりました。それを受けまして、大きく情勢が変わってきたことを受けまして、今、国の方ではいじめ防止対策推進法が制定された、そのように思います。その推進法に基づきますと、いわゆる地方公共団体の責務といたしまして、状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するといったようなことがうたわれております。それに基づきまして、市の方では今回、条例を制定しようとするものでございます。

なお、つくらなかつたらどうか、ペナルティーがあるのかどうかということですが、その点につきましては、ペナルティーはないものというふうに思っております。

2点目の重大な事態、いわゆる不登校のことですが、現在、毎月学校で不登校に陥っている子どもの状況は学校教育課の方で把握をしております。特に7日以上欠席につきましては、全て毎月報告をいただいているところでございます。今回の重大な事態といいますのは、いじめによって不登校になったといったような事態が発生したときにはいじめ問題の専門委員会の中で、そのことを報告しながら望ましい支援のあり方、あるいは対応を考えていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 野並議員の再質問にお答えをいたします。

まず、議第23号の関係で待機児童が現在44名ということで、この方々が保育園に入れるのか、その対応はということでございます。現在44人の待機者、現時点ででございますけれども、今時点では保育所には入れないという状態でございますけれども、これからも、4月以降もですけれども、毎月そうした調整の会議を開きまして、入れるような場合には入っていただけるようにということで対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、24号の関係で保育者の資格の関係でございますけれども、これにつきましては、この議第24号の条例の中でもうたっておりますけれども、29条の3項のところ保育士の数の算定というところで、小規模保育事業のA型に勤務する保健師、看護師、これは1人に限り保育士とみなすというふうになってございまして、こうしたこととの関連でこの保健師なり看護師、こうした者についてもその同等というふうな扱いをしていこうというふうに考えております。

それから、保育士の配置の関係でございますが、乳児3人に対し保育士1人、1対3ということで、これにつきましては、現在の認可保育所の基準と同等でございまして、あえてこの認可の基準を超えて、この家庭的保育の基準をさらに上げるというふうなことは考えておりません。

それから、面積につきましても、これは最低の基準を設定しているものでございまして、これも今現在の認可保育所の基準、これと同等でございます。同じ基準になっておりまして、それが最低ということでございますので、これ以上で設けていただくというような内容でございます。

それから、議第43号の関係の待機児童のカウントのことをおっしゃっていたと思うんですけれども、これは当然、申請をされた方で入れないという方が待機児童ということでカウントをいたしておりますので、希望されていない方はこれはもう待機ということにはなりませんので、そうした意味でこの数字を拾っているというところでございます。

それから、企業の民間参入の促進の研究の内容ということでございますけれども、今現時点で、こうした内容でということはまだ考えておりませんが、今後、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（「答弁漏れある。公立保育園では1人当たり何平米か」の声あ

り)

○議長（河野 司君） どうぞ。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 今、ちょっと手元に資料がございませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） また詳しいことはそれぞれの所管常任委員会で皆さんが議論されると思いますので、資料はまた後でいただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 続きまして、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、議第2号平成27年度野洲市一般会計予算に対する議案質疑を行います。

まず、1点目に総務費の中の住民情報システム費に基幹系共同利用支援業務として97万2,000円が計上されています。これは今月の全員協議会のときにも説明がありましたが、野洲市、守山市、草津市、栗東市、湖南市の5市が自治体クラウドを推進し、共同利用を行う方向で各市の関連予算を計上とのことでありました。新年度から法定的な組織をつくる予定として共同化に向けた仕様書の作成などの準備作業等の事務経費486万円を5市で均等に負担した額ということでありました。まず、この事業の野洲市での導入はいつごろを想定されているのかということと、どのような事務作業が対象となるのかの詳細をお尋ねします。

2点目ですが、平成27年度予算は投資的経費がふえて、約230億円の予算になっていますが、消費税が5%から8%になりまして、地方自治体にもとても大きな影響が今出ています。来年度の投資的経費は58億1,800万円となっています。この中身はクリーンセンターの建て替えや野洲第1保育園の建て替え、駅前周辺整備や河川改修の費用でありまして、市民生活の充実のためには必要な投資であると考えます。その他の需用費、物件費、維持補修費でも消費税は全て影響しておりまして、これらを入れると95億円ぐらいになりまして、引き上げられた3%の影響額は2億8,500万円ぐらいとなると考えます。27年度の予算では消費税交付金は2億7,100万円の増となっていますが、この増収分は支払いの消費税で消えてしまうことになると考えますが、それに対しての見解を求めます。

3点目ですが、引き上げられた分の地方消費税交付金は社会保障の財源に充てることが

決められておりました、予算資料では約3億4,700万円の引き上げ分の消費税としていますが、これまで交付税や一般財源で行っていたのを財源組み替えしたにすぎないのではないかと思います、その説明を求めます。

4点目に、さらに消費税交付金がふえた分、地方交付税が削減されることになっておりますが、これは予算書では3,500万円の削減になっております。しかし、プラスマイナスの分もあり、中身はもっと削減されていると考えますが、そこら辺のところを明らかにされたいと思います。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） おはようございます。

太田議員の議案質疑、基幹系共同利用の支援業務につきましてお答えいたします。

平成26年10月に更新いたしました現行システムの契約期間の満了後であります平成31年10月より新しいシステムへ更新する予定でございます。

次に、内容といたしましては住民情報、税、社会保障などの、いわゆる基幹系システムを共同利用する計画でございます。また、行財政の効率化に有効で、かつ定型的な他の事務につきましても、システムと関連する事務の共同化を進めていくよう考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 次に、2点目の平成27年度予算における消費税率引き上げに伴う経費の増額と地方消費税交付金の増額分との関連についてお答えします。

平成27年度予算において、地方消費税交付金については地方消費税率の引き上げ分の税額が平年化することなどを踏まえまして、2億7,160万円の増収を見込んでおります。引き上げ分の地方消費税交付金については制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費、その他社会保障施策に要する経費に充当することとされております。したがって、本市において増額分については社会保障施策に要する経費に充当しておりますので、投資的経費などにおける消費税の財源としては見込んでおりません。

次に、3点目の地方消費税交付金の増額分の使途についてお答えします。

引き上げ分の地方消費税交付金については先に答弁しました趣旨を踏まえまして、社会保障の安定財源の確保として新たな施策ではなく、既存の社会保障費に充当しております。

次に、4点目の地方消費税交付金の増額の地方交付税への影響についてお答えします。

引き上げ分の地方消費税交付金につきましては基準財政収入額に全額参入することとされております。この影響における普通交付税の減額は約2億6,000万円と見込んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） まず、1点目の自治体クラウドの件ですが、2月22日の京都新聞の記事には各市のシステム契約更新に合わせて移行し、最初に草津市が2016年10月から導入する見込み、住民台帳や選挙、税、福祉、医療、生活保護などの幅広い住民の情報が対象、外部の民間データセンターでシステムを管理し、通信回線を経由して利用する、基幹系システムの他にも職員給与などの内部事務や納税通知の委託も今後、共同化を検討するとありました。

全員協議会の説明の中では基幹システムは付随する事務が多く、共同アウトソーシング、納付書の一括作業など、共同委託などでさらに効率化を図りますとありました。さらに時期については資料の中に、これは全協の資料ですが、平成25年10月に草津市、栗東市、野洲市でのグループ化への共同利用開始とあり、平成26年6月に臨時福祉給付金システムを草津市、野洲市、湖南市で共同利用とありまして、新聞報道と全協での説明と今のご答弁の中でちょっとよくわからないところがいろいろ出るんですけど、要は、まず、詳細の事務作業というのは、先ほど漠としたものを言われましたけど、今、京都新聞に載っていたような内容が大体対象になるようなものと認識していいのかどうかという点と、平成31年10月からスタートするというので、そのとき、全部一気にスタートされるのか、ここに書いていること、少しずつできるものはやり始めていくということなのか、ここをちょっと確認したいと、まず思います。

2点目ですけど、これは確かに業務の効率化とか経費の大幅な削減とかもありますけど、このクラウドの問題はこの数年間大きな問題となってきました。その理由は先にも述べましたけど、これまで各自治体で管理していた住民の多数の情報が外部管理されて、なおかつ民間業者が行うということになります。これが湖南5市の場合はどうようになっていくのかはこれからということだと思んですけど、例えば、外国企業の参入も考えられますし、十分な検討が必要となっていくと思います。

となりますと、個人情報の管理が今厳しく問われていますね。仮に実施をするにおいて

も、市民の皆さんへの十分な広報と理解が必要と思うんですが、そうした外部への情報漏えいに対しての危機管理とか安全対策とか、そういうふうなものほどのように考えておられるのかというのと、市民の周知や説明の方法とはどういうふうに考えておられるのかをお尋ねします。

それと、消費税の関係ですが、3点目の質問でこの社会保障の財源に充てるというもので、消費税の増税分、交付金をこれは新たなものではなくて既存のものにとということで、資料も全員にもらっているんで、ここにも内容が書いてあって確認はしているんですけど、要するに事業そのものは変わっていませんね。その事業の中身が変わってなくて、総額は変わってなくて、その分、消費税を新たに上乘せしたのではなくて、その枠の中で入れているということで、これ、考え方なんですけど、消費税が社会保障のために使われている、使うという目的でどんどん今までも上げられていますけど、そうではないという実態がここにも表れていると思いますけど、その点に関してはどのように考えておられますか。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、太田議員の再質問にお答えいたします。

まず、共同事務の作業で京都新聞に先に報じられた内容どおりかというご質問でございますが、そのとおりでございます。多少、部分的に詳しくったり、粗かったりという部分はありますが、内容に間違いはございません。

平成31年10月から全部一斉にスタートかということでございますが、野洲市、草津市、守山市というのは現在使っているシステムの導入時期が早いものですから、市の間での導入の時期はばらばらでございますして、5市の中では湖南市、栗東市が一番遅いと思いますし、野洲市が、じゃ、平成31年10月に導入するときどこからスタートするのかと、どの部分までをこのシステムに載せていくのかということにつきましては、現在、共同化できる事務作業なりを、先ほど答弁で申しましたとおり、研究中でございますので、高価なシステムでございますので、できるだけたくさんの業務を扱って財政の効率化を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、市民への広報でございました。どのようにしてこのような事業を市民に周知していくのかということでございますが、広報なり、あるいはホームページで市民の方に情報は適宜流していきたいと、お知らせしてまいりたいと、このように思っております。

外部委託の情報管理の安全性でございますが、当然のことながら、こういったクラウド

につきましては、基準がございまして、その基準の中での民間委託でございまして、これは非常にセキュリティが高いハードルですので、今、庁舎内にサーバーを置いていまして、自己管理してございますが、それに劣るということはまずなくて、むしろセキュリティの面ではより安全というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 太田議員の再質問にお答えします。

消費税の引き上げにつきましては、議員もご承知のとおり、少子・高齢化が進んでいる中で高齢者がふえていって現役世代が減少している、その中で高齢者がふえて、社会保障費がだんだん必要となってくる、上がっていているというような状況の中で安定的な財源確保の手段として設けられた制度でございまして。そうしたことで、社会保障費は年々増加の一途をたどっておりますので、当然ながら、増税分の交付金につきましては既存の事業も当然、増額になっておりますので、充当すべきものと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 自治体クラウドの件ですけど、基準の中での民間委託ということでセキュリティが高いということでより安全だということを言われていましたが、これまで全てさっき、京都新聞に書いてあったいろんな住民台帳、選挙、税、医療、福祉、生活保護とか、こういった情報は全て市のセキュリティより高いと言われてはいますが、市の職員が直接関わってやっていたわけですね。それが、要はそういう業務も民間委託するということは、個人情報があるところへ流れていくという可能性が出てくるのではないかと思うんですね。

例えば、さらにハッカーだったり、そういったものが入ってきた場合に1市だけの被害ではなくて、何十万人の個人情報があるおそれもあるのではないかと、それを危惧しているんですけど、そういった件に関してはどのように安全の担保をしていくのか、確保していくのかというのを聞きたいと思います。

それと、もう一点だけね。全員協議会の説明の中で、一部事務組合をつくる必要があるようなことを言われておられました、口頭だったと思うんですけど、市長が言っていたのか、部長か、ちょっと忘れたんですけど、これは消防のような広域の事務組合みたいな組織だとは思いますが、これにも、例えば、情報漏えい防止のことに、目的も兼ねたも

のとしてされるのか、また別のものとして運営上だけのものなのかをちょっと確認したい
と思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） クラウドの何か基本的なところが認識していただいていないと思
うんですけども、クラウドに関しましては、今回、始まったわけではなくて、私も多分、
既に議会で申し上げたと思いますけども、5年周期で基幹システムを変えていますから、
5年を見越してということで、もう数年前からこれを始めています、作業は。こうやって
市木議員も2度ほどご質問いただいて、そのときでも将来的に入れますということでやっ
ています。野洲市は3年ほど準備して、昨年、基幹システムを変えました。その以前から
今回はクラウドでいこうということで、4市で議論をしてきまして、今回こうなっていま
す。今の野洲市が入れたシステムを民間の事業者のところに実質データが行っています。

今回、何をやるかといったら、今のシステムを同じ事業者に、同じといいますかね、業
者は選びますけども、今、野洲市がA事業者に基幹システムを委ねている、このやり方を
4市、今回、湖南市が参加したいということですから、5市がどこかのD社に委ねるとい
うことで、今、野洲市がとっているシステムと全く一緒です。何も変わりません。ですか
ら、セキュリティとか発注も変わりません。何が変わるかというと、5市が同じ事業者
に、今、やっているのと同じことを委託しようということです。ただ、同じ委託をするん
であれば、今、各町によってベースは法とか制度に載っていますけども、個々の町によっ
て少しずつ違うやり方でやっている部分があります。それを全部統一しようと、仕様とか
仕組みを。ただ、料金とか税額とかはこれ、それぞれ違いますけども、その部分だけは
違うけれども、総枠は全部一緒にしようということで、今、ご質問で聞いていましたら、
太田議員のご懸念は当たらない。もしかクラウドがだめだということであれば、今のシス
テムもだめで、去年の秋から動いていますけども、全くだめになりますけども、そこはも
う慎重にご審議いただいて今の仕組みを認めていただいていると私は思うので、そこは改
めて確認をしておきます。

それと、もう一つ、野洲市がこれを音頭をとってきたわけです。今回の発表も京都新聞
に載っているのと違って、全協で出させてもらったものが報道を通じて出ているわけで、
基本的に全く一緒ですが、さっき総務部長が言いましたように、草津市が今、当番ですの
で、草津市に取材をしているので、若干情報はふえていると思いますけども、議会に示し
たものをその後報道機関に出したものが記事になっているので、京都新聞云々という話は、

これはあんまり大した意味はないと思っています。

これまで任意団体で始めてきたんですが、当初は草津市も来年度は任意団体でいこうということだったんですけど、私がそれはだめだと、法的枠組みを絶対つくろうと。法的枠組みというと、幾つか考えられるんですけども、今、新たにできた自治体の連携協定という制度があります。もう一つは法定協議会、地方自治法に基づく法定協議会。もう一つが一部事務組合と。できるだけ、仕組みが簡便でかつ透明性の高いものにしようということで、今、ちょっと選択をしまして、どれにするのか考えています。それを、やはり新年度から立ち上げた上で、その四百数十万円、約500万円弱を執行しようということで、できるだけ透明感を保つ。なぜかといいますと、その後に億単位の発注が伴いますので、今回は仕様書の策定ですけど、その段階からもう一元的にやろうということで今進んでいます。

ですから、ちょっとずっと聞いている、ご質問の懸念はそれがあるんだったら、もう一回言いますが、今のシステムと全く同じことです。ただ、将来的には今のWTOで公共発注、特に今、EUが自治体発注まで、今、政令市までとどまっている国際発注を自治体までやれということになっていきますので、場合によっては外国企業が参入するかどうかはあります。現時点ではないので、申し上げたように、今、野洲市のシステムを同じように5市で統一的にやろうということだけですので、ご質問については問題はないというふうに考えています。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） わかりました。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 消費税の今のご質問はある意味でトリックでして、経済をマクロで見るか、ミクロで見るかということで、確かに消費税が上がってその分が野洲市に来ています。これは福祉とか、そういった方に充てます。一方で、消費税が上がったことによって、野洲市の事業による支出がふえています。この分と何か金額がほぼ一緒だから、消えてしまうんじゃないかという論点だと思うんですけども、そうではなくて、野洲市がいろんな事業で発注する消費税の3%増額分はどこから出てくるかといいますと、本来は、例えば、ごみの処理の場合、1割しかいただいていませんけども、ごみ処理経費を3%、袋代を上げるとか、いわゆる使用料、手数料に関しては市民とか事業者からいただく消費税分の上乗せが今度は支出として出ていきますし、万が一ふえたら、これは大きな仕組み

の中では、いわゆるボリュームが上がってくるので、その中での入、歳入で賄う。あるいは歳入で賄えなければ、これは国の交付金、仕組みとしてはですよ、ですから、今の消費税で上がって、その分として野洲市に来るお金がそのの上乗せに行くというんじゃないしに、その分は今申し上げた構正要素でもって賄われるという論理ですが、完全に帳尻が合うかどうかは、これは制度の問題もありますし、大きな社会、経済的なシステムの中で動いていますから、いわゆるマクロ経済で動いていますから、ぴったり合わないか、そこはありますけども、太田議員の論点は私はおかしいといえますか、トリックの論理で追及しておられるんだろうというふうに思います。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 終わります。

○7番（太田健一君） 消費税のこと。

○議長（河野 司君） もう終わり。

○7番（太田健一君） もう終わりでしたっけ。3回やりましたっけ。わかりました。代表質問で続きをさせてもらいますので、答えていただければ。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 第9番、東郷正明です。

それでは、今日は2つの議案について質問します。

まず、1つ目に議案第28号の野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に対して質問します。

国の方針で要支援1、2が、介護予防・日常生活支援総合事業として介護保険から外して、地方自治体に丸投げされようとしています。本市は指定介護予防支援等の人員及び指定介護予防支援に係る介護予防のための支援の方法に関する条例施行規則を出されました。国が市町に在宅医療、介護連携事業をはじめ、受け皿となる在宅介護を支える地域包括ケアシステム構築への本格的な着手を求めています。その中心となるのが介護保険サービスから介護予防生活支援サービスを切り離し、住民主体の互助サービスへ移行させていく要

支援サービスの見直しです。本市は今回、条例施行規則を示されましたが、これまでこのような規則があったのかどうか、この条例で介護予防支援がどう変わるのか、メリットとデメリットについてもお尋ねします。

要支援1、2の軽度の介護者においても、どうしても必要な場合は適用されると思いますが、具体的な基準となるものは何なのか、お尋ねします。

全国では要支援1、2の認定者は160万人以上に上り、要介護認定者全体の27%です。訪問介護と通所介護は要支援者のサービス給付費の6割を占めています。これが地域支援事業に置き替えられて、市町村ごとの事業となり、安上がりにするためにNPOや住民ボランティアなども担い手にするとしています。現在、ホームヘルプサービスを利用されている方々は専門的ケアを担う従事者であるからこそ自宅に招き入れ、また利用者さんには安心と信用を持ってもらえています。利用者にとってヘルパー訪問が社会につながる窓であり、活力の源であります。こうしたサービスを一握りに排除し、ボランティアに置き替えてしまえば、介護予防の根幹が崩れ、介護を必要とする人々がケアを受けられないまま孤立し、身体状況が一気に重度化、状態が悪化し、自立支援ができなくなることで、逆に介護費用がかかる人が増加することになりかねないと考えますが、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

現在、ホームヘルパーを利用しているうちの何人が条例施行規則22条5項の活用になるのか、また現在、デイサービスを利用しているうちの何人が該当するのか、お尋ねします。

本市でも、この2年間で体制がとれなければ、介護難民が出るのではありませんか。改正ができなければどうされるのか、お尋ねします。

国の地方自治体丸投げで介護サービスの低下が予想されます。国に対して改善を求めていくべきではないのか、お尋ねします。

2つ目に37号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について質問します。

消費税の10%への増税とセットで進められた社会保障税一体改革では日本の社会保障は自助を基本としつつ、自助の共同化として共助が自助を支え、自助、共助で対応できない場合に公的扶助等の公助が補完する仕組みが基本という考え方が鮮明にされました。これは憲法25条が国民に保障した生存権のための国が果たすべき責任を否定し、自助、共助を社会保障の基本にする考え方です。しかも、改革は中長期改革として2025年を念頭に段階的に続くことが社会保障改革プログラム法に盛り込まれています。

こうした中で野洲市高齢者社会福祉計画の第6期計画策定（案）が出されました。所得段階をこれまでの10段階から12段階に見直されましたが、介護保険料の大幅な値上げとなっており、本人非課税の方の保険料が年間で6,840円、老齢福祉年金の合計所得が80万円以下の方でも年間で3,420円引き上げなど、年金も引き下げられる中での負担増は家計を直撃するものであります。市民の生活と暮らしを守る地方自治体としてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

制度的に国、県、自治体、被保険者の負担などの割合を考えない限り、増額がふえれば保険料が上がるということであり、総額を減らすために要支援1、2を保険から外すことが出されましたが、この影響は幾らでしょうか、お尋ねします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） それでは、東郷議員の議第28号に対します質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の同様の条例規則があったのかというご質問でございますけれども、今まで野洲市にはございません。今まで厚生労働省により国の基準として示されていたものが今回、地方分権一括法によりまして、市町村の条例規則でその基準を規定すべきとなったものでございます。今回の提案は野洲市としての介護予防に対する考え方なり姿勢を規定する条例規則となっており、メリット、デメリットというようなものではかかれるものではないということで考えております。

次に、要支援1、2の対象者が要件を満たせば、介護給付の適用を受けられ、その基準はということでございますが、介護予防日常生活支援総合事業の開始後、これは野洲市で29年4月からというふうにしておりますが、同等のサービスをこれまでの介護給付としては受けることはできません。同等以上の内容を市が実施する地域支援事業の中のサービスの1つとして事業展開をしていくこととなります。日常生活において何らかの支援が必要と感じている方が対象となっているため、個々の状況に応じた、必要なサービスの提供をしていくこととなります。

なお、福祉用具購入に対する給付、あるいは住宅改修に係る給付については従前どおりの給付制度の中に残ることとなります。

次に、移行後の新しい介護予防日常生活支援総合事業については要介護状態への移行を予防すること、またその可能性がある対象者を発掘し、介護予防を推進するという、この2つの大きな目的のために介護予防事業の内容を構築していくものでございます。必要な

サービスは地域支援事業で展開していくということになります。このような中で、東郷議員がお考えのようなサービスの排除、あるいはサービスの低下、介護難民、こういった状態にならないように努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、施行規則の22条の5号の規定につきましては、これは現在利用中の対象者が当該項目に該当するか否かではございません。野洲市が考える要介護状態への移行予防、防止のために民間、公共を問わず、介護予防として利用できる事業については積極的に活用し、介護予防支援の事業等を提供するという姿勢を示したものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2年間の体制がとれなければ、介護難民が出るのではないというご指摘でございますが、この2年間をかけることで、要介護状態への移行予防、その可能性がある対象者を発掘し、介護予防を推進すること、この2つの大きな目的を達成するための環境を整える2年間であるというふうに考えております。したがって、平成29年4月からはさらによりサービスの実施をするとの気概を持って環境を整える所存でございます。

最後に、国に対する要望等につきましては、野洲市としては介護サービスの低下が予想されるということではなくて、よりよい介護サービスの充実を求めてというような形で必要な要望を行っていききたいというふうに考えております。

次に、議第37号の介護保険条例に対するご質問にお答えをいたします。

今回、本条例改正により提案をさせていただいた各階層における保険料率につきましては、居宅サービスである訪問介護、あるいは通所介護、平成29年度までを目標としております特別養護老人ホームの整備による施設利用など、高齢者の人口増加によるサービス利用を見込んだ推計により保険料を算出しております。また、所得段階、12段階の保険料設定につきましては、所得の高い方からより多くの保険料をご負担いただくという考えから、国の標準設定の9段階からさらに細分化した所得に応じた保険料設定というふうになっております。介護保険事業の財政運営と財政規律の保持の観点、また現在の介護サービスの水準維持を考慮すると、必要な保険料額であるというふうに考えております。

次に、要支援1、2対象者のサービス利用が給付費から地域支援事業費に移行することによる影響額についてでございますが、介護予防、訪問介護につきましては影響額が1,243万1,584円、介護予防、通所介護、これが6,831万4,033円、介護予防支援が1,179万4,818円、合計で9,254万435円の影響額となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） まず、これまで具体的なものはなかったということなんですが、その中で日常生活の中で必要と思われる方は適用されるというのがあったんですけども、その日常生活の中で必要というのは、具体的にはどのようなものになっていくのかとお聞きします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） どういった方がこれまでどおりのサービスが必要かということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 当然、現在までデイサービスなりホームヘルパーを介護保険でご利用なさっている方、この方については、単純に言えば必要だから今までサービスを受けておられると。ケアマネージャーなりが本人さんの状態等を確認して、必要なサービスということで認識をされて利用されているというふうに、本人のご意思もございまして、そういうふうに考えておりますので、基本的にはそういう方々は地域支援事業になりましても、それが必要なサービスであろうというふうに考えております。ですので、その中でも地域支援のサービス、そうしたことも組み合わせて利用していただければということもございまして、これまで利用された方は基本的に必要なサービスというふうなことになるかというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 37号議案で所得の高い方からの設定、段階的に分かれましたね。財源もたくさん要るのもわかるんですけども、やっぱり年金だけの所得で、所得層の低い人には大変な負担になると思うんです。そういう中で生活しておられる、そういうことからして保険料はそういう方の層に対しての保険料が上がるのはいかがなものかと思いますが、いかがですか。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 当然、低所得者に対してはそれなりの配慮ということになってくるかと思えます。そんな中で全体の給付費が上がる中で、それを少しでも低所得者の方にかからないようにということで今回、国は9段階というふうになっておりますが、それをさらに12段階にふやしまして、より高額な所得者と思われる方に少しで

もご負担をいただいているということで配慮をしたものになってございます。

なお、これはまだ今回の条例の中には反映をされておられませんけれども、国の方は今、こうした低所得者に対する軽減ということも国からは今出ておりますので、またそれに、国の動向に従いまして、保険料の低所得者軽減、これの対応についてもしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（河野 司君） 日程第3、議第2号から議第12号まで及び議第20号から議第43号まで平成27年度野洲市一般会計予算他34件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第12号まで、及び議第20号から議第43号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（河野 司君） 日程第4、議第1号及び議第13号から議第19号まで、専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号））他7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第1号及び議第13号から議第19号までの各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。

よって、議第1号及び議第13号から議第19号までの各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第1号及び議第13号から議第19号までの各議案について、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、議第1号専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号））は原案のとおり承認することに賛

成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議第13号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号平成26年度野洲市介護保険事業特別補正予算(第5号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号平成26年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議第18号平成26年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)

は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号平成26年度野洲市水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

(日程第5)

○議長(河野 司君) 日程第5、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位はお手元の代表質問一覧表のとおりであります。

それでは、野洲ネット、第13番、丸山敬二議員。

○13番(丸山敬二君) 第13番、丸山敬二です。

それでは、野洲ネットを代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

国道8号バイパスの事業につきまして、いよいよ土音が聞こえてくると、こういう時期になってまいりました。これも山仲市長就任以来、いち早く取り組んでいただきましたおかげで一気に進展をしてまいりました。ありがとうございました。今後ともまたどうぞよろしくお願いいたします。

先月、2月28日に人権尊重を目指す市民の集いが開催されました。出席された方もたくさんおられますけども、この式典では人権作品に応募して入選しました三十数名の小中学生が表彰をされました。そのうち、市の作品の多くに言葉に関する内容がうたわれておりました。1つご紹介しますと、「口から出た言葉は心を破壊する武器になる。また、心を癒す薬になる」と、こういうことが書かれておりました。やはり、このとおりで、人の批判やとか事実と反するうわさなどは人の心を傷付けるものです。これは厳に慎みたいものです。

では、本題にまいります。平成27年度一般会計当初予算案は前年度比20.3%という、近年にない大幅な伸びと過去最高を示しております。一般財源比率もこれまで60%台後半であったものが60%を切り、58.2%となっております。市長の施政方針でも

概略説明ありましたがけれども、予算が前年比20%の増、一般財源が約10%ダウンとなると、福祉等の施策につきまして、若干心配される場所ですけれども、これまででも見てみますと、対前年度比に増減があっても一般財源の額に大きな変化がないことから、まずは安心をしている場所ですけれども、改めまして、この平成27年度予算、特に一般施策への影響の有無も含めまして特徴を、まず最初に市長にお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲ネットを代表しての丸山敬二議員のご質問で、まずは予算の特徴、特に一般施策への影響等についてのご質問にお答えをいたします。

施政方針でも言いましたし、今、ご引用いただきましたけれども、今年の予算はこれまで準備をしてきた大きな施策が本格的な段階に入ってきたために、たまたまと言うと変ですけども、計画的にたまたま膨れ上がっています。クリーンセンターも本来ですと、もっと早く整備をされているべきですし、一定の、やはり基金とか予算措置をされているべきですけども、そういうことがされていません。だから、そういう意味で一気で膨らんでいます。

ただ、いわゆる福祉とか教育、子育て支援に影響する、あるいは圧迫するというのは普通の予算の組み方ですけども、一切そこはしていません。むしろ手厚くなっていると思いますし、これも施政方針で申し上げましたけれども、特に人件費、これはなかなか見えにくいんですけども、福祉、あるいは子育ての分野の専門職、あるいは司書も正規職員を増員しましたし、一般的に思われている、先ほどの言葉じゃないけれども、一般的に建設事業をふやすと、ソフトで落とすということになっているんですけど、全く逆行している予算ですが、これはあえて、やはり必要なものは必要だということで編成をしている予算となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。安心をいたしました。

それでは、この27年度施政方針につきまして、第1次野洲市総合計画に基づく6つの基本目標に沿った重点施策について質問を行います。

最初に豊かな人間性を育むまちへの取り組みの中のこども園の整備についてお伺いをいたします。

このこども園の整備につきましては、従来の保育園やとか幼稚園、こういった単独の整

備と違いまして、用地の確保等に苦勞されているというところもありまして、当初計画よりやや遅れぎみではありますけれども、待機児童の解消には大きな成果が表れています。野洲第1こども園は平成27年度に園舎工事が行われ、また竹生こども園は民間により竹ヶ丘保育施設として平成27年度に整備が行われることとなっています。これらをはじめ、こども園の整備に関し、以下の質問を行います。

竹ヶ丘保育施設に対してはどのような支援を行うのか、お伺いをいたします。市長にお伺いします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 竹ヶ丘で整備をいただく民間の法人に対しましては、まずは国の保育所等整備交付金を活用いたしまして、そこに本市も補助制度を上乗せをしまして、結果的には建設費に対しまして、補助対象経費の4分の3をまず支援をいたします。また、建設予定地である市有地の貸与につきましても、普通の財産の貸し付けになりますが、基本的には近傍類似地の当該年度の固定資産税評価額の5%としておりますけれども、公共性の高い保育事業を行う目的であるということを考慮いたしまして、この5%を1.4%に引き下げて貸与することにしていきます。

さらに開園後の運営の支援につきましては、野洲市が民間認可保育所に市単独で行っております運営委託費の6%に当たる額を補助金として引き続き交付いたす計画です。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。当初、このこども園として市がどうか、話もありましたけれども、結果的にこういった民間でやられるということで、かなり手厚い支援をしていただけるのかなと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

それでは、2つ目に三上保育園につきましては、平成27年度開園の当初計画から遅れまして、29年度以降という表現になっております。平成25年10月21日の外部評価委員会の中で、耐震化できていない保育園への対応の説明の中で三上保育園は今後、優先に事業計画を進めていくという説明がされておりますけれども、この計画では29年度以降ということになっておりますけれども、この辺の遅れている主な理由をお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三上保育園の、あるいは三上こども園の遅れている理由でござい

ますけども、まず簡単にそもそも論から申し上げますと、遅れているか遅れていないかということからしましての話なんですけども、平成22年度末に野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画を策定いたしましたけども、それまでは野洲市の保育園、これ3園が耐震対策ができていませんでしたし、待機児童対策もできていませんでした。方針はどうなっていたかといいますと、民間に整備をしていただくということになっていました。あわせて、市立の保育園につきましても、できるだけ民間化しようということに保育士の採用もしてなかったと。本当にお先真っ暗の状態でした。就任してすぐに、さまざまな状況があるので、公共で、市立で責任を持とうと、安易に民間参入というのも問題ですし、一方では発達支援を要する子どもさんたちがふえてきている。万が一、民間が開設されたとしても、なかなかそこでは受け入れてもらえないだろうと。そうすると、各地域にきちっと市立で運営しようという大きな方針のもとで、耐震対策と待機児童対策をあわせた、今申し上げました一元化計画をつくりました。

その中で、その時点で一番速やかに整備できるだろうということで計画をつくりましたが、当時も断っておりますように、いずれの園もその場所で建て替えられないということで、新たに土地を取得してやろうという、物すごく困難な課題がありますよと、ですけれども、スムーズに仕事が進めば、こういう計画ですよということでお出しをして、現在に至っております。当然、さまざまな困難があって、遅れてきておりました。そういうこともあって、先ほどのご質問にあった竹ヶ丘につきましても、市内で健全に運営しておられるのに限って、公募をしたら応募をいただきましたので、ここははかどりしました。

あと、三上に関してですが、そういったことで遅れてきているんですけども、今、どうい状況かと申し上げますと、三上に関しては、具体的には場所は最初まだ決めてませんでしたが、三上小学校の耐震改築の中で、北館を解体するということになりました。本来ですと、北館は新しい館があったんですけども、建築強度が足りないということで、結果的に幼稚園の隣接している北館を解体いたしましたので、いわゆるこども園としての整備がいいだろうと。保護者とか学校の先生、幼稚園園長に聞いていまして、できるだけ学校に近く、幼稚園と一体の方がふさわしいということでしたので、今の計画になっていきますが、再度、詳細に検討しましたら、さまざまな問題が出てきました。

特に古い建物と新しい建物をつなぐということになると、なかなか一体化ができません。今、市内の旧の幼稚園、保育園でもつないでいますが、建築基準法とか防火対策で屋根がつなげないとかいった問題がありまして、今回の場合はかなり厳しいというのが1つ。そ

れと、北館を解体したんですけども、三上小学校の校舎との関係で万が一北館跡地に増築をするのであれば、三上小学校の改築後の建物に対して、相当な防火対策を、類焼対策ですけども、しないといけないとか、さまざまな問題が生じてきましたので、そこで無理をするよりはもう一度原点に戻って見直そうということで、今、検討しております。

方向性としましては、これはまだこれから議会にも説明、ご協議しますけれども、今の三上保育園はご存じのように、近江富士団地の中にあります。そこでの建て替えは難しいんですけども、旧の幼稚園がまだそのままになっていまして、土地、建物がありました。でも、建物は使えませんけれども、敷地があるので、その活用も含めて検討してはどうかという状況でありまして、また今後、議会とか、あるいは地域、保護者、関係者に相談した上で方向をできるだけ早く定めていきたいと思っています。

先ほども待機児童対策をどうするかとおっしゃったんですけども、野洲市の場合はできるだけ市立か、あるいはきちっとした保育園、幼稚園で子どもさんたちを預かっていただく、安易なやり方は私としては原則やらないという方向で進めています。少し計画が変わりますが、ふらふらしているわけではなしに、大きく決めていって、具体的にやったときに問題があれば、きちっと説明責任を果たした上で方針転換をしようということですので、現状は今申し上げたようなことになっております。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。ちょっと私、気になることが1つあるんですけど、三上地区の子どもたちというのは減少傾向というんですか、そういうところあるのかなということで、場所的な問題は、今、三上小学校の辺だと、こういうことなんですけど、そういったことを考慮した場合、やっぱり今の場所しかないという理解でいいんでしょうかね。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、三上学区といいますか、保育園の場合は学区制ありませんけども、やはりそれぞれの地域に保育園、保育所があった方がふさわしい。どこがいい場所かといいますと、なかなかそれは適地難しいんですけども、本来は今の幼稚園のところがいいんですけども、この幼稚園の立地も過去の経緯を調べますと、物すごい無理をしています。なぜあそこへ持っていったか、わからない。私も地元ですから、JAの三上支店が撤退されるから、あそこへつくったのかと思っていましたら、全く違いまして、わざわざ生

きている建物を物件補償してまで動かしています。ここの経緯も調べますと、JAさんも移りたくないのに歩道のない側に移されたという話まで出てきまして、確かにあそこは県道の歩道がない側でして、危ないんです。利用者も危ない。私も地元ですから、使っていて、何でこんな歩道のない方につくったのかということで物すごく無理をして、なぜあこへ行ったのか。多分、どなたかの土地が原点にあって、買いに行ったのではないかと推測されますが、園庭も道路ののり面とかなり厳しいレイアウトになっています。

ですから、北館が壊れたので、私がというよりは合理的に市有地を使おうと、新たな土地を取得してまでは厳しいのでとなったんですけども、今回、申し上げたような問題が出てきたので、近江富士団地をと考えていますが、ご承知のように近江富士団地は約900戸あります。今は最初にお住みになった昭和の40年代、50年代の方が多いので、高齢化は高いですけども、できるだけ長寿になっていただきたいんですが、今、次世代があそこで住まわれないのは、これは先ほど冒頭に言っていた国道8号線が混雑しているので、駅まで行く時間が予測できない、あるいは市内の移動も予測ができないということで、若い世代が住んでおられないからでありまして、今後、国8バイパスができると、もともとの、滋賀県内でも有数の良好な住宅団地の本来の機能が発揮されますので、そういう意味では私は立地場所として悪い場所ではないというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。29年度以降の目標ということですので、その辺ひとつ慎重にお願いしたいと思います。

では、次の人と人が支えあう安心なまちへの取り組みについて、(仮称)野洲市立病院について何点かお伺いをいたします。

本定例会の開会日に示されました施政方針では案が示された内容にこの市立病院につきまして、野洲病院の現状などが追加されております。私はこの通告した時点と今現在は市当局の方の考えに進展があり、施政方針の中に入ったのかなと思っていますので、この辺を考えますと、通告の内容とかみ合わない部分があるかもわかりませんが、通告の内容に従って、進めさせていただきます。

市立病院の整備は平成26年度に基本計画を定めまして、そして27年度には基本設計へと進む計画になっておりました。建設費の上昇とか、また基本計画段階で具体化した病院像での事業収益が恒常的な赤字の状態であるということが判明して、平成27年度当初予算への基本設計に必要な予算計上は見送られております。住みよいまちというより

か、住みたいまち、この条件の1つに、やはり安全で安心できる総合病院は欠かせないものであると私は思っております。

そこで、次にお伺いをいたします。1月27日に平成27年度予算に関する市民懇談会が開催されました。このときに財政担当部長査定後の予算編成概要が示されましたが、当初要求のときには約9,200万円の市立病院整備関連事業費、基本設計の費用だと思えますけれども、これが保留をされております。その後、開催されました1月22日の全員協議会資料ではゼロ査定となっております。非常に悩んでおられる跡は見られますけれども、ゼロ査定とした真の理由につきましては建設費の高騰だけではないのではないか、このように思いますが、財政担当部長として査定をされました政策調整部長にその辺をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 病院関連事業の予算についてお尋ねでございます。

病院整備関連事業予算はゼロ査定としたものではなくて、予算計上を保留しておりました。1月22日の全協の時点では基本計画が確定しておりませんでした。より精度を高めるために病院関連の予算化を見送ったところでございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。じゃ、そうしますと、その初期投資費用の抑制についてどのように行うのか。例えば、病院の規模の見直しやとか建設費高騰に対する対策などにつきまして、政策部長はどのようにこれ、今後、考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 初期投資費用の抑制につきまして、お答えさせていただきます。

先に示しました基本計画の病院規模、病床数180床につきましては構想段階より18床削減をしております。病床単位を1病棟45床の4病棟構成としております。こうしたことは1点目として看護師がより働きやすい環境になること、2点目としては病床稼働率が向上すること、3点目としてはコストの削減が図れる効果があるという、そういった理由から病床数と病床単位を採用したものでございます。将来の患者予測から病床数をこれ以上は削減できない、必要最小限の数だと考えております。

また、標榜診療科も産婦人科を婦人科に縮小するなどをしてしております。その他の診療科

で縮小可能かは受診動向などを見極めて、慎重に対応したいと思っております。このように初期投資費用の抑制につきましては、病床数、病床単位や標榜診療科の縮小など、基本構想の病院像は崩さずに可能な限り検討を行ってきたところでもございます。

さらなる建築費高騰への対策といたしましては、デザインや配置計画の工夫による延べ床面積の縮減とか使用材料費や設備費の抑制によりますコストダウンなどが考えられますが、平面図などを描く基本設計段階以降でなければ、その抑制の検証ができないため、先の収支計画では自治体病院の平均面積、交付税の算定単価をもとにした建築費を採用せざるを得なかったというところがございます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。1つあれなんですけど、病床数を45床掛ける4病棟か何かおっしゃいましたか。これは逆にふえるということはないんですか、病棟がふえるということはないんですか。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 現時点の基本計画では4病棟という形でございますが、現在、野洲病院の意見も聞きながら病床数等も詰めておりますので、その検証結果でまた正式には報告させていただきたいと考えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） それから、診療科の件につきましては、今、ちょっと説明ありましたけど、先日の都市基盤整備特別委員会に示された診療科からまだちょっと、私としては野洲病院の現状の診療状況とかを見ていただいて、検討はしていただけるのかなと思っておりますけど、それでよかったですでしょうか。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 基本的には野洲病院の意見を聞きながらでございます。新しく進出される個人の医院もあるようでございますので、診療科につきましては、縮減できるものにつきましては、そういったことも考えていきたいと。基本ベースはもう野洲病院の診療科を現在考えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） それから、先ほどの中にデザインとか配置とかをいろいろ検討していくということなんですけど、以前に我々もいろんな病院の方へ研修に行きました。

あるところ、多治見病院へ行ったときは職員の方もご一緒いただきまして、いろいろな話を聞かせていただきました。例えば、もう建設単価はあらかじめこれぐらいやと目安を付けとくんやとか、そういったことをやっていますね。その辺もまた参考にさせていただいて、初期投資の方は抑制をちょっと図っていただきたいなど、このように思います。

そしたら、次に収支見通しについて医療収入のアップやとか人件費の抑制とか、いろいろあると思うんですけど、この辺の収支見通しの改善につきまして考えられていることをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 収支見通しにつきまして、お答えさせていただきます。

医療収入の向上につきましては、市立病院構想の進展に励まされ、体制や資金などが向上しております最新の野洲病院の実績値を採用いたしまして、医療収益や収支計画を再精査する作業を現在進めております。今まで示させていただきましたものは過去25年の実績数値でございます、26年度整形外科等、かなり頑張っておられますので、入院単価等も向上されております。そうしたことで、最新の情報を盛り込んだ中で再精査を行っておる途中でございます。

また、人件費の抑制につきましては、現在採用しております自治体病院給与が民間病院給与を採用することではないかなと考えます。民間病院給与を採用するとなりますと、スタッフ確保、あるいは資質の問題をどうするかなども考えられますので、慎重に取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとう。野洲病院も何か経営状態がよくなっているというのか、そういうことも聞いていますので、ひとつその辺の実績とかも参考にさせていただいたらなと思いますけども。今、人件費の中で民間病院という、ちょっと言葉がありましたけど、民間病院というのは結構高いんじゃないんですか。その辺はどうなんですか。どの辺、民間の方が安いんですかね。ちょっと私、何かいろんなテレビのドラマで出てくるとか、ああいうところを見ると、物すごく医者というのは羽ぶりがいいのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。民間は、やっぱり公的のところよりは安いんでしょうか。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 統計上の数値を見ますと、公立病院の給与よりも民間病

院の方が安くなっております。ただ、民間の病院の場合ですと、医師の給与とは逆に、やはり収益に結び付くものですので、高いというような結果が出ております。

以上です。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。その辺もしっかり調査していただいて、こちらの方もしっかり取り組んでいただけたらと思います。

そしたら、次にオリンピックの影響による建設単価の高騰ということで、確かにこの労務費はちょっと私、調べてみましたら、1998年ごろをピークにして、一旦は減少をしていたものが2012年ころから急激に上昇している。資材も鉄鋼などについては20%近くまで上昇しているということらしいんですけども、この辺がこの建設単価を高騰になっておる大きいとするならば、このオリンピックでの建設ブームが終わるまで、そういったものが一定程度収まるまでしばらくの間、現状、野洲病院も経営状態はよさそうなので、病院の整備を保留ということも考えられるのではないかなど、このように思います。

しかし、多くの市民は新病院の早期開院を願っているところですけども、この基本設計に必要な予算を当初予算に計上しなかったのであれば、この計画を一旦保留するか、または基本計画を早期に確定させて、規定方針どおり平成27年度には基本設計を進めるということで補正予算を上げていただくという、私はこの保留か補正予算でいくかの選択になるとは思いますけども、市長として、この辺をどのようにお考えになっているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の市立病院の予算についてのご質問にお答えします。

端的にお答えしますと、当然、27年度の補正予算でと思っています。時期も場合によっては今議会に追加で補正提案をさせていただく可能性もあるということで、議長、議会事務局長とも協議をしております。制度的には可能ですので。

もう少し背景を申し上げますと、今のちょっと部長答弁ですと、年度の途中か、年度の初めの話ですけども、そうじゃございません。今、当初予算には九千数百万付けていませんけども、当初は積むつもりをしていました。現在、基本計画の策定をやっておりまして、これはもう今年度の事業だったので、年度当初からやっております。やり方は市がつくるんですけども、専門のコンサルタントに依頼をすると。新設病院はなかなかないんですね。例えば、新設の病院であっても、既に民間の医療法人がどこかで病院をつくっていて新展

開するということが1つ。あるいは公立病院でも建て替えとか改築とかということで、ゼロベースから病院をつくるというケースは本当にまれだと思います。

野洲市の場合はそういうことですので、民間の職員のノウハウと民間のコンサルタント、そこにあり方からずっと支援いただいています滋賀医大ですとか京都大学、あるいは滋賀県の医療担当の職員とか専門家を入れて、評価をします。評価をするというのはたたくという意味じゃなしに、アイデアとか提案をもらいながら客観的に可能かどうかをいただくというやり方です。そこに野洲病院を市が支援をしていますから、かつ市内で運営をしているので、野洲病院のデータも一番重要なものということで、例えば、コンビニとか大規模小売店ですと、POSデータと同じことですから、それを入れようと。野洲病院の成りかわりではないんですけども、一番確実なのは野洲病院でうまくいっている点、うまくいっていない点をきちっと評価して入れようと、こういうやり方で作業を進めてきました。野洲病院とかのデータについても、昨年から入れた上で今年に評価委員会に提案する一定の案ができたわけです。私もその提案する数日前に案を見せてもらいましたら、なかなか厳しい案になっていました。その理由は1つは建築費の高騰です。これは致し方がないです。

もう一つは医療収益が結構悪いと、思っていたより悪いということです。これを分析しますと、普通ですと、野洲病院を前提にしなければ標準データでやるんですけども、野洲病院の実績もあわせてチェックしようということなんですが、その野洲病院のデータが25年度をベースにしています。26年度がすごくよくなっています。25年4月から院長が滋賀医大から来てもらって、かなり積極的にやってもらっているのと、医師の派遣も充実をしています。そこに野洲市が、これは施政方針で申し上げましたように、いわゆるメンタルの部分で新しい病院ができれば、自分たちも貢献できるということで、士気が相当上がってしまっていて、売り上げが伸びています。私もそれが入っていると思ったら、入っていませんでした。なぜ入っていないかといいますと、いわゆる看護師配置が7、1、11ということで、26年度は途中で7、1、11が変わっているので、職員の判断ではそれは採用できないということで、25年なんですけども、確かにそこはわかるんですけども、でも、直近のデータで物事を考えないと危ないわけで、今、その26年度データを、まだ26年度全部終わっていませんけども、で見ようということでやっています。

それとあと、建設費につきましても、この単価はこれ、総務省が1月に示してきたので、

これはなかなか操作できません。操作というか、変えることはできませんけども、原案はどうなっているかといいますと、公共発注という位置付けにしているので、いわゆる標準的な経費でいっています。でも、本当に企業的に民間をつくる場合、そんなものでやりません。ベッド40万で買うかといったら、ベッドは、やっぱり35万とか25万になります。現に野洲病院でもそういう価格で買っています、他の病院でも。だから、それはあり得ないじゃなしに、これは事業ですから、事業としての投資をもう一回見極めようと、この両方でやりますと、速報ではかなり収支が早い段階で合うようになっています。

あと、職員給与なんですけども、これも民間並みかどうかという話じゃなしに、野洲病院で現にその給与体系で働いておられる、かつ定着率がもうぐっと改善してきています、今。以前はすごく離職率が高かった、特に看護師さんとか、専門職員。それがもうぴたとほぼとまっていると。これは少し待遇改善をしてもらっています。私が就任したときは野洲病院は独自カットをしておられて、私は人件費削ったらだめですよと。一方では働かないドクターがいたんですね。そういうあたりも整理してもらっています。

それと、野洲病院はご承知のように、産科が主でしたけども、ドクターが抜けて、産科のスタッフだけ残っていると。助産師だけでも先般まで十数人おられたという体制ですね。あと、病院の部屋も6人部屋が多いので、当然、稼働率は悪くなります。6人完全に入ってもらえない、1人とか3人になりますから、そういうことも加味してやると。特に給与ですけども、民間並みだとスタッフが集まらないかどうかという議論はこれは空論でして、現に野洲病院の給与は統計上見ますと、民間の中位にいつているらしいんですが、それでも意欲を持ってドクターは仕事をしておられる。あと、看護師さん、医療スタッフも仕事している。ということは現実性があるわけで、そういうことを加味して、実現性が高い。

ただ、ちょっと制度的に市が持つ病院ですから、退職金の問題ですとか、いろんな処遇の問題、ここはもう少し調整しないといけませんけども、こういう前提で働いてもらいますよということを公示をしてやれば、一定の合理性は私あると思います。ただ、職員と議論していると、いや、後で組合ができて、賃上げ交渉をされたらどうかとか、もちろんそれはありますけれども、かといって、全てを最大でやるんだったら、もうそもそも成立しませんので、無理な算定はしませんけども、今申し上げた本当に仕事をするのであれば、ベッドが定価の40万で、あと落札して、結果的に執行残が出るようなことでこれは不成立と考えるのか、事業ですから、具体的な戦略的なことをやるかどうか。

今、そこで詰めていますと、さっき申し上げたように、完璧じゃないですけども、一定

の期間で収支が合うようになっているので、これをできるだけ速やかにお出しをした上で、いわゆる鉛筆をねぶってごまかそうとは全く思っていないので、客観的にご評価いただいた上で判断いただければと。

それを前提にした基本計画を年度内に策定、これができるので、他のものも実績上がらなくても建築予算は付けさせていただいていますから、先ほど申し上げたように新年度予算を、場合によってはですけども、会期内に追加提案させていただいて、ご審議いただくということも含めて、あり得るとというのが現状であります。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を午後 1 時といたします。

（午前 11 時 58 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 先ほど来いろいろ次のステップに向かって、市長から心強いお言葉をいただきました。我々、新病院を推進している立場としましては、ぜひとも今議会の補正予算を提案していただくことを強く望んでおります。ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、次の3番目の地域を支える活力を生むまちへの取り組みについて、インストラクター養成の関連をお伺いいたします。

ものづくりインストラクター養成スクールは国の補助を得て、平成22年度にもものづくり経営交流センターを開設以来、多くのものづくりインストラクターを養成し、企業の業務改善、経営改善に大きな効果をもたらしてきました。しかし、平成27年度からは市への補助金は廃止され、センターも廃止されることとなります。ここまで行ってきた事業の一部でもいいので、今後もどこになるのか、政策調整部になるのか、環境経済部なのか、にて一定の指導とか支援は続けていただく必要があるのではないかなど、せっかくここまでやってこられたので、ぜひとも続けていただきたいなと思いますけども、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員のものづくり交流センターについてのご質問にお答えをいたします。

この事業は今年度で成果が上がったということで終了するというようにしておりますが、これは年度当初からそういうことは表明した上で行ってあります。ただ、そのときには特に養成をいたしましたインストラクターの活動支援については何らかのプログラムが要るかなというふうに考えておりましたけども、既にご承知のように、滋賀県がといたしますか、滋賀県の産業プラザが全く同じ取り組みをするということになりまして、実のところは野洲市のインストラクターの活動なくしてはあり得ない、野洲市のノウハウなくしてはあり得ないということですので、もうあえて野洲市が取り組む必要は全くないというふうに思っております。

長くなりますけども、これもお話をしますと、もともと東京大学は滋賀県に提案に行きました。滋賀県が断りました。野洲市とそれまでいろんな関係があった東京大学、立命館大学が野洲市ではという提案でしたので、私は受けるにあたって、時の商工労働部長にきちっと協議に行きまして、滋賀県が断ったけれども、この財政の厳しい野洲市で取り組みますよということから始まっています。その後、うまく運営された中で当時の知事もやきもきして、なぜ滋賀県でやらないのかとって言うてたらしいんですけど、その現場には私も職員も立ち会っていますけれども、成果があって5年間やりました。

ただ、国の支援は当初はあったといたしますか、当初は自前のお金で動き出したところにちょうどうまく緊急雇用対策の予算が使えたので、野洲市の場合は特別支援とこのものづくりのプログラムを一緒に使ったわけでありまして。その後、中小企業庁、経産省がいいプログラムなので、支援をさせてほしいということで、2年間いただただけで、審議会のご理解で当初予算を組み替えさせていただいた25年、26年は国の支援をフェイントで裏切られていますので、野洲市としては最大限議会、市民のご理解、そして産業界のご理解をもって、これまでの成果が上がったというふうに考えております。ということで、野洲市としては中途半端に手を付けないで、もう二番煎じはやめておこうというふうに思っています。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 何か今度、市長としてはあっさり下がられるので、ちょっともったいないというか、残念というか、私も現役勤めておるときにはこういったものの考え方、そういったことでいろいろやってきましたので、非常にこのものづくりインストラクターというのはどういふんですか、非常に親近感があるといふのか、そういうことがありまして、非常に興味を持っておったんです。要はインストラクターの養成とか、そういう

ことではやめるということであれば、そういった業務の中で物事の進め方の考えというのは生かしていただければいいかなと私は思っております。市長も言われたように全国で始めたといえば、どこかの県が1つと、市町で野洲が代表でやった、経産省の肝いりでやったということなので、非常に残念ですけど、ある意味、市長の言われるようにここですばっと切るのもいいのかなと、そのように思いますので、業務の中に考え方を生かしていただければなど、このように思っております。

そうしたら、次の4番目に美しい風土を守り育てるまちへの取り組みの中で、新クリーンセンターの関連でお伺いをいたします。

これは当初、答弁は実務のことなので、環境経済部長にお願いしようと思っていたのが通告を出したときには市長というて、書いてしまいましたので、もう通告どおり市長にひとつお願いします。

新クリーンセンターは平成28年10月に供用開始を目指して工事が進められておりますけども、この工事の実施とその後の運転補修等の関連についてお伺いをいたします。まず、工事の発注形態は設計・施工一括発注方式をとりまして、昨年6月に落札業者が決定したところですけども、これの実施設計の提出の時期、それとこの実施設計の内容承認につきまして、どういう体制というんですか、どういった部門でいろいろチェックされていくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） クリーンセンターの整備に関する発注、あるいは事業の進行状況についてのご質問にお答えをいたします。

今もご質問でご指摘いただきましたように、これは設計と施工一体の発注にしておりますので、完成まで受注業者が全て行うことになっています。ただ、スケジュールを決めていますし、作業工程も決めていますので、いわゆる実施設計に関しましては、スケジュール的には今年度末で設計ができると、そして翌年度から施工に当たるということになっています。ただ、通常の施設整備の発注物ですと、それぞれの成果物をいただいて、そこで終わりですけども、実施設計をいただいても、それで一応成果物は受け取りますけども、それを持って、いろんな許認可を行いますので、それが通って初めて実質的な最終成果物ですが、そういうこともあるので、これは設計施工一体にしているわけでありまして、これについてはもう既に仕様書でも工程表でもお示ししていますので、詳細に述べると長々になりますけど、仕組みとしてはそういうことになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。そうしましたら、次に運営の方ですね。運営の方針は包括管理方式を採用するという事なんですけども、この包括管理の方に、従来は何か水関係の方ではやっているような、ちょっと聞いたことあるんですけど、新クリーンセンターにこれを採用するという事についてのメリット、デメリットについてまずはお伺いをしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新クリーンセンターの管理、運営についての包括管理方式についてのご質問にお答えをいたします。

これも既に昨年10月の議会の全員協議会で新野洲クリーンセンターの運営に関する基本方針ということで、ご報告、そしてご意見をいただく場を設けてもらいました。この中でも方針とは言っていますけども、包括の管理でいこうということで、そこにも利点、あるいはマイナス点、デメリットを示していますが、実質的にデメリットはないというふうに考えています。通常ですと、単年度契約でその都度、形式だけの入札になりますけども、今回、こういった施設は設計施工一体にしているということからしても、施設の一番根幹である熱回収システム、焼却システムの設計と施工と運転というのが一体にならざるを得ません。ですから、管理、運営に至っても毎年公募して事業者を募るというやり方でやっても、ノウハウがあるのは一社ということになりますので、そういうことからすると、この包括管理方式というのはもう制度的に認められているわけですけども、メリットは受け手は安定して複数年受けられるということから、人の配置とか、そういったことも予測ができますので、そこがコストが落とせると。競争性はどこで保つかというと、もう一番最初の入り口のところで競争性を保たす。一般的なものはその都度一見、競争性を保たせているようではありますが、実際は同じ業者が請負っているということになりますので、今申し上げましたように、予測可能性によるコストダウンが図れるということです。

このメリットを具体的に数値でももう既にお示しをしていますけども、VFM、いわゆるバリュー・フォー・マネーですけども、つぎ込む資金に対して、どれだけの価値が生まれるか。ちょっとコストベネフィットとはちょっと違う概念ですけども、それを評価しますと、いずれもプラスが出ています。瑕疵担保期間中、これは3年間ですけども、そこで1.69%、そして瑕疵担保期間後で3.44%が得られますので、もう明らかに今の方

式、包括管理方式が有利だというふうに判断をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。ちょうど今、VFMの件で瑕疵担保期間、この契約の期間がまず3年やられるということなんですかね。そして、あとの瑕疵担保を過ぎた後がこれで資料でいきますと、12年間となっておるんですけど、その瑕疵担保期間を含めた3年間の契約の後の12年間というのは、分割というたらかしいですけど、12年間の一括契約にされるんですか。それとも、そこを、例えば3年ごとにやっていくとか、この辺は今、何か方針としては決まっているんでしょうか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現時点では明確に決めていませんが、その時点で、やはり有利な、先ほど申しあげました予測可能性によってどこまでコストダウンが図れるのかとか、競争性、透明性がきちっと働くのかということで、具体的な期間設定をしていきたいというふうに考えております。

また、そのあたりは今年度予定をしております作業の中で委員会を設けてさまざまな要件、そして、いわゆる受け手の評価の広報等、公開でまた議会のご意見も聞きながら検討させていただきたいと思っておりますし、新年度予算にもそのための経費を提案させていただいております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。そしたら、次にこの包括管理方式を採用していくにあたって、当然これは供用開始からのことなんですけど、まだ時間がありますので、これに関する検討というのは業務が進められていると思うんですけど、この基本方針の中では包括管理でやる範囲はこの程度ですよというのは入っているんですけど、後出てきます、例えば、熱利用とかそういったところ、それから何か遊歩道みたいなのを整備しようかという話もあるんですけど、そういった辺の管理とかは含むのか、含まないんでしょうか。

今の現時点でこれ、包括管理方式を発注するための準備段階というか、検討段階はどの辺まで来ているのかということと包括管理の範囲というのは現時点ではこの基本方針の中の部分ですよというのか、その辺ちょっと進めておるところをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 包括的管理を含めまして、新しい施設の管理につきましてのご質問にお答えをいたします。

まずは中心となる熱回収施設につきまして、今申し上げた包括的管理運営事業技術審査委員会を設けまして、受け手の選定を図る、いろんな要件を整備したいと思っておりますが、当然、どの事業を出すのかということですが、現時点では、いわゆる熱回収施設を考えておりまして、熱利用施設についてはこれからの検討ですので、別途、どういう運営をするのかは検討の課題となるというふうに思っております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。また、その辺は全協なりで提示されると思いますので、そのときまたありましたら、お伺いをしたいと思います。

それでは、次に5番目に潤いとにぎわいのある快適なまちへの取り組みにつきまして、駅の南口広場の整備についてお伺いしたいと思います。

いろいろこの経緯があるわけなんですけども、駅南口の広場の整備についてJAが一度小篠原稲辻線沿いに90度動かす案を出してきました。その案を出したことについて我々にはそれはのめないと、同意できないのでということで断ったということなんですけども、これについて市はなぜこれに同意しなかったのか。またはしなかったのではなくて、できない理由があったのか、この辺を市長にお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 駅前南口周辺整備構想の中におけるJAの土地に関しまして、JAの提案がなぜのめなかったのかというご質問ですけども、これはもう何度も私は説明させていただいているつもりなんですけども、大きく言えば3つあります。順不同ですけども、1つは野洲市の場合は公開で議論をして、どういう機能を大まかにどういう位置に設定するという議論の中で土地利用を検討していました。JAについても当初、同じように検討を並行して進めて、私流に言ったように椅子交換ゲームをしましょうと。まさに私も例えて椅子交換ゲームしましょうとで始まった、椅子取りじゃなしに。その中にはJAはどういう機能をどういう面積でどの位置に配置した方がいいのかという検討がなされるという前提で来ていました。実質のところ、事務レベルの議論では野洲文化ホールの駐車場がむしろ提案したいという、向こうからの提案で押し付けじゃなしに。いろいろ考えてあそこがいいと。あれに関しましては、何かさまざまな議論があって、あそこに建物建たな

いとか、先般も特別委員会である議員があそこは建物建たないということを討論で言っておられたので、私たち、口を挟めませんでしたので、否定しませんでしたけども、そんなことは一切ありません。

私が聞いているのでは、これも議会に申し上げたと思いますけど、かつて駐車スペースが少ないので、立体駐車場をつくろうと、そのときには割合簡易な立体駐車場だったので、車が走っていく、特に上っていく、その騒音等が隣接民家に出てくるのではということもあって、反対されたということでもあります。

現在、これも予算を積んで、これ、隣地境界が確定してなかったという、これもびっくりするようなことが起こっているわけですけども、今、数十人の方の確認はいただいていますけども、市の構想を大まかに示しながら、お話をしていますが、どなたからもそんなことをしてもらっては困るとか、一切ございません。それと、もう少し細かい話で言いますと、祇王井川から鉄道の方に向かって、おうちが3軒か4軒建ってしまして、その前の道があるように見えていますけども、あれは市道じゃなくて、民地の土地でありまして、それもどこかの勘違いがあって、駐車場のフェンスがあげられているという、もう野洲市は土地をどうしようとしたんか、ちょっともう細かい話やめますけども、何かそういう臆測とか、いろんなことがあって、あの土地が使えないということになっているらしいんですが、一切そんなことはありません。何かそれを理由にして断ってきたみたいなことですけども、いずれにしてもJAは具体的な土地利用計画もなしに、財産保存として言ってきたので、これは、やはりのめないというのが1つ。

もう一つはあのレイアウトでいきますと、少し広場の面積は広がるようでもありますけども、予定している立体駐車場との位置関係からすると広場が遮られる、特に日照から遮られるという問題があるというのが1つです。

それと、もう一つはJAのこれまでの協議経過からすると、まさに財産取得としてやっておられるということはいつ本当に本気になって土地交換がなされるのか、そのスケジュールが明らかではないので、こちらがそこに引っ張られて、待つ期限がはっきりしていれば待ちますけども、とても待てないというか、スケジュールが立てられない相手さんだということで、これはのめないということで、他にも幾つかあるんですけども、大きく言えば、この3つで対JAとの交渉はのめないと、その案はのめないということになったわけであります。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 詳細わかりました。

そうしますと、次に、市が提案しました、今、市長がおっしゃいましたJAの方に、コミセン前の平面駐車場への移転の話も今のと大体関連があるということなんですか。このJAがJAこっち行って下さいと、コミセン前の平面駐車場に、言ったんですけども、それは断られたらJAと市がそれぞれ所有する土地で事業を進めていきますよというふうにやったのは、今、説明をされたようなことでどうしても向こう行ってもろてももうこれ以上しようがないというような解釈でいいんですかね。ちょっとややこしいことを言う。要はコミセン前の駐車場へ行ってほしいといったときに、JAが断ったと。そうすると、市はもうそれ以上の交渉の余地がないということで、それぞれの所有するところに持っていたというこの理由をお伺いしたいです。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） JAとの経過につきまして、今の現時点でのこうなった理由ということでお答えをいたします。

経緯は少し先にお話ししましたけども、当初は、私、言葉また別にミューチュアルと、双方向だと、相互にということを始めようということ、前任の経営管理委員長とは話をしています。ですから、椅子交換ゲームなわけで、それぞれが作業してやろうと。私どもは公開でやっていますし、ワークショップにもJAの幹部が出ていましたから、そして、事務レベルでもう話し合いをしていたので、JAさんはあそこへ行かれるというふうに私は市長として組織でやっている仕事としては理解していました。そしたら、ある時期から向こうから、JAから「市からの提案がないじゃないか」と言われたので、本当は双方向提案という、事業所としてはあるんですけど、ミューチュアルのプロジェクトということで、ですけども、仕方がないので、あえて文化ホール、駐車場ということを正式に提案をいたしました。そしたら、それはのまないということでしたので、もうそしたら仕方がないということになっています。

ただ、今、思い返せば、これも公開していますけども、平成25年12月18日、JAおうみ富士が経営管理委員長名で持参をされました野洲駅南口周辺整備構想の検討に対する意向に係る回答書において回答いただきました対象区域内にある当組合の所有不動産、土地建物の今後の取り扱いについて新たな共同活動にふさわしいものとなるよう整備する方向で考えていますという回答の原点に戻ったのではないかなと。ですから、これが出されて、この内容が当初の野洲市とJAおうみ富士との双方にあの周辺の土地のいい形で活

用を考えましょうというのに反して、もうあの土地は自らが使いますという文言だったので、この真意をたざしたら、最初はそうだみたいなことだったんですけども、いやいや違いますと、当初から変わっていませんと。向こうからこの文言を差し替える必要がありますかということだったんですけども、これも議会に報告していますけども、経営管理委員長、理事長が市役所に来られて、この文言は前と変わっていませんと明言されたので、そんなだったら、紙も無駄だし、朱肉も無駄なので、この協議をきちっと記録に残すことによって、この文書は差し替えないでおきましょうということをしたんですけども、結果的に衣の下からよろいが見えているようなことだったのではないかなというふうに思いまして、私は1回、語弊があれば訂正いたしますけども、ビジネスパートナーとしては信頼性がないということを申し上げたいと思います。

ですから、これ以上やっても本当にタマネギの皮をむくのかラッキョウの皮をむくのか、意味がない相手だと思いますし、これは先般の特別委員会でも議員間で議論されたように、やっぱりJAの問題だと私は思っています。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。ちょっと私の方でもその細かいところは見えないもので、何回も全協やとかで話あったんですけど、ちょっとお伺いをさせてもらいましたけど、私もいろいろ聞いていてもJAの本心がわかりません。非常に残念なことなんですけど、その辺が、今言われたのもJAと市のトップ同士の話し合いの結果、昨年10月2日ですか、今言われたのはその辺のことも入っているのかな、JAと市がそれぞれ所有する土地で進めることが決定はしているんですけども、市民がそれまでワークショップやとか、市民懇談会で、いわゆる第1案における広場の確保、広場、中庭という、このイメージにすごく希望を持っていたものでありまして、また都市基盤整備特別委員会の中でも広場が小さくなるというような意見も出されました。先ほどの市長の答弁の内容からしますと、無理かもわかりませんが、もうこれ以上JAとの再交渉というのはもうできないと、不可能やと市長はお考えでしょうか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） JAとの再交渉についてのお話を、ご質問に対してお答えをいたします。

客観的に見たら、全てご説明していませんけど、野洲市の場合、全て透明感を保ってやっていますが、これまでの経緯をもっと明らかにしていただいたら、私としてはできない

ということを納得いただけるのではないかというふうに自信を持って思っておりますし、いまだJAのあそこでの土地の方向性も示されていませんし、そういったことから、私の今の判断はそれなりに当たっているのではないかなというふうに思っています。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。じゃ、それでは、できるだけ広場が多くとれるような方法を我々も一緒に考えていきたいと思っておりますので、広場と言うときながら、何か公園みたいなイメージになってしまうと、小さい公園ではちょっといかなので、我々もいろいろ知恵を出しながら、またいろいろやらせていただきたいと思っております。

それでは、次に、先日の都市基盤整備特別委員会の中で野洲駅南口周辺整備構想（案）、これが示されたときに、立体駐車場の車両収容台数の減ということやとかがいろいろ議論が交わされましたけども、2月9日のときにはそれまで話題として、話として出ていませんでしたUR発言というのが突然出てきまして、びっくりしておるわけなんですけども、従来からの計画というか、その中では商業区域の中に例としてビジネスホテルとか、いろんな候補はありましたけども、このURということについて具体的な名前が出たので、イメージ的にはというか、あのときも説明があったように思うんですが、ホテル事業というんですか、ホテルをやって収益が上げられることを模索しているのではないかなと、このように思いますけども、このURはコンサル的にいろんなご意見を伺うということで行くのか、例えば、ホテルみたいな業務を、その事業を委託するのか、その辺のURの活用についてちょっとお尋ねしたりします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 独立行政法人の都市再生機構、通称、UR都市機構と言われておりますけども、ここの関係は何も秘密でやったわけでもございませんでして、ここが行っている立地適正化計画の勉強会がありまして、そこに職員がこれまでも参加をしておりますし、私もその幹部の方とは情報交換をしています。こういった開発というのは一番いい手法を使おうということですので、何も議員の皆さん方もいろんなところへ出かけて行って、勉強会していただいたらいいのと一緒のことでして、秘密でどこかにという話ではないです。

URの機能というのはご承知のように、いろんなアドバイス機能、計画機能、そして自ら土地を取得して事業を起こすとかあっせんとか、さまざまありますので、全体で3.5ヘクタールの将来に向けてURのノウハウとか情報とか提案もいただきたいという、特に

制限はいたしておりません。ただ、来年度からのもう少し具体的な、特に文化ホールとかはまだこれからですけども、病院、広場、そしてから駐車場、そしてコミュニティー、そして商業施設というふうに位置付けているところについて、まずURと協議とか検討、研究の場を設けたいというふうに思っています。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。何か早くからURと関わりがあったとか、勉強的には参加されておったようなので、私としてはもう少し早くそういうことをやっとなやでということは知りたかったなというのが本音です。多分、他の方もそう思っているのではないかなと思いますけども、URは、今、市長がおっしゃっていましたように、それからURがどんなことをやっているかというのいろいろなホームページで見ますと、かなり都市の再生というんですか、そういったところも力を入れているようですので、ぜひともいい駅前ができるように活用をお願いしたいと思います。

それでは、施政方針の最後の6番目のところで、市民と行政が共につくるまちへの取り組みにつきまして、ホームページのリニューアルについてお伺いをしたいと思います。

山仲市政はいつもお話しされているとおり、徹底した情報提供による透明で公平、公正性を確保すると、こういうことですけども、そのためには市民はいつでも正しい情報をタイムリーに得ることが大事だと思っております。平成27年度にホームページをリニューアルするというので、予算が計上されておりますけども、予算を見ますと、ホームページの更新修正委託料21万円となっております。これではリニューアルと言えるのかどうかという、ちょっと思いがありまして、お伺いするわけなんですけども、現在のホームページは非常に閲覧しにくいと、自分がこういうのを見たいなと思ってもなかなか目的のところに達することができないと、この辺のもっと使いやすさ、この辺を考慮してやっていただけるとありがたいんですが、この21万円というところの考えておられるリニューアルの内容についてお伺いをいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市のホームページのリニューアルについてのご質問にお答えをいたします。

今、運用していますホームページは平成19年4月に更新したのを使っております。私は最悪ではなくて、丸山議員よりはもう少し評価をしているんですけども、ベストではありませんので、更新が必要だというふうに思っております。従来から思っていたんです

けども、さまざまな事業に経費が要る、できるだけそこは抑えて、他にまず事業費を注ぎ込みたいということで今になっていまして、現在では28年1月から新しいホームページだというふうに思っています。それからしますと、約10年近くといたしますか、9年ですから、少し更新の期間が長過ぎると思います。現在、提案させていただいていますのは28年1月から3月までを27年度の最後半の経費でして、全体は5年契約ですので、60カ月分としたら、2,300万円程度になるというふうに思っております。

野洲市の場合は本当は、びわ湖放送ですとか、紙面購入等では結構広報費に使っているんですけども、ちょっと申しわけないぐらいに市内の報道機関には貢献していません。普通、お正月とかでも市長の話をこまをとってあげないとだめなんですけども、その数十万も私は節約しているつもりにはしているんですが、ホームページには今回、総額で2,300万ぐらいで、5年分ですけども、きちっとした更新を図りたいと。そして、中にはきちっとスマホ対応ですとか、できるだけ最新の機器、メディアにも対応できるようなホームページにしたいというふうに思っております。また、議員の皆さん方のご提案、ご意見も賜ればというふうに思っています。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 私ももう大分前から見にくいな、見にくいなと思っていたんですけど、財政が厳しいので、そこまでなかなか手が回っていないんだろうなと。普通なら、もう丸投げで業者委託というのがどこもやっておられるんじゃないかなと思うんですけど、野洲市の場合は多分職員さんがそれぞれのところを修正されているんじゃないかなと思いますので、今、5年計画ですばらしいものができるということなので、期待をしておきます。

それでは、次に、大きい2番目の教育方針についてお伺いをいたします。

教育方針の6つの柱のうちの4つの項目について質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目、元気な学校園の創造への取り組みにつきまして、以下、教育長にお伺いをいたします。まず、小中一貫教育につきまして。教育方針で「小中学校の一貫教育を推進するため、野洲市学校・園同和教育推進委員会各中学校区部会の組織を活かし、教育委員会が支援しながら」とありますけども、この組織を生かし、教育委員会が支援するというのは具体的にどういうことなのか、お伺いをいたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、丸山議員の小中一貫教育の「組織を生かし、教育委

員会が支援する」とは具体的にどのようなことかについてお答えをいたします。

これまで人権教育の分野で中学校区ごとに校区部会を持ちまして、組織的に就学前から高校段階までの子どもの育ちを一貫して捉え、縦の連携の中で人権教育を推進してまいりました。このことはこれから取り組もうとする小中一貫教育におきましても、9年間を通し、子どもたちを育てるといふ狙いに重ねられると考えております。ただ、現在ある校区部会に一貫教育の推進を委ねるといふことは今考えてはおりません。ただ、これまでありました校区部会のシステムのノウハウを参考にしたり、あるいは活用したりすることで一貫教育の推進組織がイメージしやすく、学校現場におきましても取り組みやすいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。既存のグループというか、システムを使って、生かしてやると、組織をうまく使うということですね。そういうことでいけば、ソフト面のところは学年間の差はないかなと、いわゆるシームレス的な感じはするんですけども、では、いわゆる教科につきまして、この学年間の差というのか、例えば、4年生と5年生、もっと言えば、6年生と中学校1年、これではここはちょっと教科の、特に中学校上がった場合は教科の内容だけでなく、先生も小学校の学年担任から中学校へ入ると、今、教科担任に変わりますけども、その辺の壁が、いわゆる教科については壁があるのではないかなと思うんですけど、この辺はどのようにされるのでしょうか。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教科としての壁、区切りのことだと思うんですけども、学習指導要領で学年ごとに各教科の目標とか、それから内容が系統的に示されておりますので、区切りはないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 今、教育長が言われたので、わかりました。私は学年ごとに、いわゆる階段というんですかね、こういうことで差があるのかなと思いましたが、よく考えてみたら、1年生はこういうことを学んで、2年生はそれに続いていくんやなど、こういう解釈でいいわけですね。わかりました。

それでは、次のところに移ります。ICT授業についての中でICT研究推進校という言

葉がありましたけども、これはどのような学校になるのか、お伺いいたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ICT授業についてのお尋ねでございますが、まずICTの研究推進校というのは今後、本市におきまして、ICTの教育を推進していく上でモデル校となる、その学校を指しております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） そのモデル校というのはあれですか、今度、27年度ではタブレットを小中各1校ずつですか、1校で40台ずつか何かになっていますね。それを使ったモデル校ということになるのでしょうか。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今おっしゃっていただいたとおりでございます。今、予算が認められたら、小学校1校、中学校1校をモデル校として選んで、そこで研究を推進していただくということになります。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。そうしますと、その辺の1年間になるのか、どれぐらいか、わかりませんが、モデル校でいろいろ活用して研究した内容が次の年度展開に恐らく持っていかれると思うんですけど、このICT活用授業の推進につきまして、年度展開をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 年度展開でございますけれども、まず来年度実施をしますモデル校での研究の成果とか課題を十分点検しながら、それを踏まえて年度展開をしてまいりたいと、そのように考えております。ただ、予算の範囲での整備となりますし、実現につきましては、不透明な部分もございますけれども、教育委員会では一応、平成29年度までには小学校において児童数に応じて各校に1台から3台の電子黒板と40台のタブレット端末を整備したいと、中学校におきましては、各校の3台の電子黒板と40台のタブレット端末を整備することを目標に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、機器等のハード整備にあわせまして、教員のICTの研究とか活用の指導力とか、そういったものも一方では高めていかなければなりませんし、また子どもたちの情報モラルの教育、それも推進していきたいなというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。今やこういうICTの時代ですので、文科省の方もひとつ生徒、児童、1人1台ずつ当たるぐらいの予算を編成してもらえるようになればいいなと思っていますし、我々もどこかあれば、働きかけはしたいと思います。

それと、最後にちょっと教育長がおっしゃいましたことは携帯やとか、そういった使い方の方の教育も含めてのことだと思えますけど、川崎での悲しい事件があったのもその辺もあるようですので、ひとつ正しい使い方を教えてやっていただきたいなど、マナーをひとつお願いしたいと思います。

それでは、次の生涯学習と生涯学習スポーツの充実への取り組みについてお伺いをいたします。

平成26年度の予算編成に向けての会派要望の中で、県が平成25年度に滋賀県スポーツ推進計画を策定しているのので、本市も野洲市スポーツ推進計画の策定をするよう求めておりました。しかし、26年度には策定はせずに1年遅れで27年度、実現しようとしていますけれども、その概要について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、盛り込まれる内容の概要についてお伺いをしたいと思います。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 推進計画の中に盛り込みます内容でございますけれども、現在、そのプロットでございますが、序章で野洲市スポーツ推進計画の策定方針、それから第1章の中では計画の方針と目標、第2章で野洲市のスポーツの状況と課題。その課題としましては、市民のスポーツとか学校体育スポーツ、それから競技スポーツ、スポーツ施設といったようなところから洗い出しをしていきたいなど、そんなふうに考えております。第3章におきましては、基本的な方向性、第4章は施策の展開、そしてまとめといったような項目で策定をしたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 県の方ではその年齢や性別に応じたスポーツやとか、それから次代を担う子どものスポーツの環境とか、こういったこととか、いろいろ盛り込まれているんですけど、その辺も今言われたどこかには入るんでしょうか。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） もちろん、そういったことも考慮して、内容の中には含めていきたいと、そのように考えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。よろしく申し上げます。

それでは、この策定につきまして、策定の体制というんですか、その辺についてお伺いしたいと思いますけども、これ、つくるの自身は教育委員会の内部で行うのか、またはスポーツ関係者とかによります、いわゆる委員会制みたいなもので行うのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 策定の体制でございますけれども、現在、進めておりますのはスポーツ推進審議会、これは10名の方をお願いをしております、その方を中心に策定を行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。その審議会のメンバーというのは大体どういう方がメンバーになられておられるのでしょうか。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 審議会のメンバーでございますけれども、県のスポーツ推進委員の方、それから市のスポーツ推進委員の方、それから野洲市の体育協会の代表の方、それからスポーツ少年団の代表の方、それから総合型のスポーツクラブがございますから、その代表の方とか、あるいは公募でお二人ほど公募しましたので、その方にも入っていたきながら、策定委員会を開いているというところでございます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 幅広く審議会の方がおられるようですけども、こういったスポーツ推進計画をつくる場合、ぜひとも現場というんですか、末端の方の意見も反映できるようにひとつお願いしたいと思います。特に上の方ばかりが出て、その辺の考えで終わらずに、例えば体協ですと、下にぎょうさん団体があると思うんですけど、その辺の意見をしっかり吸い上げていただいて、やるようにちょっとひとつ審議会の方でも、そんなリードで進めていただきたいなど、このように思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次に、3番目の文化遺産の継承と豊かな文化の創造への取り組みについてお伺いをいたします。

小中学校での文化遺産とか伝統芸能について、今、どのような教育を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、小中学校での文化遺産、伝統芸能についての教育のお尋ねでございます。

主に、社会科とか音楽科で伝統芸能、あるいは文化遺産について学んでおります。具体的に申し上げますと、小学校の3年生の社会科では昔から今に受け継がれている、兵主祭りとか、あるいはずいき祭、野上祭りなどを取り上げまして、これらの祭りにはどんな願いが込められているのか、そういったことを学んでおりますし、小学校の6年生の社会科、歴史学習になりますけれども、ここでは歴史民俗博物館に出かけまして、そこに展示されております銅鐸とか、あるいは近くの桜生の古墳を見学したりしながら、また勾玉づくりも体験している場合もございます。そういった学習を深めているというところでございます。

音楽科におきましては、これは6年生でございますけれども、市三宅の雅楽会の方をお招きをしまして、目の前で雅楽の演奏を聞いたり、あるいは笙や竜笛などの楽器を実際に鳴らせていただくというような体験的な学習もしております。

中学校におきましては、これは社会科の歴史的な分野で銅鐸が取り上げられている単元の学習がございますので、その中で、現存する最大のもはこの野洲市から発見されたんだとか、あるいは具体的なそういう資料を提示をしまして、学習を深めているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。今の小学生のことで、歴史民俗博物館でいろんなことをやられていると聞いているんですけど、私はああいった出土品なんかはガラス越しに中にぼいっと置いてあるんですね。触ることができないということで、出土品はいろいろぎょうさんあると思うんですけど、その中でそういった展示できないもの、しないものを子どもたちにはこんなやでとさわらせてみるのもどうかと、以前から私はそれは、話はさせてもらっているんですけど、そういったことが可能であれば、物に触

らすというのも私は大事なかと、窓越しに見せるだけじゃなくて、その辺もやっていただけたらと。

それから、今おっしゃっていましたが伝統芸能の中で、市三宅のところ、しょうを吹いておる写真も見ました。今、思い出しました。

じゃ、いろいろやっていただいておりますけども、次に、この野洲市にもいろんな歴史的な文化遺産というのはたくさんと思うんですけど、私はもっとPRしていかなければいけないん違うかなと、すべきやと思っています。1つは前回の定例会の中で私が一般質問しました朝鮮人街道、こういったことについても一つPRをしていかな。先ほどでは目に見えるものというんですか、そういうことはしっかりやっていただいているんですけど、朝鮮人街道、野洲で分岐して、あるんですよとか、それからちょっとお願いもしていますが、あそこに道しるべも立てて、PRするとか、そういうことをPRすべきやと思うんですけど、その辺は教育の中に取り入れるということからすると、教育長、いかがでしょうか。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 本市の歴史文化遺産のPRについてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

本市には数々の歴史文化遺産がございまして、社寺等の所有者や野洲市観光物産協会、野洲市ボランティアガイド協会とも連携を図りながらPRを進めているところでございます。

ガイド協会では、今、話が出ました朝鮮人街道や中仙道を訪ねるハイキングもこの3月中旬に行われるというふうに聞いております。図書館におきましては、郷土資料コーナーを設けて図書の充実を図っており、時節に応じて図書の特集展示も行っているところでございます。さらに大岩山古墳群は国の史跡として知られており、桜生史跡公園では団体見学に応じまして、案内説明を行い、毎年石室内の特別公開も実施をしているところでございます。歴史民俗博物館では企画展示や講演会などを実施しまして、歴史文化遺産に対する理解を深める機会を重ねております。

基本方針の中でも説明をさせていただきましたけれども、平成27年度は秋季企画展として野洲市に在住しておられます滋賀県無形文化財保持者の杉田静山さんの竹工芸作品展を計画をしているところでございまして、歴史、民俗、美術、工芸など、さまざまな分野を紹介する展示を行う予定でございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） いろいろやっていただいているということで、ありがとうございます。前回の定例会のときもちょっとお話ししたような気がするんですけど、図書館、中主の分館には郷土の本ばかりを集めたコーナーがあるんですけど、こっち本館ではなかったような気がするんです。それ、1回調査していただいて、やっぱり図書館の本館の方にも郷土のコーナー、郷土って、滋賀県のコーナーですね、書籍が中主の方は置いてあるんですよ。私が行って、こういったものやから、こっちかなと見に行ったらあらへんで、聞いたら、「いや、郷土のはここにあるんです」と言われていましたので、ちょっとその辺、郷土の書物はここですよ、書籍はここですよとかいうのは、やっぱりやっておいていただく方がPRの一つ役にも立つんではないかなと思いますので、それはちょっとお願いしておきます。

そしたら、最後になりますけども、教育委員会の活性化への取り組みについてお伺いをいたします。

平成27年度から新教育委員会制度がスタートをして、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる総合教育会議に参画し、議論を深めるというのでありますけども、この総合教育会議というものは現在の定例の教育委員会の延長のようなものと考えていいのか、ちょっとその辺が私には湧いてきませんので、どういうものなのかをまず教育長にお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今お尋ねの総合教育会議は定例の教育委員会とは別のものがございます。総合教育会議の方は市長さんが主宰になって始められるということでございます。ですから、全く違うものだとお考えいただいてもいいと思います。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。もともと市長が加わってということなので、私の感覚というか、私の思っているのは、教育委員会というのは知識を与えますよと、市長部局ではその知恵を与えるというんですかね、いろんなそういうこと以外のことを知恵を与えますよというものを思っているんで、これが一緒になるということはいいい面が出るんではないかなと期待はしております。

その前にちょっと忘れていました。その総合教育会議というのは、開催の頻度というの

はどれぐらいになるんですか、済みません。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 総合教育会議の年間の開催の回数でございますけれども、今のところ、3、4回程度を考えております。

以上です。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。こういったことで、教育委員会と市長部局と一緒に会議をやっていただくということは、年3、4回ということはかなり充実するのではないかと期待をしております。

そしたら、最後に、市長と教育長にそれぞれの立場から新制度への取り組みというんですか、その辺のことをお伺いしたいと思います、主宰が市長ということですので、市長から最初お伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 教育委員会の新制度への取り組みの考え方ですけども、これも常々申し上げますけど、今回の制度改正は基本的には大津のいじめ事件から始まっています。今ご質問にありました市長、いわゆる首長の教育行政の関与、これまではそこが否定的に捉まえていたんですけども、あの事件をきっかけにして、首長の関与を高めるということになっています。本当にこれがいいのかなんですけども、制度が変わっていますので、これに、やっぱり従わざるを得ないと。唯一メリットがあるとしたら、教育委員会制度というのが形骸化しています。これもご承知のように、戦後の発想はアメリカ式を入れて、公選の教育委員でやるということで自主自立の制度設計がされています。財源も本来は教育委員会で調達するということになっています。まだアメリカではそういうまちがあります。ですけども、その後の改革でもう単なる行政委員会になっているということからすると、首長の関与がいいかどうかは別として、市町村、都道府県財政の中に組み込まれていますので、やはり実態としては首長の何らかの関与がもう既に存在している、それを明らかにしたという点ではむしろ私は評価ができるというふうに思っています。

ですけども、学校教育の特に歴史とか思想とかの中立性は保たないといけませんし、子育て感というもの、やっぱりこれ、市民によってさまざまですから、そこを政治的な職と行政職を兼ねている首長が余りにも関与するというのは、これは危険ですので、総合機関である教育委員会という仕組みが残っているのは私はいいと思うんですが、制度がそんな

っていますから、そういった限界を踏まえながら運営をしていきたいと思っています。

総合教育会議にしても、今の現行の教育委員会みたいに形骸化する可能性がありますので、これから形骸化しないで、かつきちっと制度を守って、特に学校教育の中立性が保てるかという運用を図っていきたいというふうに思っています。

それと、もう一つの観点から見ると、首長の下に行政委員会を抱え込むという変な制度設計です。批判して言っているんじゃないんですけども、いろんな制度は時代の変化とか市民ニーズ、国民ニーズによって当初の制度設計が機能しない。いわゆるセキュリティーホールとバグが出てくるんですが、最近の制度変更は最初からセキュリティーホールとバグの塊なんですね。ですから、危惧をしているんですけども、まさに今回は妥協の産物で、首長の下に行政委員会を抱え込んでいます。それもきちっと、やっぱり位置付けた上で運用に当たらないといけないのと、これをきっかけに従来からの課題であった、さっきもご質問があった文化、芸術、スポーツの関連の分野はもう市長部局に移す、これは県内でも移しているまちがありますし、滋賀県も文化行政は既に移しています。何もそれをまねをするわけじゃないんですけども、スポーツですと、学校というよりはもっと広く市民のまさにアスリートとしての問題と地域振興と健康という、まさに市長部局でやっている業務の大半ですし、あと文化、芸術行政もこれも、やはり市民の生き方の問題、あるいは産業振興、地域振興、観光とも結び付くので、すぐにといいことはないんですけども、ここまで来たんであったら、皆さん方と議論をして、スポーツ、文化行政については市長部局に移した方がかえって機能がよくて、学校教育分野がスリム化できて、より充実した人的資源も割けるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。それでは、教育長、済みません。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 新制度への取り組みといたしましては、現在まで市長さんには学校訪問なんかをしていただいておりますし、またこれは不定期でございますけれども、教育委員と、それから市長さんとのお話をする場も持っております。こういったことから、教育現場の現状とか課題、そういったものは市長さんがじきじき把握をして下さっていますし、また我々も訴えているところでございます。

今回の新教育委員会制度におきましては、先ほど申し上げましたように総合教育会議が定期的開催できるといったようなことから、教育現場の実情とか課題を直接市長と話し

合うということが出来ますので、市長との意思疎通が図れると、そして地域の教育課題や教育のあるべき姿を共有でき、しかも、迅速に対応ができると、そんなふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。ぜひとも教育委員会と市長部局のいいところが出ることを期待をしております。私も市長の言われるように、多分やっていると、どこかでバグが出てくるのではないかなと思いますので、バグが出た場合はできるだけ早くそれを片付けていただきたいなど、このように思います。

1つあれなんですけど、私は野洲小学校の学校評議員をやっているんですけど、昨夜も実は評議委員会がありまして、小学校の学校でアンケートをとっているものがきのう紹介されて、中で1つ教育相談というところがありまして、児童の65%から、66%ぐらいはまあまあ先生によく相談やらできていると、こういうことなんです。教職員の方もこれ、75%ですので、よくできていると思っています。ところが、保護者の方は56%ぐらいです。ですので、ちょっとそれぞれの率からすると、低い。ということは、児童と保護者の間で児童は先生に「よく相談行っているよ。できていますよ」と言っているんですけど、保護者はできていないと見ているんですね。この辺の開きは何かなと、会話が少ないのかなというような気もするんですけど、こういったことがあって、最近の保護者の方はここにもちょっと意見としては書かれているんですけど、1つのことだけでもだめやとどうも付いているみたいなので、そういったところの差があるのかもしれないんですけど、この辺ができるだけ平たくなるように、いろんなところで教育委員会の皆さんにもこの辺をお願いしたいなど。

それと、きのうのその話の中で、先ほども言いました、例の川崎の事件については、やっぱり学校も、登校しないので、30回も40回も電話をかけた、行ったけど、留守やったと、で終わっているんで、やっぱりこれは学校に責任あるでという意見も出ていました。ですので、その辺はひとつ児童の異常なところみたいなのを早く見付けていただくようなことを指導をやっていただきたいなど、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

長時間になりましたけど、ありがとうございます。

○議長（河野 司君） 次に、日本共産党野洲市議会議員団、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、日本共産党の市議団を代表しまして、代表質問を行いたいと思います。

まず、大きく1点目に、国政における認識や所見を市長に伺いたいと思います。

2015年度の国家予算案は大企業に法人税減税で大盤振る舞いを行い、軍事費は3年連続増加で過去最高となっています。その一方、逆に介護、医療、年金、生活保護は大改悪を続けていまして、負担増と給付削減という痛みを次々と国民に押し付けているといったような中身となっています。消費税を8%引き上げ後、2年目となる今回の予算の規模は過去最大の9兆6千3億420億円に達しましたが、これはもう税金の使い方が根本から間違っていると私たちは考えています。この中で大規模に圧迫されているのが社会保障費でありまして、貧困と格差が広がっていますこのときに、それを是正させるための所得の再配分を行うということが政府の本来の役割だと思いますが、今、安倍政権がやっているのは大企業向けの法人減税を税率2.51%も下げて、税金も1兆円もまけてやるというようなやり方はもう本末転倒であって、逆立ちしたような状況となっているように感じています。

初めて、今回消費税の税収が所得税の税収より上回るといったような現象が起きていますが、これは一方、人々の給料が上がっていないということも事実を表しておりますし、消費税増税が社会保障充実のためという口実がもはや成り立っていないということが今回の国、この事業や施策そのものを見ても明らかだと思います。こうした国の予算についての見解を求めます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 日本共産党野洲市議団を代表しての太田議員の来年度予算と市政全般についてのご質問にお答えをいたします。

ただいま来年度の国の予算についてお問い合わせをいただきましたけれども、幾つか例を挙げていただいたんですが、何かそれについての見解という、これはもう膨大な言葉を費やさないと答えられませんし、市議会の私の施政方針をもとにした代表質問にはなじまないと思いますので、この場では、私は何でもしゃべる方ですけども、これに関してはもうお答えをできないというふうに思っています。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） それでは、ちょっと踏み込んでお聞きしたいところがあるんですが、通告はしていませんが、担当課の方にはお伝えして、数字がわかれば答えてほしいという

ことは言うてはありますが、今回のこの国政における税制改革の中で、法人税の引き下げという部分で、地方税の法人事業税の所得割の引き下げということが行われますね。それが現行は7.2%から6.2%に引き下げられるんですけど、そのことによって、確実に野洲市の税収が落ちるといことが想定されるんですけど、この影響額がどれぐらいになるものなのかというのがわかればお答え願いたいと思います。市長、わかれば。わからなければ、担当課の方でもいいです。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 法人税の市税への影響ですけども、多分、これ、試算してないと思いますし、まだどこまで、どういう制度になるかわからないので、万が一、試算したら答えますけど、多分してないと思いますし、ちょっとこれは私、ルール違反であって、これは野洲市議会の来年度の事業とか予算の議論ですから、それ、来年度には影響が私、たちまちしないと思いますから、税収、あるいは制度は現制度で想定していますので、今のご質問にはお答えをできません。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 市民の暮らしに直接関わっていくことだと僕は思うので、今、試算されていないということですから、来年度に確実に入りが減ってくるということで、想定されることです。これ、来年度だけではなくて、さらに再来年度は4.8%とまた下げられます。要はそういう感じで地方の税収の入りが減るといようなこと、いろんな税制が盛り込まれていて、要はもう市政そのものにも影響してきますし、今、だから、国が行っている税制というのは、市内にもいろんな企業がありますけど、赤字の企業には増税をして、黒字、もうかっているところには減税をしてあげるといような方向性をどんどん強めていっているんですね。そのことによって、やっぱり市民の暮らし、まちの企業にも大きな影響が出ると思うので、大事な問題だと思います。これ以外にも、市長は答えないとはいっていましたが、軍事費の増大だったり、憲法改正だったり、これで戦争へ向かっているということも、今、メディアでも大きく取り上げられていますし、その中でも本当にひどい問題というのは原発の再稼働、これは野洲市も隣に原発銀座を抱えているので、関連してきますが、沖縄の新基地建設などは民意を無視して、本当に完全にひどい状態やと思います。これは昨年末の総選挙で国民の信託を得たと称して強行、安倍政権はしようとしていますけど、これは自民党は確かに大量議席をとりましたけど、これは小選挙区制度による虚構の数なので、国民の多くの支持を得たわけではないというのが実態だと思います。

経済政策においても、アベノミクスが成果を上げているとされていますけど、法人税引き下げによるこの大企業応援の施策に固執して、一方で、2017年度までの消費税、今のところ10%に上げるということにこれは言及していますが、介護報酬引き下げを始めて、社会保障の切り捨てを進める姿勢を明らかにしています。要は、増税によって景気後退とかアベノミクスによる円安加速によって、野洲市民の暮らしが大変だという実態を僕も肌を感じています。

このような安倍政治が行っていることが野洲市民が直接本当に大変な思いをされている、市民5万人の命を預かる市長として、そうした政治に対してどう思うのかということをお答えになるのは必要なことだと思いますが、改めて見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 同じことを再質問みたいにいただきましたけど、私は質問には絶対逃げないつもりですけども、問い方が、こういったら失礼ですけども、雑駁過ぎますね。何か幾つか自分に意に沿わない、今の国の施策だけ取り出してきて、どう思いますかというお問い合わせですので。だから、何についてとか、具体的に、あらかじめ通告していただいたら、私は材料も整えて、自分の考えも、必要な場であれば述べますけども、今回、新年度に向けて一生懸命市民のための予算とか事業を検討しているときに国の防衛とか何とか、私も防衛も大事だと思いますし、集団的自衛権については既に明確な答弁をしているつもりですし、そういうことも何かほっといて、また今の感想で述べられて、その答弁を求めるということについては、私は本当に答えられない。こういう場でやるべきものではないと思います。

幾らでも述べることはあるんですけども、市長としてこの野洲市議会の本議会で述べるものではないと思います。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 市長として答えられないなら個人の見解でもいいですし、大事な問題やと思いますよ。今、確かに1問目に聞いたこと、ざっくりしたことをちょっと幅広く聞いたところは確かにあるんですけど、この後の農業問題、商業問題だったり、さまざまな問題はそれに特化してお聞きをするので、それに対して答えてもらいたいと思います。

ほなら、2点目に移りますけど、農業問題に関しては、先ほど国政においての問題を述べましたけど、農協の改革というのを戦後以来の改革として安倍政権は進めようとしていますね。でも、この改革というのは現場の声から出たものではなくて、今、ここに関わっ

ているのはTPP反対ということを農協は掲げています。その中心となったJA全中、農協を潰そうとしている考えというものが推測されますが、農協が仮に改革するなら、自主的にその協同組合がすべきであって、政治が介入していくものではないというふうに思います。

またさらに、その安倍政権のもとで、農村は空前の米価暴落に襲われています。円安によって生産費の高騰も加わって、未曾有の危機に直面しているような実態です。政府が力を入れている大規模経営の農家からも所得増どころか、赤字が倍増だというような悲鳴が実際上がっています。ここは米価暴落への緊急対策こそ、まず初めに実施すべきであると考えます。このTPP交渉に関しても、市長も滋賀県のさまざまな団体ということで関わって反対を表明されてということは、関わっておられると思いますけど、今、重要な局面を迎えていますね。ですが、全国の農家の方々は交渉内容を何も知らされずに不安を募らせているというのが実態です。日米合意に向けて、日本側は米などの重要5項目について譲歩案を検討しているというふうに報道されていますが、これが事実だとしたら、本当にとんでもないことであると思います。こうしたアメリカ型の市場原理主義を国際ルールとして押し付けて、農業や食品の安全や医療など、広範な分野で日本の経済主権を脅かすTPP交渉は直ちに撤廃すべきだと考えています。こうした今している国の農業施策、野洲市にも直接影響してきますが、そのことに関しての見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ただいま、国の農業政策についての見解ということなんですけど、これもさっきと同じような、余りにも漠然とし過ぎているんですけども、TPPに関する見解は私はもう既にお述べをしています。それと、昨年の米価の25%下落にあたって、市単独の制度をやったときにも国の農業施策なり、野洲市の農業の実情についても既にお答えをしていると思っています。

ですから、今、雑駁に聞かれても、この場で、逃げるわけじゃないんですけど、的確な答えをしようと思ったら、相当の準備が要ると思うんですが、エピソードで言えば、前から言っていますように農業が破綻をしています。農協の問題もプラスマイナスあって、今の政府のやり方は、私は賛成をしていません、ああいう形は。かといって、じゃ、自主改革ができるかといったら、地元のJAの状態を見たらよくわかると思います、物事というのはそういうもので、マクロで見るのとミクロで見るのと、両方でやらないとだめでして、今の地元のJAの意思決定を私は不透明だというふうに思っています。農業

委員の選び方もそうですし。ですから、もっと突っ込んだ議論をしないといけないのではないかなど。

ただ、もう少し別の観点から見ますと、特にお米ですけども、去年25%下がったのは理由がよくわからないんですね。売り急いだから市場にたくさん出たとか、他の場でも私が言っていますように、去年は不作だったんです。それなのに米価が下がった。普通、不作だったら、米価は上がります。豊作で下がる。それも25%。これは今、日本が標榜している資本主義市場メカニズムでないことで動いている。その裏には何があるかといったら、米の消費減、それに裏打ちする人口の減があります。一方では、減反をやめると言いながらも、飼料米とかで米作を続けさせようとしている。あるいは耕作放棄地、これは後継者の問題だけじゃなしに、お米がずっともうここ数十年、3分の1の農地が要らない中で供給できるという、この現実を市場が見透かしてわけですね。でも、今、政府はそこは目をつぶっています。

それと、ようやくこの間も何か私は報道でしか読んでいませんけども、石破大臣が来て、食料自給率をカロリーベースで見るか何かとか言っていましたけども、そこも今までの自給率については本当の数値が出ていないということもあって、もっと本当の、やっぱり客観的なデータでもってやらないといけないと思っていますので、今のがいいとは思いませんけど、かといって、すぐに誰かが解決策を出せる、太田議員が出せるか、日本共産党が出せるかという、そこはそう簡単なものではないというふうに思います。

多分、答えになっていないと思うんですけども、質問がそういう感じなので、これでお答えとしておきます。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） いや、お答えになっていますよ。国政に対しての市長の、まずは見解をお聞きしているので、いかんと思うなり、いや、致し方ないと思うなり、今みたいにここに関しては問題だと思うとか、要はこの議会の場は僕と議員と当局の方だけのものじゃないですし、傍聴、今日、今は来られていませんけど、インターネットでも見られていますし、要は市民の方々に、今、こういう国政の中でこの問題が起きていて、その野洲の自分たちの暮らしを守る市長がどんな国政に対して思いがあるのかというのをお答えになるということはすごく皆さん期待されていますし。それは見解の違いはありますよ、僕たちの考えることでね。なので、今ので、答えてもらえることはそれはそれでいいと思います。

農協の問題についてもうちよっと踏み込みたいんですけど、確かに病院というか、駅前の開発のことで、農協と行政との関係が今うまくいっていないという現状は僕も見ている、農協自体の問題というのも市長がおっしゃられているのは僕も感じています。ただ、それがあるんですけど、今、国がそうやって農協を潰そうとしているということは、やっぱり農協というのは地域にとってはすごく大事な組織ですね。市民が皆さん関わっていて、運営もされていて、要は農協が潰れると地域の全体のライフラインが潰れていきますね。なると、地域の衰退が余計進んでいくというふうに思うんですね。

これがまずいということで、今、国は地方創生ということを掲げているんですけど、そういうふうになって、国際協同組合同盟（ICA）という大きな国際的な組織の中では日本の協同組合の運動を世界でも特にすぐれたものというふうに評価されていて、この農協潰しにすごい深い懸念を表明されておられるということでした。ということなので、この農協潰しということが進んでしまうと、やはりこの野洲の農業だけでなく、まちそのものが、やはり地方が、田舎ですし、野洲も衰退していくということにつながると思いますが、そういった懸念もあるんですけど、それに対しても、またお願いします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 農協のあり方についてのご質問にお答えします。

農協に関しては、私も大方太田議員と同感で、個別の問題を言いましたけども、農協の今まで果たしてきた役割、今後果たすべき役割、これは大きなものがあるのに今回、中央組織から解体するという、これは本当に危険なことだというふうに思います。

それと、郵政民営化のときに地域から金融機関がなくなるよと。でも、農村とか過疎地には農協があるよということで、踏み切られたもの。皆さん、覚えておられる方はたくさんいると思うんだけど、社会的に忘れられたようになって、今度は農協もなくなるのということになれば、あのときの前提は何だったかになります。

ただ、別途見ると、やはり農業者が減っています。組合員制度で成り立っているものに組合員が減る。そこに今も、今回も非農業者へのサービス提供が問題になって、少し時間的な猶予ができましたけども、やはりそこをどう整理していくのかということも大きな課題で、私は農協の役割はさっき申し上げた、重要ですけども、一方では実態と合わなくなってきているところをどう制度変更していくのか、そういうことから考えても、やはり、中央的な組織を残した上で個別の中で積み上げを国全体で、戦略的な方向を出していくということが必要なのにその機能をなくしたというのは、これは不思議なことだなというふ

うに思っています。

ただ、これも全中のトップが妥協したわけですから、どうも私が実態を聞いていると、下部ということは私好きじゃないので、先端の地域の組織とうまくコミュニケーションがとれてなかったようであるということも含めて、今回の動きは心配をしております。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 僕も先ほど言いましたけど、改革を行うことは大事やと思うんですけど、自主的にされるということが一番ふさわしいというふうに思っています。

まあまあ市長もいろいろなお答えをしてもらいましたけど、要はこの国がずっとこの農業潰しということを横行してきたと思うんですけど、その中で野洲市の農家や農業を守るための施策としていろいろ打ち出されて、されておられますけど、これは行政との大切な役割だと思えます。来年度のこの予算の中にも、例えば、認定の業者を守り、支援するための補助金等も計上されていますし、施政方針の中にも農業者と非農業者が共同で、あるいは農業者が単独で取り組む農地や農業施策の保全活動、農村環境向上のための活動を支援するとも記述されてありますので、野洲市の農業をしっかりと支えていてもらいたいと思います。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

（午後2時27分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員。

○7番（太田健一君） それでは、3点目に移らせてもらいます。

次は商工業の問題についてお聞きしたいんですけど、安倍政権が推し進めてきたこれまでにアベノミクスであったり、消費税8%への増税によって、中小企業、零細業者、市内の業者もそうですけど、多大なダメージを受けておられます。金融緩和によって、円安と株高が進んで、物価が上昇しました。株高とか円安でもうかった大企業は内部留保を拡大しただけで、株主への配当をふやしても、賃金の引き上げや取引先への利益配分は行っていないというような状況だと思います。こうした輸出系企業にとって、好都合なこの円安という条件を整えても、輸出がふえずに貿易赤字が続くというのは海外生産が広がっていることが原因だと思います。法人税の実質負担率というのは資産1,000万円以下の企業は10億円以上の企業よりも現実高くなっています、都市と地方の格差と大企業と中小

企業の格差というのも広がっている現状の中、安倍政権は地方創生とか小企業支援ということをおっしゃるを得なくなっているといった状況だと思います。特に小企業はコストアップや増税分の転用ができなくて、売り上げも利益も減らして経営を悪化させておられます。これは中小企業庁の調査でも、原材料やエネルギー価格の上昇分を転用できていない中小企業が56%以上に上ると、半数以上に上るというデータを出しています。

そうした状況の中で、先ほども言いましたけど、地方創生、これを掲げて、関連の二法案が成立されました。そのうちの1つのまち・ひと・しごと創生法は基本理念と創生本部設置、国及び地方自治体での総合戦略策定の責務規定というものを盛り込んでいます。都道府県、市町村レベルでの総合戦略をつくらせ、それを国が評価して、予算を配分する仕組みとなっています。要するに、政府追随の自治体には予算配分を重点化するものであって、大企業が活動しやすい自治体づくりを競わせて、また高齢化と人口減少の進行は避けられないと自治体消滅論で協議をあおって、自治体の再編や集約、活性化を迫っていくものであります。しかし、住民の命と暮らしを守るかけがえのない役割を担う自治体にとっては、こうした市場原理の物差しを持ち込んで、選択と集中で効率性を背負わせるなどはもってのほかだと思います。この小規模基本法というのも同じような考えでつくられています。

自治体に対して、地域振興と小規模企業支援などの政策立案と実行の責務を課しながら、予算は1円も付けられないというようなものなので、問題が多いと思います。さまざまな自治体の首長からは国は気楽なもんやと、法律をつくりながら、予算も付けずに自治体に「やれ」と言うだけかと怒りの声さえ上がっているような状況です。こうした国の地方自治体を締め付けるような施策についての見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の国の施策、特に地方創生ですとか、それに絡む施策についての見解なんですけども、これも1問目からと一緒に、何か物すごく大ざっぱな聞き方で感想を求められているので、コメントしがたいんですけども、それで収まりがつかないので、何か申し上げますけども、基本的に、私はこの地方創生がもう最初から職員にも議論で言っていますけど、乗っていないんです。ただ、国民の税金が使われるので、野洲市の配分が約8,000万ありなんですけども、最大限それを今、野洲市の課題の中で使おうと。財源があればやりたい子育て支援とか学校の指導力の強化とか、たくさんありますから、なんですけど、どうも、やっぱり使い勝手が悪い。表向き交付金と、自由度が高

そうに見えてながら、県を通しているんですけども、県がこれがだめ、あれがだめと言ってきている。本当に何が、根拠かといったら、電話が連絡があったとか、これはさつき、資本主義社会とおっしゃったんですけど、私、今の日本はもう資本主義社会ではないと思っているんです。米価で明らか。いろんな制度を見ていまして、規制が多過ぎます。

一例でいえば、先般市内の工業会の方たちと情報交換したんですけども、例えば、市内で大手で重量運搬する企業が幾つかあります、運送屋さんもメーカーも。私も薄々は知っていたんですけど、ここまで厳しいとは知らなかったんですけども、重量物を運搬しようと思うと、ここ通っていい、あこへ通っていい、あの橋はだめ、この橋は耐えられないということで、事前計画の申請手続が膨大だと。これはもう物流に響きますね。あるいは、市内に中堅のボイラーメーカーがありますけども、国際規制と違う基準があるわけですね。なかなか同じ製品を海外に出せない。だから、こういうところを、やっぱりもっともつと下げていかないといけません。岩盤規制を解体すると言いながら、全然、私はできていないと思っているんですね。

農業もそうで、結構自由度が高そうでありながら、縛られている部分がありますね。現に押し付け減反、こういったことを、やっぱり解除しないとだめですし、基盤整備についても方針がふらふらしています。若い農業者は大きな農業機械を入れれば、もっと広い農道を欲しいと。当たり前ですけどもね。あるいは、農地を転用して、ある程度はできるんですけど、もっと大胆に、やはり作業小屋をつくって、道路をあんまり走らなくても、農業倉庫をつくって、そこから営農に出ていけるとか、でも、そういったことをなかなかできませんね。それとか、農地の集約にしても、これは以前ご報告したと思いますけども、ひも付き集約になっているので、本当に40ヘクタール、50ヘクタールというわけにいかなくて、まだまだ農家の人は将来売ればというふうに思っているの、縁故集約みたいなことをしています。そこにメスを入れていかない限り、本当にこれから若い人たちが営農をやろうと思っても本気にできません。

それと、もう一つは私も消費税については、必要性は一定認めているんですけども、そもそも8%に上げるときのあの様子のときにも公言していましたが、40人ものエコノミストを集めてぎりぎりまでやると。今回、消費税を見送ったのもぎりぎりまで同じことをやって、おまけに総理は外国にいたのに方向が決まっている。今の時代ですから、ネットでも電話でもしゃべれるから、やりとりしたと思うんですけども。先般も大手マスコミからアンケートがあって、消費税とかのアンケートがあったんですけど、一番の問題は

予測、予見可能性のない政策運営をされています。やっぱり、税が上がるんだったら、2年前ぐらいからは明らかにしておかないとだめですが、さじかげん制度変更ですね。

もうご報告を事務レベルでしているかどうかですけれども、先般、びっくりすることがありました。軽自動車の税金が上がります。それにつられて、二輪車とか農業機械も上がるということだったので、私は納得できなかつたので、農業機械は上げないでおこうと。あるいは、特に高齢者とか女性が乗っておられる原付バイクとか、排気量の小さい二輪車は倍になるのをとめようと思ったんですが、それをやると、本来収入があるのにないということで、いわゆるダブルでペナルティーがかかって、結果的に市民が負担がかかるということで、制度変更しました。これ、全国の自治体が条例変更しています。急に条例変更したのに国は業界の反対で見送ったと。ごく最近なので、まだ多分、正式にはお伝えできていませんけど、これでは本当にいい方向か、悪い方向かは別として、きちっとした政策運営ができません。決めんとほったらかしにしちゃって、決めても業界圧力があつたら、ころっと変える。ちょっと突いたら、変わるわけですね。ささやかなことなんですよ、1,000円が2,000円になる。あるいは、3,000円が幾らになる。でも、これは決めた限り、全国の自治体の条例変更まで求めておきながら、何か業界とのやりとりで、これも経過を聞いていましたら、直近までは二輪車業界から反対があつたので、二輪車だけは変えると、上げないと。農機はほっとくということやったんですけれども、それは当然、収まらないですね。最終的には農機具も含めて、見送り。

私はこの場所でも言ったと思うんですけれども、何が問題かといったら、5ナンバーの軽自動車と5ナンバーの普通車、これはもうどっちが早いかといえば、5ナンバーの軽が高速道路で追い抜いていくのに車庫は要らない、税金はもう全然違う。ここは何らかの制度変更は必要だけでも、高速道路を走らない農機具に何で倍にする必要があるのかと、なぜ原付に必要なのかと。でも、押し切ったんですね。この税制を変更しながら、すぐに半年ぐらいで変えてしまう。これは小さいことなんですけども、この予見可能性がなかったら、国際社会からも評価されないし、ましてや国民は政府を信頼しません。だから、経済政策というのは、やっぱり信頼の上で成り立つので、今回、もう一例で言うておきますけども、こういうことをやっていけば、一事が万事ではないかなと思っています。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 先ほどと同じで、しっかり答えてもらっているのだから、私はありがたいと思います。今言われた軽自動車の増税に関しては前も議会でやりとりして、僕らは

それに対して反対の立場でやっていたけど、今、初めて聞いて、ダブルペナルティーがあるから行政としてはとめられないというのは致し方ないけど、でも、やっぱりやめるべきやという立場ではいましたけど、その中で、今、市長が言われて、声をしっかり上げてもらって、たった1,000円でもという気持ちでおられることはすばらしいことだと僕は思います。それで、それをこういう形でとまったということもすごいことだと評価したいと思います。

消費税に関しての考え方はお互い見解はまた違うところもあって、僕たちは消費税はよくない、やめるべきだという立場でいつも、今日だけでもなく、いつもしゃべっていますが、今の地方創生に関しても、今言われていた制度が本当にもうやっていることがようわからんみたいな、くちゃくちなことを仕方なくやっているという、僕も先ほども説明しましたけど、今の状況で地方を追いやってきて、せざるを得ないということを出しているから、そういうことになっていると思うんですけど、まず、やっぱり地方分権と地方交付金の財源保障というのを通じて、地域再生を応援する施策というのは、国が本当はすべきやと僕は思います。そっちの方に転換してもらおう。やっぱり、国内の99.7%が中小零細企業ですし、そうした地域経済、地域の産業の振興こそが日本経済が立ち直っていく、一番実現しやすい道だと思います。大企業とか富裕層応援の政治から国民の懐を豊かにすることは大事だとも思っています。

消費税に関しては、今、ちょっとしゃべりましたけど、今回、租税特別措置とか大企業、富裕層への優遇税制をとというのがありますが、それを是正することで新たに12.5%の財源を生み出すことができますから、消費税増税は中止して、5%に引き下げというのも可能だというふうに共産党は政策提案としてもう出しています。

農業のことも、今、市長はおっしゃられましたけど、日本の、そもそも食料自給率というのは低くて、他国籍企業による経済シェアの影響を受けるという脅威が常に存在しているために、やっぱりエネルギー転換とか農林水産業などの1次産業と結び付いた地域循環を通じた地域産業というのを活性化させて雇用を拡大していくということで、地域を元気にして、野洲のまちも元気にできる方向だと僕は思います。そのためにはさっきも1問目で言いましたが、TPPからの離脱だったり、原発の再稼働の中止とかも不可欠だと思います。

その中で、野洲市の農業、商業の施策として何度も日本共産党として提案をさせてもらって、否決されていますが、地域経済活性化の1つの起爆剤ともなる、住宅リフォーム助

成制度の導入ということを訴えているんですけど、そのことに関しては、市長はどういうふうに思われていますか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 住宅リフォーム制度につきましては、私、全く有効性は否定しませんが、職員の労働コストとか、その影響を考えると、政策的には優先度は低いと思っています。県内でもやっているところとやってやめたところと、また先般、予算を見ていましたら、追加してやるまちがあるみたいですけども、私の個人的な見解というより、組織で検討しても、やはりそういう結論ですし、私も同感なので、あえてこの時期にやるようなものではない、もっとやるべきことは他にあるというふうに思っています。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） これまで、やりとりの中でこれに関しては、僕が認識している中ではやらない、今、市長が言われた理由も聞きましたけど、野洲の商工会から要望がない。業者が偏っているとか、独自施策をやっているとか、それ以外にね。効果がないということ言われていたんですけど、今のご答弁の中であって、やっているところとやっていないところがあって、その中でやっているところで予算またふやしてとか、付けてやっているところもある中に、甲賀市のことも知っておられると思いますけど、5,000万の予算を付けて、全体で10億円の事業、これが要は地域の産業発展につながるということで、所得と売り上げが上がって、結果、市の税収増になるということで効果があるとして甲賀市はされておられるんですけど、例えば、商工会から要望がないということに関しては、これは前で言うていますが、やっぱり積極的にまちじゃなくて、こちら側から働きかけるということが僕は必要だと思いますし、偏っている業種とか効果がないということは、今、甲賀市の例で説明して効果があって、行っているまちもありますし、独自施策でやっているものがある。これは小規模企業者小口簡易資金融資の利子補給ですね。これ、前から言われるんですけど、そのとき聞いたときも「利用者は」と言ったら、「ゼロ」と言われて、要はそれ、独自施策でやっているけど、利用されている、それは今、すごく厳しい状況の中で中小企業が投資ができないという現状があると思います。ウハウハだったらどんどん投資して、その利子補給をしてもらえばありがたいと思いますけど、という現状もあると思うので、優先度が低いということでしたけど、これは行って、起爆剤としてやっていくべきだと僕は思います。

1点だけ、これ、聞きたいんですけど、もしわかればでいいんですけど、小口簡易融資

の利子補給の今年度の利用者の数とかわかればちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 多分、担当部長が手を挙げないということはわからないと思うので、後ほど必要な資料をお答えいたします。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） では、次に4点目に移ります。

今の地方財政計画、地方に創生に関わることなんですけど、この国が打ち出している地方財政対策は地方税と地方交付税、交付税の不足分を補う臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を前年比1兆1,908億円、2%増の6兆1,486億円とあります。安倍政権は目玉として、この地方創生を掲げているんですけど、これはこれまで自らが地方を疲弊させてきたという事実を理解し、確かな分析ができなければ、地方創生はできるわけではないというふうに思います。

例えば、なぜ人口減少は起こっているのか。一極集中はなぜ起こったのか。こうした原因をまず取り除くことが必要だと思いますけど、今、安倍政権が進めている地方中枢拠点都市というのはこうした反省もない形だけのもの、地方創生となっていると思います。これをいまだ打ち出しているのは、ちょっと野洲とはかからないとこですけど、人口20万人以上の都市と機能と住民サービスを集約する施策でありますけど、これだと周辺地域の拠点都市も維持できなくなると思います。やっぱり、先ほどから何度も言っていますが、安定した雇用と、あと社会保障の充実こそが人口減少の最大の歯どめになると思いますし、住民と自治体の、やっぱり創意あふれる活動を応援する施策ということが本来は必要だと思いますけど、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の特に地方創生に関する国の施策についての見解のご質問ですが、これも見解なので、ちょっとお問いかけの問題意識が私の受け取り方でははっきりしていないんですけども、先ほど地方創生についての考え方を申し上げました。ちょっと別の面からいいますと、今回の動きというのはいわゆるアベノミクスは中央では成功しているけれども、地方で実感がないという批判がいろんなところから上がってきたので、それを補おうということなので、その補いは私は必要ですけども、今回のやり方では、単なる財源のばらまきになるだけ。あるいは下手をすると、地方を縛る仕組みが既成事実化してしまうのではないかなというふうに思っています。根幹は、やっぱりそうじゃなしに、

本当に地方に意思決定権を与える、そして財源も均等に与えると、自由にと。信頼しないとだめですね。

市長会を通して、担当大臣からのお手紙が結構来るんです、お説教みたいに。先般はビデオまで来ました。これは異常なことであって、政策でやっているのと違って、何かの別の活動ではないかなと、よっぽど心配なんかなと思いますね。自分がしゃべったそんなビデオをつくって配って、市長見とけとか、これは変なんですね。やっぱり、物事というのは健全かどうかを、普通のいい意味でのコンセンサス、常識で判断せんとだめです。だから、そういうことからしても、私は心配ですし、先ほど申し上げたさまざまな規制をきちっと明らかにしないで、そこは放置した上で声をかけて、肩を押そうとしている。これは、やっぱり自然さに欠けますので、それに乗らないように、野洲の問題は市民ときちっと共有化してやっていくと。

それと、企業だけが優遇されているわけじゃなくて、市内の大手の事業所を見ても、かなり厳しい状況の中で生産と雇用を守っていますので、太田議員みたいに一方的に大企業は悪いかじゃなしに、さっきもちょっと触れられたように企業にとっても、特に国内動向が読めない、ましてや、世界動向が読めない中で、弁護するわけではないんですけども、一定の、やはり内部の留保はせざるを得ない。リスク保証をせざるを得ないという、そこは、やっぱり客観的に評価すべきだと思います。

それと、どここのまちはと、これも全くパッケージで見てもらわんとだめで、よそのまちの批判をするつもりは全くないんですが、さっき上げられたまちの実態の他の施策を見たら、野洲と比べたら、結構冷たいですし、今回の、私は名前を上げませんから、言いますが、そのまちは職員の給与が今回人勧で下がりますが、その分地域手当が付けられるんですけども、あるところで聞いたのでは地域手当は満額付けないで、差し引きすれば、職員さんの給与にとってはマイナスになるという方向だということを聞きましたので、やっていることが逆ではないかなと。野洲市はきちっとそこは評価して、正当な、高い給料を払うつもりはないですけども、変なマイナスが起こらんようにしていますけども、そのまちはそういうふうにするということですので、ぜひ総合的に物事を判断いただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 例えばということで、出させてもらって、よくやりとりしている中で市長が言われる子育て支援だったり、特に子育てのことはよく関わるんですけど、す

ごく野洲は周りからも評価されています。そういった他のところもそうなんですけど、頑張っていることももちろん評価していますけど、例えば、住宅リフォームに関しての成果があるまちの取り組みとして紹介させてもらっているのも、全てそのまちのやっていることはいいという意味では言っていないことをちょっと理解してもらいたいと思います。

先ほど、大企業はわーわー僕らが言うてるというんですけど、僕らは大企業をバッシングしているわけじゃない。僕も友達に、例えば村田製作所の友達いっぱいいますし、一緒にスポーツもやって、運動場でさせてもらったり、つながっていたりして、要はそこで働く人たち、やっぱり企業を支えている人たちのために1つは。そのために利益を還元する。共産党は提案しているのは1%だけでいいから、もう300兆円ぐらいもう今たまっているらしいんですけど、そのたった1%でいいから還元する。それを全部吐き出せとも言っていないんですけど、そのことによって雇用、所得も上がりますし、経済も上がっていくということをいつも言っています。

先ほど、ちょっと言った人口減少の起きた原因というのは、やっぱり安心して産み育てる環境が崩壊してきたことが大きな原因だと1つ思います。これは非正規労働とか派遣労働とかの働く環境とか雇用条件の悪化によって格差社会の増大が、やっぱり大きく影響しているために労働者派遣法とかを改善していく必要がちょっとあると思います。

市長も「21世紀の資本」、トマ・ピケティの本は、市長は頭がいいので、既に読まれているのかもしれない。僕はこれを見せてもらったら、もうあれ過ぎてよくわからない。概要はわかったんですけど、あそこで資本は集中していると。きのうのテレビのニュースでも世界の長者番付をやっていましたけど、もう言うたら、富が集中して、富裕層の資産の蓄えが物すごく上がっていると。今、本当に格差が広がってしまっている。やっぱり、そこが大きな問題だと思います。

一極集中が起きた原因というのも、1つは平成の大合併によってまちの規模だけが大きくなって、施策がなかなか隅々まで行き届かなくなったことであったり、地方での雇用の創出であったり、都市部集中の大規模開発などで地方の人口を吸い上げてきたことにあるということですね。先ほど、市長も言っていましたけど、アベノミクスで中央は成功したけど、やはり地方では失敗しているとか、そういった現状があると言っていましたけど、これがここにも表れていると思います。やっぱり、地方でのというか、田舎での雇用の創出というのも必要だと思いますし、やはりこうしたこれまでの反省とか正確な分析をなく

して、地方の創生はなり得ないと思いますし、集約化は地方衰退を加速させるだけだと思います。そういうことによって、住民自治と自治体機能の再生、転換ということが本当に大事なことだと思っています。

では、続きまして、5点目の野洲市に影響する具体的な社会保障の大改悪について認識を伺いたいと思います。

詳細のところは、また野並議員が一般質問でされるけど、概要のところでちょっといろいろ聞きたいところがあるんですけど、まず1つはちょっと大きな点として、子ども・子育て新制度ですけど、この国の狙いというのは子育て支援とか女性の活躍ということを言っていますけど、この狙いは新制度によって、国や自治体の公的責任を後退させようとしていることだと思います。公的保育制度を崩して、基準がさまざまな保育サービスの導入だったり、営利企業の参入の拡大であったり、公立保育所の廃止や強引な幼稚園の統合とか、保護者の願いに逆行するような保育制度の国の改悪だと思います。お父さん、お母さんや保育関係者の批判と運動の中で市町村の保育実施義務は残さざるを得なくなっただけで、自治体が待機児童の解消とか保育条件の確保に公的責任を果たしているかどうかということが、今、大きく問われていると思います。

野洲市としては、先ほども、今、議案の質疑の中でも聞かせてもらって、頑張っている部分と課題点もあると思うんですけど、市長にまずはこの見解、大卒のこの見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 特に子ども・子育ての支援のあり方、特に国の新しい支援制度ですけど、これももう既に見解を示していますけども、私はあんまり納得していないわけですね。野洲の課題は、やっぱりきちっと共有化して、それを解決していこうということで、施設の整備計画でありますけども、方針は、就学児前は公共サービスで対応しよう。もちろん、民間のいろんな取り組みはきちっと尊重しますけども、最終のセーフティーネットは公共で市が責任を持とうということで進めてきています。

今回の改正は何が眼目かといいますと、私の理解では2つあると思っています。待機児童が大変だという、これが1つですね。特にこれも先のアベノミクスと一緒に、東京では成果が上がっているけど、地方に及んでいないというのと同じように全国的な意見として待機児童対策が深刻だということになったので、手を付けざるを得なくなった。

一方では、社会保障経費は落としたいと。できるだけ効率的にサービス供給をしたいと。

落としたいという中で効率的というふうに言っている。そうなると、民間参入というふうになるわけですね。私もさっき言った民間参入に否定的ではないんですけども、本来公共サービスがすべきものをできない場合とか、時間的な問題があつてサービスを供給しようというところで補完的に民間が参入するのはやむを得ないと思うんですが、それが本末転倒してしまって、民間ビジネスで成り立たそうというふうに変換をしている部分があります。これは私は民業というのは大いにあるといいんですけども、子育てとか、あるいは高齢者の福祉は本来そこに委ねるべきではない。ということからすると、今のやり方には疑問です。だから、この2つ、3つの要素があつて、現在の成り立っています。

それと、余り気が付かれていないと思うんですけども、今の現政権は就学児前の保育は無料にしようという宣言をしています。これは野洲市も当初、こども園にしたときに応能負担と応益負担、おかしいので、できるだけフラットにしたいという構想の中でこども園を設計しています。国もそれをやってほしいと。今回、言葉上は実現しているんですね。保育料がなくなりました。これが施設利用料になっているわけですね。これ、施設はサービスと一体と考えれば、サービスとは考えられますけども、保育という今までの考え方が消してしまって、もしくはこれ、誰かが詰め寄って、「あなたたち、保育はただにするんじゃないか」と言うたら、「いや、ただどころ違って、保育料なくなりましたよ」という詭弁が使えるような制度変更ですね。裏では今言ったように幼稚園では応能負担になってしまっています。もうこれは全く逆行ですね。ですけども、野洲では国の制度は、やっぱり無視できませんので、この制度の枠の中で最大限現状が悪くならないように、あるいは将来的にも安心して子育てをしていただけるようにということです。

それと、今、就労の問題に触れられましたけど、先般の市民の集いでも申し上げましたけど、根底は、やはり希望する保護者はゼロ歳から1歳ぐらひはきちっと給料ももらって、所得補償もされて、育児休暇をとれるとか、それが本来であるのに統計上を見ると、日本は先進国の中でもその対応がかなり悪いですね。制度があつても処遇がされないとか、制度があつても休みがとれないとか、そこをきちっとやっついていかない限り、安心して子育てをする体制にはならないですし、待機児童も減らないです。これ、今、全然抹消対策を待機児童であつてやっついてだけではないかなと。野洲市としては、そこは責任を持ちますけども、私も意見を言っていますけども、全体的な政策として育児の休業がとれるとか雇用の改善、ましてや正規、非正規の問題も解消していかないといけないというふうに思っています。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 市長のおっしゃるとおりだと僕も思います。国にもそういう思うことは言ってもらえると思うので、どんどん国に対しても意見も言ってもらいたいと思うんですけど、基本的には、やっぱりこの民間企業参入による待機児童解消じゃなくて、やっぱり施設整備ですね。それに対してお金をちゃんと地方に対してお金を出すとかをすることがすごく大事だと思います。

今回出されているものをちょっと具体的なところを1個ずつ聞きたいんですけど、小規模保育事業、これは先ほど聞いたので、民間参入は今のところはないということの認識でよすか。

（発言する者あり）

○7番（太田健一君） はい。一応、確認しておきます。

それに対してちょっと厳しい基準を設けないと、要は手を挙げて入ってくるとなったときに、要は今の国の出してきたそのもの、今のところ、挙げていて、やりとりの中で聞いていると、参入と手を挙げたときに基準をいろいろ厳しく、またつくっていくようなことを言っていたような気がするんですけど、そこら辺の認識というか、どのように考えておられるかをお願いします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほども言いましたように、この小規模の場合は補完的なものなので、野洲市の場合は計画を示していますので、待機児童もある程度解消ができると。そうなったら、民間の方があえて出てこられる要因は少ないと思っていますが、それを前提にするのであれば、何も厳しくしておいてもいいんですけども、ただ、やはり根拠が要りますから、そうすると、政策的に今そこに集中的に議論していないのであれば、国の制度を援用しておく、使っておく方が妥当だろうということでこれをやっているわけで、何か先ほど野並議員がきりきりと、もっと厳しくせえとおっしゃったんですけど、本当に困っているところやったら、そこを厳しくしたら、民間参入は入りませんよね、本当に、やったら。野洲市の場合は入らないから厳しく、いい格好してできるんですけども、それをやると、市政への信頼性がなくなるので、だからやっていません。そういうことをやっていて、点をとるとこもあるかもしれませんが、私はそこには賛同いたしません。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） また、委員会だったり、そういうところでも深く掘り下げてお話は

したいと思うんですけど、次に7点目なんですけど、幼稚園の保育料は現行のままということだと思んですけど、保育園の保育料は基準が変わったために料金が上がる場合と下がる場合が発生してくるということが想定されるんですが、どれぐらいの人に影響を受けるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） シミュレーションでこれ、既にもうお答えしていると思うんですけど、1割ぐらいですけど、最終的には緩和はしようと思っていますので、現時点では全ての方にマイナスの影響は及ばないというふうに思っています。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 今、マイナスにならないようにと思っているということを期待するとか、しっかりしてもらいたいと思います。

次、8番目に移るんですけど、次は今度、介護保険制度。これも同じくまた一般質問で野並議員が詳細を尋ねますが、まず1つ目は、さまざまな問題点は、これは指摘されているんですけど、その大きな1つとして、介護報酬を過去最大規模で削減されようとしていますね。これはすごく大きな問題だと思います。これは介護現場の低賃金と慢性的な人手不足というのを加速させますし、3割が赤字経営になっていると言われている特養ホームで閉鎖とか新築増の中止とか、介護難民が激増していくという危惧がされています。

今回、要支援1の介護給付の打ち切りとか特養ホーム入所の要介護度3以上への限定とか、こういったものを改悪としてどんどん強行されようとしていますけど、やっぱり今必要なことは介護保険料だったり、利用料の減免であったり、特養ホームなど、介護とか福祉の基盤整備を進めることが一番大事で、介護報酬とか障害福祉報酬を引き上げて、介護とか福祉労働者の労働条件の抜本的な改善を行うということが大事だと思います。今、保険あって介護なしという言葉がよく使われますけど、今回も介護保険料の引き上げもありますけど、こういうところから抜け出すためには今言ったようなことが大事だと思うんですけど、それに対して市長の見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 介護保険の制度改正についてのご質問にお答えしますが、太田議員のご提案、ご指摘の前半は私も賛同します。報酬を上げたり、サービス供給の料金を上げないと。でも、一方では高齢化率はまだまだこれから上がることはもう確実ですし、それと共に絶対数がふえるわけですね。ということは、サービス供給の絶対数がふえる。そ

して、介護保険料を払う人の母数は少なくなっています、料金の面も、実数も。この矛盾を、じゃ、どう解決するかというと、介護保険制度はご承知のように、税と保険料で半々でいっていますから、どちらかを上げるだけではだめで、両方が上がっていかんとだめですけども、介護保険料は上げるなど今おっしゃっているわけですね。そして、太田議員なり、共産党は税も上げるなどおっしゃっているわけですね。サービスは維持して、あるいはふやすと。これは解けないご提案なので、私はサービスはきちっと守るべきだし、できるだけ料金は下げるべきだと思うんですが、それを解こうと思うと、誰かがどこかで適正に公平な負担が伴うと。

これを経済の規模を全部上げればというのが、多分、今、安倍政権の発想だと思うんですね。大企業をエンジンにしていって、中央で上げていって、津々浦々と。ただ、この間の委員会か何かの国会で、トリクルダウンを狙っているわけじゃないと安倍総理は言っていましたから、じゃ、どこで財源を調達するのか、ちょっと見えないので、多分そこが国民も不安ですし、社会福祉法人も不安なので、企業も内部留保になっているんじゃないかなというふうに思います。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 絶対数は上がる、今言われた理論はそのとおりだと僕も思っています。要は今も市長も言われていましたけど、僕も最近、ちょっと話が違うように聞こえるかもしれないですけど、野洲というか、平和堂で僕の友達が働いていて、最近どうという話を聞いたら、食料品はもう物価は上がっているけど、消費税も上がったけど、売り上げが変わらないと、でも、衣料とか、衣服ですね、着るものだったり、家具とかはもう軒並み落ちているということを言うているわね。その話してたら、みんな、やっぱり生きていくために食べるものは仕方ない、落とせないと、よっぽどじゃないと。でも、その分、やっぱり入りが減っているから、どこかで削らなあかんということをそこで我慢するとか、もしくは貯蓄にやる、さっき言った内部留保にするとかという話やと思うんですけど、そうすると、そのパイがあるところの、大きな枠で僕らが考えているのはパイの中で、今、社会保障費が増大していくけど、増大とは今まで何回も言うてますけど、税制ですね、税金の使い方という部分で軍事費だったり、言うたら、その大企業に対する優遇税制だったり、そういったものの部分をしっかり社会保障の方の財源に充てれば、先ほど言うた、絶対数は絶対上がっていきますけど、それを補えるだけのことができるということがこっこの理屈というか、こちらが提案していることです。1つね。

ちょっとあんまり時間がないので、あれなんですけど、ちょっとこれも担当課の方にはちょっとお伝えしていないんですけど、その今回の介護保険のことで影響される要介護度1、2の人に関して、草津市で詳細のデータを要介護度1の人が何人いてとか、2の人が何人いるとか、全体のうちで1と2、今回の変わる部分で37%いるとか、じゃ、その1、2の人の待機者が、今、待機者の数ですけど、待機者が今現在、どこにいるのか、在宅なのか、グループホームなのかとか、病院なのかというデータを出されているんですけど、ここら辺のデータのデータをちょっとわかればお聞きしたいんですけど。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 野洲市の待機者の状況でございますけれども、この2月での状況でございます。まず、全体で411人の待機がございます。介護度別の内訳を申し上げますと、要介護1が55人、2が74人、3が92人、4が111人、5が79人という内訳になってございます。

それと、要介護1と2の待機者の居場所ですね。主なところでは在宅というのが75人、それから老健施設36人、あと病院が12人といったところが主な待機場所というふうになっております。あと、細かな有料老人ホームですとか養護老人ホーム、あるいはグループホーム、そういったところに若干名おられるというような状況になってございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） ほな続いて、もう一つ、一定所得の人は利用料が現行1割から2割になるというふうに言われていますが、それも影響される人数もわかればお聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 利用料の1割から2割のなる方については190人ぐらいというふうに推計をいたしております。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） もう一点だけ。低所得者の食事代、部屋代に対する軽減措置というのが、今、現行はあるんですけど、これが今年10月からなくなるということで、例えば、同じ数字でも世帯分離されている場合はこの軽減措置が適用されていたのが世帯分離をしていても、片方が課税されている場合は軽減がなくなるといったような制度ということなんですけど、これによって、野洲市内で影響される人の対象者の人数などがわかれば

お聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） その点については、ちょっと人数の方は把握をいたしておりません。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） いろいろ影響する部分があって、問題があると思うんですけど、これも野並議員がまた引き続き一般質問の質疑だったり、僕がまた委員会でお聞きしたいと思います。

9点目ですけど、これは今度、県の予算案についてちょっとお聞きしたいんですけど、今、県の予算というのが3年連続の増加となっていて、膨れ上がっています。借金残高も年々増加しています。過去最高の1兆842億円ぐらいにもう上がっています。三日月知事が次世代に向けたスポーツ交通インフラの整備を進めると述べて、将来構想も含めて、大型公共事業というのが目白押しになっています。

具体的には建設中の危機管理センターだったり、県立高校再編の施設だったり、今回の国体会場のことだったり、新生美術館の建設推進、新規でスマートインターの建設とか、あと国体会場から漏れた大津市内の文化公園都市の整備前の計画をすとか、要するに、大型公共事業にすごく偏っている状況です。

一方で、県民の切実な要求でもある医療費助成拡充とか国民健康保険料（税）の引き下げには手を付けていません。さらに、市町への保育所の整備の補助金もこれを大幅に削減すとか、要するに今の県の予算、暮らし、医療、福祉、教育などの予算をばっさりと切られていると。さらに、新たに企業誘致助成金を創設すとか、安倍政権がやってることと同じですね。大企業奉仕で社会保障切り捨てといったような、国の言いなりみたいな状況になっているんですが、今までも何度か国保税の引き下げのことを求めたり、ここでやりとりはしてきましたので、去年は議会で医療費の無料化の請願なども出しましたが、否決されましたが、市長ともそのことを話し合いをしましたが、こういった市の中の財政の中でやることはなかなか厳しいというものも、やっぱり県がやるというふうに進めてくれれば野洲でもすぐできるものだと思うんですけど、そうした、今、もう本当にあべこべな県の予算案に対してどのように認識されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の県の新年度予算案についての見解をお聞いかけいただ

いたんですけども、これも国と一緒に、県のことですから、基本的にあんまりコメントはする立場ではないと思っています。細かく言えば、野洲市に関係することでプラスマイナス何があるかということで見ると、あんまり大きなプラスもマイナスもインパクトがないんじゃないかと。相対的には、細かいところではありますけども。ただ、今おっしゃったように子育て支援だとか、県が地域政府として、中間段階の自治体としてやるべきことはもう少しメッセージ性があってもいいと思うんですけども、それがいいことの心配。

それと、細かいことで言いますと、地方創生で、やっぱり地域をよくしていかないといけないのに国8バイパス、市内の移転が必要となる事業所、これも想定地をもうはっきり正式に要望されていまして、国とか県と協議をしているんですが、県が都市計画を変えればいいということで来ていたんですけども、半年前の約束と違って、今もって動かないとか、もう完全に殻に入ってしまった。国家事業で、地域にとっても受益があるのにもう全然動かない。職員とのやりとりを聞いていますと、他府県に土地があるんじゃないとか、何かそんなのんきなことを言っていて、先般も国交省へ行ったら、不思議な県ですねと、市内で優良事業所が移転したいといたら、最大限努力すべきではないかと、税収も入るし、雇用も守られるのに。いずれにしても県外に土地探せとか市外に土地探せといっても、そこで田んぼか山林を造成しんとだめなわけですから、何の解決にもならない。一番適地をもう想定しているのにと。こういったことの判断の誤りとかも含めると、期待をしていたんですけども、やはり先行きが心配だなという、相対的な評価です。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） また、県に対しても、僕らが言わなくてももしっかり意見を言ってもらっていると思いますけど、おかしいと思われるところはどんどん要望を上げてもらいたいと思います。

先ほどちょっと聞き漏らして、大事なところを聞きたいんですけど、先ほどの丸山議員の代表質問のときに施設整備という面で三上保育園、あれの移転先の問題を言っていて、僕らも聞いていたのは三上幼稚園の横、三上小学校の北館のところということで、理解していたんですけど、いろいろ問題があるということも聞いて、なるほどなと思ったんですけど、その移転先として、別の候補で僕の住んでいる、こここのところですね、要はさくら橋会館のことという認識で、まず大丈夫ですね。あそこの場所もちょっと検討しているということをおっしゃったんですけど、それは、僕も今日初めて聞いてびっくりしたんですけど、今、その話は、地元の方にもまだ全然何も伝えて、今、どういような進みぐあいなんですか

ね。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三上保育園の耐震対策の場所ですけども、全然秘密で進めていないので、市内では、今想定している場所を具体的に検討していったら、さっき申し上げた、支障が出てきているという議論をしています。多分、まだ近江富士団地に言ってもらっていない。私も言ってもらってもいいと思っているんですが、私はいろんな会合に出ていったら、例えば、三上自治会の新年会では、結論は出ていませんけど、結構難しくなっているんで、近江富士団地の場所も想定して考えますよとか、出していますので、今、そんな状況です。かといって、強引にやるつもりはないです。ただ、市の負担も一番少なく、保護者にとってもいいところ、現に過去にあった場所ですから、そういう想定で皆さん方と協議をして進めていきたいと思っています。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 僕もちょっと今、初めて聞いたあれなので、はっきりは言わないですけど、例えば、近江富士団地に、またそういう保育園が整備されてということは、やっぱりあそこの地域に若い人が暮らしやすくなるとか、さっきも国8バイパスのことを言うてはりましたけど、そういうことが整備されたら、三上のエリアも若い人がまた住みやすいというのは確かにあるんですけど、ただ、さくら橋会館は現状、すごくいろんなコミュニティーが使っておられて、要は地域の大切な場になっているんですね。その場所がそこに保育所ができるということではなくなるとなったときに少し問題が起きるんじゃないかなとは思っているので、まだ全然そこまで話が、今、聞いていたら、これからということなので、ちょっとまた僕も地域の人声も聞きたいと思いますけど、地域の利用されている方ともしっかり話し合いをされた上で進めてもらいたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もちろんそうです。ですから、オープンに当事者を含めての議論ですし、これも正式かどうかは別として自治会長さんが来られて、もう1年ぐらい前からの議論ですが、あるいは、今想定している北館のところのときにも近江富士団地の自治会が催しを持ってほしいと言われて、これは公式の催しですけど、そこでも出ていた議論ですが、近江富士の団地の自治会館の建て替えをどうするかとか、場合によっては今の保育園の敷地との交換とか統合とか、道路も含んでと、結構大胆な議論はされていますから、私はその一環だと思っているので、秘密に、今のさくら橋会館の活動を無視して、どうの

このじゃなしに近江富士自治会の自治会館のあり方も含めての議論ではないかなと思います。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） わかりました。時間ないので、最後の2つだけ何とか進めたいと思うんですけど、最後に、10点目として今議会に示されている施政方針や教育方針について、まず市長に施政方針の中身についてちょっと1点だけ聞きたいと思います。

全体的には市長が常々話している駅前開発とか、びわこ学園の土地の問題と過去からのツケも含めて、来年度からの合併特例債の段階的な縮減など、国の兵糧攻めの中で、財政的な見通しが厳しいという状況の中で、徹底した透明、公正を軸として頑張っておられることは大きく評価したいと思います。

国はこういったように地方への財源負担を押し付けながら、本来国が行われなきゃならない施策を地方に丸投げしているといったような状況でありますけど、例えば、文化、スポーツ施設の文体事業を解散して、直営化されたこととか、今回の新病院の整備を直営で行おうとするとか、市民サービス向上のために逆行の中を突き進むというような姿勢はとも評価して、我々市議団としても共によりまちづくりを目指していきたいと思います。

その中で、とりわけ、今、大きな問題としては、野洲駅南口周辺整備を含めた新病院整備がありますけど、これに関しては、また詳細は一般質問で東郷議員が尋ねますけど、先月の評価委員会でのあったことの都市基盤での説明など、いろいろ聞いたんですけど、その中ですごく単価が全体的にばくっと上がると、それに対しての評価委員としてはちょっとこれではできない、課題がある。そのときは市として、それをどうしていくのこれから出す状況だったと思うんですよ。私たちの市議団としては、額が大きくなっても、基本的には、やはり直営の中で頑張っていくべきだと思いますけど、そのためには出された課題に対する方法を解決していく。市民にも、それぐらいの財政負担が必要だということを改めて理解してもらおう、そういう説明責任もあると思うんですけど、そこら辺をどういうふうに進めていかれるのかもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今後の（仮称）野洲市立病院のあり方ですけども、これはずっともう市民に公開で専門会でとやってきました。野洲病院からの新病院構想を受けて、あり方、可能性、そして構想と。ここに来て、もう単純な話で、建設費が本当に上がっています。何でもそうですね。自分で車を買う場合でも、おうち建てる場合でも、いわゆる初

期投資が上がれば、ローンの返済の設計が成り立たない。あるいは、一方で、リストラされて、収入が減ったら、これもだめですね。今回は出した案は両方がきいてきているわけですね。特に初期投資の方が割合大きく膨らんでいます。

評価委員会がだめだと言っているのと違って、野洲市が評価委員会までにまとめた案が厳しいということで、正直にお出しをしたわけです。丸山議員のご質問でもちょっと触れましたけど、ちょっと補いますと、今年度作業を進めてきました。私があんまり細かく入るのはだめなので、職員、コンサル、基本的作業、そこに野洲の場合は、よそのまちだったらやらないんですけど、ああいう滋賀医大の学長ですとか専門家に協力してもらって、チェックをする、提案するというやり方をしています。そこに、野洲病院の実績、野洲病院だったら成り立っていると、これも入れようということでやってきたんですが、評価委員会の直前の案を私が見たら、もっと厳しい案だったんです。例えば、医師が27人要りますとか、そういう案だったんですが、あんまり細かい議論はできませんし、かといって、もっと収支を合わせというわけにもいかないし、少し議論しました。構想では医師は20人だったんですが、なぜそない27に膨らむのか。野洲病院でも25か6だったと思うんですね。それとか、診療科目を精査して、とりあえず生のままを評価委員会、結果的にはオープンにしようということで、出した案です。

その評価委員会のときに私はコメントを付けましたし、あと、特別委員会には表を示して、当初から取って付けたんじゃ、私が当初から言っていた、初期投資をいかに落とせるのか、細かい調達の問題、もう一方では収益を上げられる。収益を上げられるというのは無理して上げるんじゃないし、今の野洲病院が確実に上げている収益をベースにして、新しい設備とか新しいスタッフとか、あるいは立地を考えたら上がるであろうというものを入れようということだったんですけども、可能性はあんまり入れたくないというのが職員の意見ですし、私もそこは認めるんですが、その危ない数値は入れるつもりはないんですけども、直近の実績をもう少し入れればよくなるはずなんですけど、そこが入れ込めていませんでした。それはさっき、丸山議員に言いましたように、新制度がまた10、1に戻るわけですね。7、1のメリットがなくなっていますから。これは先般も亀岡の病院長さんのコメントが載っていましたが、裏切られたと。ころころ変わる。そうすると、本当の通年の実績は25年度だというので、25年をとっているんですが、25年はまだエンジンがかかっていない段階なので、制度変更があったとしても直近を使うかどうか、これ、中で議論しています。2案に分かれています。私は直近を使うべきであろうと。

それとあと、人件費も民間病院並みというのじゃなくて、野洲病院で働いておられるんだったら、それは尊重していいよと。ただ、それ公務員として本当に位置付けて、退職金とか福利厚生がきちっといけるかどうかという議論をしているんですけども、それでいくと、相当落ちるといえるか、削減できます。あと、薬剤とか資材の調達も民間病院並みにという、具体的なものじゃなしに、野洲病院では何%で入れているのかどうか。今は公立病院の平均ということで全体の中の11%、それを今、野洲病院が提案しているのは8でいけますよということを行っているので、8はいけるかどうかは別として、11と8の差だけでも莫大に違ってきます。今、ちょっとそういう議論、本来は評価委員会の前にやっておきたかったんですけども、できていないので、そこを詰めていると。

ですから、橋をつくったり、学校をつくる場合はもう標準価格でやっておいて、入札で落ちましたよと、ああ、これだけ2億円ほど執行残が出ましたよということをやったらいんですけども、公共施策ではあるけれども、病院というのは事業ですから、もっと絞り込んで、さっきも言いましたように、ベッドは本当に40万かかるのか、35万なのか。そこがまだ十分できていないので、今、その作業をちょっと遅いんですけど、至急にやっている最中です。

それでいくと、一定年間の中で収支は合うと。ただ、制度変更とか、未確定な部分はありますけれども。あるいはその薬剤なんかも公共調達か民間調達か。昔は通常の一般なり、指名入札だったんですが、交渉できるように今はなっていますから、じゃ、その制度を採用した場合に本当にどうなるのかどうかとか、そういったことを詰めていって、もう一段の収支を出したいというふうに思っていますので、それで、一定の見込みがあるのであれば、これ、ずっとあり方、可能性、構想のスケジュールどおりでいける可能性も現時点では出てきているのではないかなと。

全てオープンでやっています。中で結構、心配されたり、議員が心配されている風邪がうつっているのかなという気もしないでもないんですけども、それも全部透明感を保って表で勝負をさせていただきたいなと思っております。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） また、月曜日にもこれ、たしか議員だけで病院のことに対して勉強会もあったり、都市基盤もまた最後の方に本議会があると思うので、そのときにまたいろいろ詳細をやりとりしたいと思うんですけど、基本的には、やはりこの病院というのは今後ニーズがすごくふえると。市長もいつも言われている、ニーズがふえる中でそうした

市民とか患者さんに喜ばれるような病院ということで、多分今よりももっといい病院になっていくことと思われるからこそ、やっぱり、ほんで命はお金にはかえられないというところで大事やと思うので、いろんな課題を、今、精度を高めてと言われていたので、それをすごく期待して、共につくり上げていきたいと思います。

もう最後ですが、教育方針について教育長に質問していきたいと思います。

野洲市の教育においては自分が育ってきた時代とは大きく今変化をしている環境の中で、子どもや保護者の方々と複雑な関係に直面しながらも現場の職員の方々や教育に係る関係者の皆さんを含めて、本当に尽力しておられることをまず感謝を申し上げたいと思います。

その中で、今回、示された教育方針の人権を尊重するまちづくりという、最後の項目の最後の文章に、新たな事業として平成28年度から市の人権施策基本計画が見直されるのに合わせ、野洲市人権教育基本方針の改定に向け、内容を検討しますというふうに記述されていますが、この具体的なものというのはどういうものなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、太田議員の教育方針についてのお尋ねについてお答えをさせていただきます。

市といたしましては、人権施策基本計画の策定に向けまして、平成27年度中に人権施策審議会に諮問をいたします。そして、その答申を受けまして、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画を策定してまいります。この基本計画の策定にあわせまして、教育委員会が中心となって、人権教育基本方針の改定を行ってまいります。方針の内容につきましても、現段階では新たな人権施策基本計画の概要もまだ決まっておられませんので、明確にはお答えできませんが、人権を従来より幅広く捉えながら、今ある課題、例えば、インターネットとか、あるいは無料携帯アプリのLINEを使った人権侵害も起こっておりますので、そうした課題も解決するための教育のあり方なども盛り込んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 内容をこれからということでしたが、平成28年度で同和事業の一般施策化ということが決まっていますが、その中の同和教育ということに今回のこの計画が触れて、いろいろ決まっていくとは思いますが、まだまださまざまな課題があっ

て、これに関してもまた野並議員が一般質問で同和問題に関しては詳細を質問しますが、やはり、市全体にわたって、今、市民の皆さんの暮らしというのはすごく大変な状況であるので、特に人権教育、同和に関するこのことは一部の地域ではなくて、市内全体の、今は大変な人たちがたくさんいるので、全般の人権施策として進めていってもらう必要があると思うので、そこら辺のことをしっかり考えてやってもらいたいと思います。

それと、これで質問を終わりますけど、今、LINEのこととかも、人権に関してはインターネットのLINEということ言われていましたけど、今回も、先ほども丸山議員が最後にお話ししましたが、殺された子どもの1つの原因というか、あれはLINEで夜中に呼び出されてということで、要は僕らの時代のときは携帯がないので、例えば、夜中に呼び出そうと思って電話をしたら、まず自分とこの家の電話ですね。まず、出たら、親が絶対出て、「何時にかけとんのや」と言われて終わり。要は、子どもが子どもを呼び出すということが家に行くか、電話をするかやけど、そこに歯どめがかかっていたのが、今、こういったインターネットだったり、LINEでいうたら、大人の知らないところで夜中であろうが、明け方であろうが、やっぱり連絡を取り合ってしまった、そのこともああった事故になった可能性というか、あるので、そういったものに関する人権、それによる人権侵害も防ぐと言われていましたけど、こうしたものをどういようように対応して、防げるかということもまた検討して進めていってほしいと思います。

以上で、代表質問を終わります。

○議長（河野 司君） 次に、公明党、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。公明党を代表して質問をさせていただきます。

まず初めに、国の補正新予算と本市の新年度予算編成についてお伺いいたします。

政府は1月9日、総額3兆1,180億円の2014年度補正予算案を通常国会に議案上程し、2月3日に成立いたしました。この予算は消費の喚起と地方の活性化を促す3兆5,289億円の経済対策を財政面で裏付ける一方、当初予算で見込んでいた4兆1,500億円の新規国債発行額を7,571億円減額するなど、財政再建にも配慮した補正予算編成となり、国債発行額を減額するのは8年ぶりとなります。この補正予算案に織り込まれた経済対策の狙いは景気回復の実感を家計や中小企業、地方へ届けること、政府は実質GDP、国内総生産を0.7%程度押し上げると見込んでおります。この中には地域の消費喚起や地方創生のため、地方自治体が実情に応じて柔軟に使い道を決められる総額

4、200億円の交付金を創設し、地域の商店街に活気をもたらすためにプレミアム商品券の発行を支援、原油高騰が直撃している低所得者の灯油購入を補助できるようにいたしました。

さらに、政府は1月14日の閣議で2015年度予算案を決定し、通常国会での早期成立を目指しております。15年度予算案では国の基本的な予算規模を示す一般会計総額は社会保障費の増大で14年度当初比0.5%増の96兆3,420億円と過去最大を更新、総額3兆5,000億円の経済対策を盛り込んだ14年度補正予算や15年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を掲げております。税収は54兆5,250億円と、1991年度以来、24年ぶり高水準、消費税8%への引き上げによる増収が本格化する他、企業業績の改善による法人税収の増加を見込んでおります。

歳出のうち、社会保障や教育などの政策全体に充てられる経費は0.4%増の72兆8,912億円、自公政権が掲げる地方創生に向け、昨年末に閣議決定された総合戦略などを踏まえた施策として、7,225億円を計上、地方での新規就農、就業者を支援すると共に若い世代の結婚、出産、子育てや地域活性化へ地域間の連携を後押ししていくとしております。社会保障制度の充実として、国と地方を合わせ、14年度当初比8,658億円増の1兆3,620億円を確保、待機児童解消へ子ども・子育て支援新制度を4月から円滑にスタートさせる他、介護サービスの提供体制の充実に向けた介護人材の処遇改善や深刻化する認知症への対策を強化しております。

また、昨年4月の消費税率引き上げの負担を軽くするために実施された簡素な給付措置や子育て世帯、臨時特例給付金は15年度も継続して実施されます。こうした国の補正予算や新年度予算に基づき編成されました我がまちの予算について以下の点をお伺いいたします。

まず1つ、地方自治体が各地の実情に応じて柔軟に使い道を決められております総額4,200億円の交付金、地域住民生活等緊急支援のための交付金を創設しております。地域消費喚起・生活支援型では地域の商店街に活気をもたらすためにプレミアム商品券の発行の支援をしております。一方、地方創生先行型ではUIJターン助成や地域しごと支援センターの整備を推進するとしております。その他にも地域再生戦略交付金、地域女性活躍推進交付金、地域少子化対策強化交付金も盛り込まれております。我がまちはこれらの交付金がどのくらい用意され、どのように使い、消費喚起、地方創生につなげようとされているのか、お伺いいたします。

2点目、緊急経済対策を伴う14年度補正予算は家計や地方、中小企業に着実に恩恵を行き届かせることが重要とされております。市長はどのような意図を持って、地域経済の再生へとつなげていかれるのか、お考えを伺います。

3点目、国の税収は24年ぶりの高い水準となり、予算が編成されておりますが、我がまちの歳入の見通しについてお伺いいたします。

4点目、昨年11月の消費増税延期で税と社会保障の一体改革がバランスを崩し、国民の負担が増すばかりで、痛みを強いることになりかねません。介護報酬を引き下げ、生活保護費の減額、年金の抑制も始まるなど、市民生活へのセーフティーネットをどのように守っていかれるのか、お伺いいたします。

5点目、一方で4月から始まります子ども・子育て支援制度のための予算は優先されたと申します。我がまちの予算は新制度にどのように反映されようとしているのか、お伺いいたします。

6点目、地方創生元年の新年度予算では地方創生に7,225億円が充てられました。長期ビジョン、地方版総合戦略の策定とあわせて、どのように活用していかれるのか、お伺いいたします。

7点目、新年度予算では新産業を育て、競争力の強化のための地域経済活性化を目指しております。我がまちの地域経済活性化への取り組みについてお伺いいたします。

8点目、景気は、特に地方経済は厳しい経済状況が続いております。その意味からも今回の補正予算、新年度予算は断じて失敗は許されないと申します。2017年4月には消費増税が待っております。市長の新年度予算編成にあたっての決意のほどをお伺いさせていただきます。

続きまして、平成27年度施政方針の中から、次の点についてお伺いいたします。

山仲市政がスタートして、丸6年が経過し、今日まで野洲市のさまざまな課題に積極的にスピーディーに取り組まれ、安心、安全なまちへと実績を重ねていただき、市民の皆さんからは喜びの声を聞かせていただいております。

まず初めに、市長2期目の最大の総仕上げの課題は新病院の建設であると12月議会での質問の答弁にもありました。まず1点目に、新病院の建設についてお伺いいたします。

私は地域医療としての新病院は必要と感ずるものでございます。問題は財政面でございます。施政方針では建築費の異常な高騰により、構想段階での見通しが厳しくなっている中、財政戦略を見極めていくとありますが、収支計画一覧表の累積赤字をどう乗り越えて

いかれるのか、お考えをお伺いいたします。

2点目、野洲駅前周辺整備についてお伺いいたします。野洲市の玄関口であります野洲駅前が北口、南口と数十年ぶりに大きく変わろうとしており、市民の皆さんからは期待が大きいものでございます。今後の課題と市長のお考えについてお伺いいたします。

3点目、道路整備についてお伺いいたします。長年の渋滞対策の課題であります8号バイパスでございますが、山仲市政においても国への要望等、積極的に推進していただき、着実に前進していると認識いたしておりますが、現在の進捗状況、今年度は専門の公用車を用意し、集中的、迅速的に取り組まれる計画ですが、どこまで進めていかれるのか、進捗を阻む問題は何か、完成目標年度をどこに置いて進められていくのか、オリベストの移転、他市との連携もあります。市長のお考えをお伺いいたします。また、県道、湖南幹線の進捗状況についてもお伺いいたします。

4点目、新クリーンセンターの余熱利用施策についてお伺いいたします。平成28年10月稼働に向けて、新クリーンセンターの建設が着々と進められておりますが、課題は余熱のこの熱利用だと思います。せんだっての井戸端懇談会におきましても、この内容の説明がありましたが、この熱利用についてはまだ方向が決まっていないと感じております。先ほども他の会派の答弁でも、これからだということでありましたが、この件についての市長の考えをお伺いいたします。

5点目、雨水幹線などの治水対策についてお伺いいたします。

6点目、障がいのある人や家族等が身近に相談できる新たな拠点整備の取り組みをしていくということで、人と人との支え合う安心するまちの中で掲げてありますが、これはどのような拠点整備なのか、具体的な内容をお伺いいたします。

以上、市長の見解をお伺いいたします。

続きまして、教育についてお伺いいたします。

まず初めに、本市の教育施策の諸課題についてお伺いいたします。

まず1点目、教育委員会制度改革に対する認識と考え方について。2011年大津市で起きたいじめ自殺問題で教育委員会制度を見直す地方教育行政法が改正され、2015年4月には施行される予定となっております。その趣旨は教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、市長との連携の強化を図るためのものであり、この改正で戦後教育行政の大きな転換になるとも言われております。今回の改正が決まったのを受け、教育行政としてどのように認識されて

いるのか、教育委員会制度改革に対する対応についてお伺いいたします。

2点目、少人数学級の成果と今後の課題について。昨年秋、財務省は公立小学校の1年生で導入されている35人学級を見直し、40人学級に戻すことを求める方針を固めたことが明らかになりました。これに対して文部科学大臣はきめ細かな指導においては35人学級が望ましいと反論しているそうですが、そもそも少人数学級につきましては、文部科学省は世界最高水準の教育力を目指し、教員が子どもと向き合う時間の確保などによる質の高い教育が急務として平成23年度から小学校1年生を対象に35人学級を導入した経緯があります。今回の見直しについては教育施設の対GDP比率が先進国の中で最低水準にある我が国におきまして、さらに教育費を削減することとなり、明らかに逆行しているとの批判の声も多いと言います。そこで、改めて少人数学級の成果と今後の課題についてお伺いいたします。

3点目、学校の教育課程の独自性について。小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全ての教科等で新しい学習指導要領による教育が始まりました。主な改定のポイントとしては学校で学ぶ内容の充実や授業時間数の増加が図られ、また子どもたちの生きる力を育むことを目指しており、そのためには学校や家庭、地域の連携、協力が必要と明記されております。この新学習指導要領の生きる力の第1章第4では各学校においては学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画、すなわち教育課程を策定するものと定められております。そこで、各校の教育課程の独自性についてお伺いいたします。

4点目、教育相談体制における課題と対応について。近年、いじめや虐待、子どもの貧困など、子どもをめぐる深刻な事件が後を絶たず、子どもを取り巻く環境は悪化しております。いじめについては2011年10月に大津市でいじめを受けた中学生が自殺したことで大きく取り上げられ、2012年6月、国はいじめ防止対策推進法を制定、公布しました。また、虐待については、厚生労働省の調べでは2013年度に把握した児童虐待の件数は実に7万3,765件に上り、1990年度の調査開始以来、23年連続、過去最多を更新しました。さらに子どもの貧困についても状況は年々悪化し、2012年の貧困率は16.3%と過去最悪を更新し、6人に1人が貧困状態にあると言われております。このように取り巻く環境が悪化する中で、教育相談についてはより多様化、深刻化していることが懸念されます。そこで、教育相談体制における課題と対応についてお伺いいたします。

5点目、増加傾向にあります発達障がい、その生徒に対する認識と対応について。2007年4月、改正学校教育法が施行され、小中学校においても特別支援教育を推進することが法律上、明確に規定されました。文部科学省が2012年12月に行った調査によれば、通常学級に在学する知的発達に遅れはないものの、学習面、または行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は6.5%となっており、30人のクラスに1人か2人は該当する児童がいる計算となります。近年、発達障がいのある児童・生徒が増加傾向にあります。本市においても、支援員の配置、巡回指導員の設置等、さまざまな取り組みはされておりますが、本市におきましても、昨年9月1日現在での特別支援教育に係る実態調査を伺いますと、小学校児童数では3,024名中301名、中学校生徒数では1,389名中167名が特別支援を必要とするとなりました。何と小学校の児童では1割の児童が特別支援を必要とする実態となっております。このように増加傾向にあります発達障がい児、生徒に対する認識と課題についてお伺いいたします。

この課題については以上でございます。

次に、平成27年度教育方針の中から次の点についてお伺いいたします。

まず、新規事業についてお伺いいたします。

1点目、この5年間の元気な学校づくりマスタープランの成果と課題の整理をどのようにされていくのか、お伺いいたします。

2点目、小中学校の一貫教育を推進していくとありますが、具体的な方向性とメリット、また目指す子ども像とは一貫教育によって、どのように描かれていくのか、お伺いいたします。

3点目、ICT教育の具体的な取り組みについて。本市においても、電子黒板、タブレット端末を使用しての教育が展開されようとしています。モデル校をICT研究推進校にして設置するとありますが、この具体的な取り組みについてお伺いいたします。

4点目、野洲市いじめ防止と条例の施行に伴う具体的な取り組みについてさまざまな計画がされておりますが、どのような時期を目指して取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

5点目、野洲市スポーツ推進計画の策定の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、拡大授業についてお伺いいたします。拡大授業の中で若手職員の授業づくりや学級経営に関する幅広い実践的指導力の向上についてとありましたが、この若手職員の授業づくり、学級経営というのはどのようなことを指していかれるのか、また実践的指導力の

向上についての具体的な内容を伺いますと共に、今、教師の資質向上が求められている中、教育長の教師への指導力向上についての考えをお伺いいたします。

以上について、具体的な取り組みをお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公明党を代表しての梶山幾世議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国の補正予算と新年度予算編成についての1点目の地域住民生活等緊急支援交付金についてのご質問にお答えをいたします。この交付金につきましては、先ほど梶山議員ご指摘のように地方創生先行型と地域消費喚起・生活支援型に分かれていまして、前者で野洲市に交付される金額は3,301万7,000円、そして、後者の交付金では5,231万1,000円で合わせて8,532万8,000円の予定になっています。まず、地域消費喚起・生活支援型につきましては、実質的にはもうプレミアム商品券しか使途がないような制度になっていますので、地元、野洲市商工会の提案を受けまして、商品券で地域経済の活性化を図りたいと考えています。

それと、地方創生型の交付金ですけれども、これは昨年の年末には自由度が高そうに見えていたんですが、具体的に提案をしてみますと、先ほども他の会派のご質問に答えましたように結構拘束力が高いです。もう一つは戦略をつくってからとなっているんですけども、今年度補正予算にもう事業を示して組みなさいという、そういう無理な制度になっています。戦略は後でいいですよ。野洲市の場合は、これももう既にお話をしていますが、戦略はつくらざるを得ないので、つくりますけども、取って付けた戦略じゃなしに、野洲市総合計画、ロードマップ、あるいは新年度予算の中で市民とか地域の課題になっていて、なかなか財源手当てができないものをここに充てようということをやっていました。

私もそれで、事務レベルに任していたんですけども、当初、想定していたものが跳ねられて、びっくりしたんですけども、もう事務としては先に、県とやりとりしていますから、何か今週末に出しなさいということで、私もこれ、今週の初めに指示をして、今、どうなっているのか、ちょっと報告してほしいということで確認しましたら、月曜日に協議を受けましたら、今申し上げたようなことでした。事務レベルではどうなっているかといいますと、当初、想定したものがだめだと言われたので、私がやってはあんまりよくないですよと言っていた方策を、職員を責めているんじゃないしに、職員としては国、県とのやりとりで仕方がないので、苦肉の策で昔とった手、いわゆる玉出しを庁内に通知をして、何かないですかということで上がってきた、いわゆる玉出し施策のリストができ上がっていま

す。

ちょっと協議したんですが、余りにもちょっと、いわゆる無理し過ぎるというのを議論していたら、少し精査をしてくれましたけども、今議会でお出ししますから、ここでせっかくのご質問ですから、新鮮な情報としてお伝えしますと、例えば、地域の若手の農業者が前から市内の農地でヒマワリを栽培して迷路をつくりたいとおっしゃっていたので、そのヒマワリの迷路へ支援を5年間するとか、そういったものが入っています。私としては本当にそれでいいのかどうかの議論をしたいんですけども、もう当事者にも実質約束をしているみたいですし、時間もないしということでもありますので、現時点ではそういうことで進めようと思っています。

先般も地元の代表の代議士さんの新年パーティーがあって、私は行きましたけども、結構保守会派の支援の方が私に言っておられたのは「総理はちょっと前つんのめり過ぎじゃないか」とおっしゃったんですが、まさにこれなんかは前へつんのめっているんじゃないかなというふうに思っております。

次に、2番目の地域経済の再生についてでございますけども、課題は市民生活及び地元の中小企業への、いわゆる好循環がまだ生じていないので、それが必要だということですが、今回の国の補正予算では、今お答えしました2つの交付金メニューしか野洲市が使えるものがございませんので、この交付金を最大限に使って活性化を図りたいと思っているんですけども、今言ったようにもうプレミアム商品券ではないとだめですと、もう議論は2割か3割か1割の還元率にするのかどうかだけの話になっていますし、もう一つの方も今言ったようなことなので、余り元気なお答えはできないかなというふうに思っています。

一方、残念なのはものづくり交流センターは昨年「今年度で終わります」とは言いながらも、国が野洲市の事業をずっと評価して、白書ですとかいろんなレポートに載せてくれているので、新しいメニューを出してくれるのかなと、あるいは公明党の国会議員さんもいろいろ政府に提案をしてくれていたもので、内々期待していたんですけども、全くなくて、そういうことですので、余計に使えるものがないんじゃないかなというふうに思っております。

3点目の我がまちの歳入の見通しにつきましては、国の税込見込みとしましては当然、消費税が8%へ引き上げられましたので、それに伴う増収が見込まれますので、増加をしております。本市では主な歳入項目で、少し具体的に申し上げますと、市税の見込みとし

ましては個人市民税ではこれ、増収はありますが、法人市民税で減収見込みで、市税全体では対前年度当初予算比ではわずかながらの減少になっています。

それと、地方消費税の交付金においては、今申し上げましたように消費税の率の引き上げでこの分はふえておりますが、一方、普通交付税におきましては、これはもうご承知の合併算定替えの激減緩和の期間の初年度となることから、少し減少するという状態になっております。

次に、4点目のセーフティーネットをどう守っていくかということですが、ご指摘の介護報酬引き上げについてですけれども、国の考え方は高齢者の増加により介護保険財政が厳しくなっていることとあわせて、かなり何か報道キャンペーンがされましたけれども、老人福祉施設等において内部留保金の多い事業所があることを理由に、介護保険制度を将来にわたって維持するために制度改正が行われました。ただし、介護報酬を引き下げれば、単純に内部留保資金が減るというものでは、私は経済の理論としてはあり得ないというふうに思っていますし、むしろサービス利用者へのそのしわ寄せがいくのではないかと。あるいはこの介護保険制度はご承知のように制度は政府、自治体が運営する、サービスは民間の、いわゆるインセンティブで供給しようという制度になっていまして、民間が魅力を感じなければ、サービス供給の意欲と、そしてから、それを前提とした制度設計に影響が出てくるのではないかなというふうに深刻に心配をしております。

野洲市も次年度の介護保険計画では50床の特別養護老人ホームを計画しておりますけれども、この影響を受けなければいいのではないかなと。特に建設費が高騰しております。そして、報酬、職員さんらも上げないといけないという、本当にこれをしていていいのかなという、ちょっと心配をしております。ですから、この部分については幾つかの懸念があります。

一方、生活保護費につきましては、物価の動向、年金や最低賃金とのバランスに加えて、年齢、世帯人員、地域差による影響を調整するために必要な激減緩和措置を実施した上で改正されたものであり、今年度には消費税率の引き上げに対する増額措置も実施されており、本市においても受給者に大きなマイナスの影響はなく、本市の実情を見れば、適正な生活保護基準になっていると考えております。

また、年金抑制につきましても、導入予定でありましたマクロ経済スライドのデフレ時の実施は見送りとなりましたので、問題はないというふうに考えております。

以上のようなことから、セーフティーネットは、特に高齢者の部分は心配ですけれども、

生活保護、年金については辛うじて、当面は維持されているというふうに思っています。

付け足しでありますけども、高齢者の部分は、認定こども園の制度を変えようと思ったから、もう返納はどんどん出てきて、これも先ほどの軽自動車税と一緒に、急に方針転換。だから、これは結構深刻だと思っているんですけど、消費税を上げて、制度変更しながら、きちっと地域の実情、私らでもわかるようなことが政策決定に反映されていない。ですから、認定保育園はもとへ戻してしまいましたし、軽自動車もこうなっていると。これはだから、高齢者のサービスでも、今申し上げたような懸念が、私は現実となってほしくないんですけども、なるおそれはあるのではないかなと思っています。

次に、5点目の今回の新制度による予算の充実ということですが、特に野洲市では該当する項目はありません。むしろ、新制度に移行することで市の持ち出しがふえております。既に太田議員のご質問だったか、野並議員の議案質疑でお答えしましたけども、保育所保育料が市町村民税所得割課税額に変更されたことにより、保育料の見直しを行いました。これも国は高い負担額を上限に定めていますが、野洲市では可能な限り負担がふえないように、ふえる方が少なくなるように設定をいたしました。先ほども太田議員にお答えしましたが、結果としては約6割の方が減額になる。負担をふやさないという制度設計したために6割の方が負担減になりますので、これを市の財源で補うということで、負担がふえております。

また、幼稚園においても応益負担から応能負担に変更され、加えて、私立幼稚園に通う方の保育料まで市が定めるということになり、こうした制度の改正による保護者負担の激減緩和を図るためにも経過措置を設けておりますので、市として恩恵を受けることはなくて、むしろ持ち出しがふえております。なぜ基準を変えてきたのか、所得税から市町村税の所得割にしたのか、これも物すごくコストと制度変更が伴っているんですけども、全く意味がないわけですね。それを調整するために作業と、そして、財源を持ち出す。結構、深刻な変更だと私は思っています。

また、野洲市のように市民の期待に応じて、市が責任を持って保育を行うための施設整備を行っていても、今回では全く支援の制度のメニューはありません。したがって、実質的には今回の制度は、全体的な政策的に梶山議員がおっしゃったように評価されるのかどうか知りませんが、野洲市で見れば、いいところはないという制度変更だと思っています。

次に、6点目の国の各市町村において地方創生関連事業メニューと市で示されています

が、これまでもお答えしましたように、有効なメニューは用意されていないと思っています。ただ、国の今の制度は農業も経済も直接当事者、あるいは関連団体にメニューがありますので、市になくても、経済団体とかを通じて事業者が受けておられているメニュー、これは国会議員でも今わかりにくいと。国会議員でもわかりにくいと言っているわけで、ちょっと市では把握できませんけども、その部分はあるかもわかりませんが、市で見れば、以上のとおりであります。

7点目の我がまちの地域経済活性化への取り組みについてお答えをいたします。今申し上げましたように、もう重なるんですけども、基本的にメニューはないと考えておりますし、先ほど申し上げました市が独自5年間取り組んできて、一部補助を受けた制度でさえも評価をしていただけなかったというのは残念であります。

次に、新年度予算編成にあたっての決意ということでお聞きいただいていますけども、あんまり私は決意で仕事をするじゃなしに市民ニーズとかまちの課題でやっています、もう既に繰り返しになりますけど、クリーンセンターとかこども園とか、あるいは治水とか、当初から掲げていますこういった課題を着実に解決するというので予算編成をしております。

また、一方で、市長になったときに福祉事務所がなかった。看板だけあって職員がいなかったの、順番に職員を充実しています。新年度も専門職を数人補強いたしますし、司書もふやします。そういったことで、やはり市民サービスをするのは意欲と能力の高い市の職員ですので、そこを財政厳しくても、きちっと充実をしていきたい。どなたかまたご質問をされますし、これまでも聞かれましたけど、財政改革が進まないんじゃなしに、この危機的な状況の中で市民サービスをきちっとするからそう簡単に切れないわけで、学童保育でも昔みたいに200人待機していただいたら、その部分は市の持ち出しがないんですが、きちっと待機児童がないようにしようとしているから、その部分を持ち出しているのをご評価しないで、質問しようとしているあたりが若干残念ではあります。

次に、平成27年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。病院問題ですけども、これまでも各会派からお聞きいただいたので、お答えしましたように、野洲病院が成り立たないということから始まっています。手続をきちっと踏んで構想まで来ましたが、単純に申し上げますと、特に初期投資が成り立たない。ふえています。オリンピック景気でここだけ膨らんでいる。不思議な国です。そこに来て、整備新幹線を3年前倒しすると言っています。これは当事者にとってみたら、すごいメッセージですね。まだ仕事が

ふえるだろうと。新幹線というのは駅舎もつくりましますし、レールも敷きますし、土地もあるか。不思議なんですね。私は結構福井の県内の市長さんと親しいので、報道されてすぐに出会ったので、「どうなんですか」と言ったら、「そんなんできるはずないですよ。新幹線は用地を買わんだめなので、前倒しと言ったって、土地買う準備もしていないのに」。国8でもねお問い合わせいただいて、本当に時間かかるんです。特に日本の場合は用地なんですね。だから、このメッセージというのはオリンピックでも上がっているけど、まだ上がり足りない建設費を上げようという、これはメッセージで、私はこれ、不思議な国ですね。

今、地方創生というのであれば、私は本当に個人的にちょうど10年ちょっと前にスポーツ行政やっていて、JOC、日本オリンピック委員会の幹部に相談を受けて、その当時、仕事でIOCの複数の、結構有力委員と付き合っていましたので、京都オリンピックをしたいということだったので、本当に動いたんですけどね。京都へ持っていったんですけど、京都の経済界が全然乗らなかったんですよ。JOCは、やっぱり2回目は東京じゃない、京都だと。京都が国際的に見ても一番魅力なんですね、古都だし。でも、京都は、私、そのとき言ってだめだったので、「NHKの大河ドラマの舞台になったら喜んでいるまちな」と言うて帰ってきたんですけども、本来地方創生するんだったら、京都でなくてもいいんですけど、広島でも、九州でもね。もう東京2回は国際スポーツ界ではなかったのに東京オリンピック。地方創生、及ぶと。これ、全く矛盾しているんじゃないかなと思うので、ブレーキとアクセルの踏み間違いを取り返すのは結構、私は厳しいというふうに思っております。

病院のが上がっているんですけども、先ほど答えましたので、もう簡単に言いますが、医業収益が私はもう少し可能性があると思うんですが、職員は慎重ですから、「そんないいかげんな」と言って、「もう出せない」と言っているんですが、コンサルは「ある程度算定できます」と言っていますし、ここは庁内で、私もオープンだから、庁内議論も全部オープンでやりますと言っているぐらいで、部長会議もどうぞ見て下さいなんですが、見てもらうわけにいかんから、全部速報でお知らせしていますから、今、庁内で慎重派とむちゃむちゃ派ではないんですけども、もう少し地の利とか、野洲病院の今の頑張りを入れれば、伸びるだろうと。そこを定量的に出せるか。いわゆる定性的に出せるか。物事というのは定性か定量かですから、私も決して何が何でも病院をつくらうと思いません。でも、形式どおりの算定で諦めてしまうというのには及ばない、そういう課題ではないと、もっと深刻な課題だと思っています。

1日2日ぐらいの職員と議論したら、収支が合ってきたら、「収支が合ったんだったら、何で民間病院がやられへんですか」と言った職員がいました。収支が合うんやったら、民間病院がやったらどうですかと。いや、これは野洲市が責任を持ってやるから収支が合うんであって、今の野洲病院は絶対無理です。資産がない。施設は古い。それを、そのときに私が言ったんですけど、タクシードライバーで給料をきちっともらっている人が自分が給料もらえるんだったら、自分でタクシー会社を運営したらどうですかという発想と一緒に、事業を始めようと思うと、当然、法的な手続も要りますし、そうしてから、資産も要りますし、いろいろな枠組みがあるのに資産、フローがあるんやったら、もう民間がやったらどうですかと言う。これは私はないと思いますね。だから、そんな安易な議論がまだ少し市内でもきちっとできていませんし、議員の皆さん方ともできていないんじゃないかと。当初からきちっと透明感を保って、ぎりぎりのことでやっていますが、一定期間内に今のところでは収支が合うんですが、ここはまた皆さん方精査いただいて、ご議論いただいたら結構です。

はっきり言いますが、施政方針で言いましたように、野洲が病院をやるというプロジェクトがなくなったら、10万人、5万人入退院の方と四百数十件、450人の救急の場所はなくなります。きのうもある補導員の方々との話し合いをしたんですけども、もう病院みたい当然できるもんというので、いつできるんやとか、この危機的状況という話も何か新聞に一部書いているんですけど、読んでおられないので、いつだというぐらいのそういうムードになっていますけども、ムードには走ったらだめですが、データをきちっと示しながら、皆さん方と、いい意味で背水の陣をしきながら議論を進めていきたいと思っています。

最後に、駅前周辺ですけども、これも簡単に申し上げますと、これまで昭和50年の後半からさまよってきた土地のあり方、こんなまち、普通ないですね。先般も職員採用試験をしましたけど、異口同音に駅前だけが不自然だと。ただ、ロータリーができたことを評価してくれていた職員がいて、きれいな駅前、これ、やっぱりまちのイメージはよくなったと言ってくれていましたけど、残る数ヘクタール、これにつきましては、きちっと、将来の見通しを大きく示した上でいろんな市民の意見、そして民間のアイデア、活力を含めて、いい方向に持っていきたいというふうに考えています。

あと、道路整備ですけども、これは特に国8バイパスは、これは今の政権等を含めて、公明党さんを含めて、本当に理解をいただいています、びっくりするほど進展をします。

新年度予算も破格の措置をしていただいています。

具体的に申し上げますと、26年度は、私の地元ですけども、妙光寺の用地は25、6でもう完了です。そして、27年度から文化財調査を行います。そして、三上地区については今年度中に用地測量を完了して、新年度に用地買収を完了する予定です。これにつきましては、予算に上げていますように、もう国から、市が責任を持って買収の事務を委託してやろうとしております。

ただ、大きな課題がありまして、オリベストの移転が一番大きな、本当に大きな補償物件です。今、補償調査業務等、移転交渉を進めてもらっていますというか、市も入っているんですが、国が主体ですから、やってもらっています、基本的にはオリベストは私も社長と直接話しして、移転は理解していただいています。ただ、かなり好業績なので、速やかに向かい側の用地に移転したいと。これも正式に要請いただいて、先ほどもちょっと触れましたけども、もう県にも半年前から新しい知事になってすぐに協議に行って、わかりましたと、農地転用といいますか、都市計画の変更をしましょうと。何がネックになっているかといいますと、都市計画の変更というのは基本的に10年に1回なわけですね。これを随時に変更するということは制度上あるんですが、これは知事の権限でやるかやらないかということです。普通は恣意的に誰かのためにやったら、これはだめですけども、このプロジェクトはもう30年前のプロジェクトで、本当だったらもうとっくにできているものがたまたまいろんな状況があって動かなかったのを今回動いてきたので、私は随時になじむと思っています。

説得したら、三日月知事もそうだなと、担当土木部長もそうだなと、「やります」と言ったんですけども、その後、事務レベルでやっていたら、どんどん後退してきて、今、どうなっているというたら、もうほとんど不可能になっているので、もう一回改めて本当に責任を問いにいこうと思っているんですけども、いろんな理屈、野洲市の職員も言われているんですけど、できない理由から述べ立てると言われているんですけど、全く野洲市の風邪がうつったのか、県の風邪が野洲市職員にうつっているのか知りませんが、今、そういう状態になって、深刻な状態です。国は一段の積極的な取り組みをしようと思っていますけども、これも滋賀県の評価としてマイナスです。辛うじてここまで持ちこたえて、大きな財源も付けてもらっているんですが、一番の支障物件の自ら動ける部分を動かそうとしていないと、こういう状態です。

あと、いつにということですけども、当然、国はまだ現に約束できる状況ではありません。

ただ、当初から言っていますように、都市計画決定というのは5年、10年ですから、10年を目処に完成をいただきたい。今は数億、そして来年度は2桁になりますけども、恐らくその2桁も100に近いようなものをどんどん付けていってもらって、一気にという形でできるだけ早い、遅くとも国体、開催できるか、ちょっと主会場のことで心配なんですけども、一応予定で平成36年滋賀県の国体ですから、その年に間に合うんでは遅いので、それよりは数年前にやっていただきたいというのが私どもの思いであります。

湖南幹線につきましては、言っていますように、27年度から28年度に用地買収で、29年度に市内の着工が予定されています。

あと、クリーンセンターの熱利用ですけども、これも当初から申し上げていますように、熱利用しないと補助金が受けられないということで、熱は温熱でやろうと。水浴施設はもう前提なんですけども、野洲市の場合は温水プールを持っていて、改築も必要なので、その熱も利用できるのもので、1つの案としてはプールを移そうといたしますか、プールの熱源として利用することで今のプールを閉じて体育館にして、できるだけ効率的で合理的な新しい施設をつくって温水プールという案を今前提にしていますが、直近の動向では近江八幡市も、そして守山市も熱回収施設にプールというのがもう公開されている情報でありますので、現に野洲市のプールは大半が市外の方で、守山市民の方がかなり多いということからすると、プール案もこのまま進めるかどうかはまた皆さん方に協議をした上で進めたい。ただ、温熱で利用することは確かですので、水浴施設とか地域振興施設については前提ですが、プールについては今申し上げたような状況であります。

あと、雨水幹線につきましては、27年から来年度にかけて、五乃里地先から市三宅地先まで780メートルの完成をしております。今の計画としましては、今度、27年度の残り520メートルの工事と今後の計画としては3カ年計画でJRの笠作踏切までの測量実施設計業務及び整備工事を行う計画で、当初狙いにしていましたように、1級河川、祇王井川の河川の負荷を少しでも軽減して、駅前の危険度を落とそうという計画で進めようとしております。

他にも幾つか新川とか家棟川とかありますけども、また詳細にわたりますので、省かせていただきます。

あと日野川につきましては、これは県工事で進めてもらってしまっていて、27年度から28年度にかけて、今の計画期間で残る古川橋までの区間350メートルを整備いただく予定であります。これも年々、県の力のかけ方がちょっと少なくなって、全体の当初予算が

減っていますけども、本当に危険な川ですから、促進協としては、できるだけ早く上流まで延伸するようというところで要望をしていきたいと思っています。

あと、障がいのある人や家族等への相談体制ですけども、現在は守山市、栗東市、野洲市の3市で相談事業をやっていますが、これも既にご説明していますように、新年度からは市単独で相談事業を、社会福祉協議会と委託というか、一緒に、身近なところで相談体制を組ませていただきたい、充実させていただきたいと思っています。それと、新年度の4月からはサービス等利用計画を作成してサービスを受けてもらうことになっています。いわゆるケアプランですね。これがなかなかうまくいっていないので、相談事業とあわせてやろうと考えております。

以上、ご質問にお答えといたします。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、明5日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き代表質問と一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時44分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年3月4日

野洲市議会議長 河 野 司

署 名 議 員 市 木 一 郎

署 名 議 員 丸 山 敬 二